家數二千八百四十四軒。
男女死亡四百六十五人。
瘞馬六十四匹。
船三百六十一艘。
以上。

一、武州ノ内　御代官所　今井九右衛門
百姓家居押潰亡所ニナリ、居所無之百姓四百六十九人。
死亡十人。

一、上總國夷隅郡御宿鄉邊村々、地震津波ニテ民屋潰或ハ流失。尤津浪ノ所ハ家財穀物舟網モニ流失、村々田畑砂押シ入リ、川缺山崩等所々ニ有之候由、津浪ハ廿七年以前ノ浪ヨリ二丈餘高ト也
潰家四百四十軒。

清野與右衛門
比○金長左衛門
桶口又兵衛
雨宮勘兵衛
河原清兵衛

死亡二十餘人。
瘞馬牛各一匹。
以上。

一、京極對馬守領分房州長挾郡朝夷郡ノ内、ノ内。二千石十一ケ村地震幷津浪ニテ、
死亡四十二人。内二十八人浪ニトラレ。
死馬二十七匹。
潰家六百八十七軒。
高百四十石餘永荒。
以上。

一、今夜ノ地震幷津浪ニテ、國々在々潰家、死人、牛馬等損覺大略。
潰家二萬百六十二軒。
死人五千二百三十三人。
死牛馬五百七匹。
私ニ云、右ハ相知レ候分也。小田原ノ如キハ家員不レ殘トアリテ員數不レ知。其外知レサルモ多シ。
又曰、委細ノ御○注住進ハ、或ハ數日ヲ經又ハ年ヲ越テ江戸ニ知レ侍レモ、散在ノハ見ニクキ故ニ、委ニ合セ記スモノ也。
——天享吾妻鑑

元錄十六癸未年十一月廿二日夜天氣ニゐ處丑之刻俄ニ大地震ユリ出、此時所々家潰、其外及ニ大破一。江戸御城廻リ殊の外破損也。大地割泥水出ゐ所も有ト之、或ハ地ユリ込タル所も有リ。

一、御上屋鋪東側長屋潰、北側長屋裏通リ腰板離レ、壁不レ殘落。依レ之板圍不レ致内ハ、表通リ幕ニ而圍申ゐ。其外所々半潰ニ而大分破損有レ之、夜明ゐ迄ユリ止ス。併丑ノ刻地震ハ殊の外輕し。

一、東側御長屋ニ而損ゐ人。

田中源内ニ而、娘弐人幷下女壹人死去。

竹田撿校ニ而、内方幷娘壹人死去。

金成惣左衛門ニ而、中間壹人死。

安見又市ニ而、中間弐人死。

右之御長屋ニ在レ之輩、手廻能早速欠出ゐ者之無ニ別條一、只一足之遲速ニ而右之通怪我有レ之。

一、大手御門番御勤中故、早速殿様御番所ゟ御出被レ遊ゐ。

一、大手御番所ニ而岡村藤七死。是ハ面番所庇落懸被レ打ゐ。此外ハ別條無レ之ゐ。

一、御城内外も大分破損有レ之ゐ由、内櫻田御番所、大手後御勘定所御奥藏和田倉御番所、馬場先御番所潰、人大勢損申ゐ。右之外所々潰人損ゐ由、(他カ)化所之儀故不レ詳。

一、十二月朔日 十六年。江戸ゟ先月廿三日出之飛脚到着。先月廿三日寅ノ刻江戸表大地震。御城御殿廻リ一位様御屋形大破、御城廻リ橋塀多門、其外淺草見付御門石垣之上塀六尺四方斗ツヽ十三ヶ所崩、御門ノ壁所々落申ゐ。筋違御門石垣四五間程崩、御門之壁所々落ル。小石川御門石垣之上塀崩、御門壁落申ゐ。牛込御門石垣之上塀不レ殘崩申ゐ。市谷御門、四谷御門、赤坂御門、半藏御門何も同斷之損シ申ス。田安御門石垣不レ殘崩、御門夛敷かゝふき申ス。清水御門塀不レ殘崩、喜地橋御門上御番所幷塀不レ殘崩申ス。竹橋御門右同斷。一ツ橋御門塀不レ殘崩申ス。神田橋御門塀所々崩ル、御番所つふき申ス。外石垣五十間斗崩申。常盤橋御門塀不レ殘崩、御番所三尺程かゝふき、足輕番所崩申ス。吳服橋御門塀不レ殘崩申ス。鍛治橋御門右同斷。數寄屋橋御門石垣所々崩塀不レ殘崩申ス。山下御門塀不レ殘崩申ス。唐御門壁少落申ス。櫻田御門壁崩申ス。日比谷御門塀崩、御番所つふき、石垣少崩申ス。馬場先御門塀壁落申ス。和田倉御門御番所つふき申ス。塀崩申ス。坂下御門石垣四五間崩、塀倒申ス。御壘藏不レ殘崩申ス。傳奏屋敷腰懸倒申ス。本庄御舟藏三ツ崩申ス。其外之御藏ともも戸前崩申。淺草御米藏所々壁落傾キ。其外廻リ壁不レ殘崩申ス。上之御屋敷御長屋百間斗、其外土塀所々飛彈守様栄女様御屋形、御長屋塀、土藏、御門大破仕ゐ。當御屋敷も所々壁落、張付損シ、塀之壁落。御中屋敷山田彌左衛門居宅大破、土藏ハ江戸中不レ殘損ゐ由。廿二日丑之刻より廿三日も度々大動仕ゐ由。甲府様御屋敷は御

長屋轉倒シ、火事出來、御長屋斗燒失、風無之早速鎭。榊原式部大輔御長屋塀も大破。其外江戸中大小名・寺社・町方少々破損無之處者甚希也と申來ひ。　――容山亭日記

十一月廿二日（○元祿十六年。）宵より震强く、夜八時地鳴る事雷の如し、大地震、戸障子さふき、家は小船の大浪に動くが如く、地二三寸とり所によりて五六尺程割き、砂をもミ上、或は水を吹出したる所もあり、石垣壞れ、家藏潰れ、穴藏搖あけ、死人夥しく、泣さけぶ聲街に囂し。又所々毀れたる家より失火あり。八時過津浪ありて、房總人馬多く死す。內川一はい差引四度あり。此時より數度大地震あり。相州小田原は分て夥しく、死亡の者凡二千三百人。小田原より品川迄壹萬五千人、房州十萬人、江戸三萬七千餘人（內廿九日火災の時、兩國橋にて死するもの千七百三十九人といへり。）なりし由、ものに誌す此時深川卅三間堂覆る。廿四日夜より雨ふり、明方に及てゆり止む。其後十二月まで震ふ事しば〳〵なり。　――武江年表

或日彌五右衞門（○天野。）居宅ニテ、此頃ハ空低ク星近ク見ユル也、カヤウナル時ハ地震ナドノ有ル物也トテ、カスガヒ十本バカリ調ヘ、屋敷の內外見廻リナガラ、彼所此所ト指圖シテ其カスガヒヲ打セ、或ハ大貫ヲ調ヘ、彼所此所ヘ筋違ヲ打セナドシケル。子息幷ニ家族等ハ、年寄テ老耄ヤサレケンナドヽ竊カニ笑ヒ居タリ。然ルニ兩三日過ルト大地震有テ、御城ヲ初メ大小名ノ屋敷市中ノ家ニ到ルマデ大破ニ及ビ、卽死怪我人多カリシニ、彌五右衞門が屋敷バカリハ大破ニ及バサレバ怪我人モ無ク、其儘住居ケルト也。是元祿十六年癸未ノ歲ノ大地震也　――明良洪範

廿五日丁卯（○元祿十六年（紀元二三六三年）十一月。○丁卯、三正綜覽。）震災復舊ノ役ヲ起シ、老中忍（○武藏國。）城主阿部正武（○豐後守。）ヲシテ、紅葉山（○市內麴町區。）上野（○市內下谷區。）增上寺（○市內芝區。）ノ東照社及各靈屋修理ヲ總督セシメ、若年寄笠間（○常陸國。）城主井上正岑（○大和守。）ヲシテ之ニ副タラシム。小普請奉行間宮信明（○諸左衞門。）奉行タリ。老中谷村（○甲斐國。）邑主秋元喬知（○但馬守。）城廻各所修理ヲ總督シ、若年寄鳥羽（○志摩國。）城主稻垣重富（○安藝守。）之ニ副シ、作事奉行松平乘邦（○傳兵衞。）大島義也（○伊勢守。）普請奉行甲斐庄正永（○喜右衞門。）水野忠順（○權十郎。）小普請奉行布施正房（○長門守。）之ヲ奉行ス。諸侯ノ助役ヲ命セラレタル者、十一月廿八日庚午（○元祿十六年（紀元二三六三年）○庚午、三正綜覽。）萩（○長門國。）城主毛利吉廣（○松平大膳大夫。）外六大名、內交代シタル者有リ。十七年甲申（○元祿○三月晦日改元、寶永元年○紀元二三六四年。）正月廿二日壬戌（○壬戌、三正綜覽。）ニハ、米澤（○羽前國。）城主上杉吉憲（○民部大輔。）三月廿二日辛酉（○元祿十七年（紀元二三六四年）○辛酉、三正綜覽。）ニハ、福井（○越前國。）城主松平昌親（○後吉品。兵部大輔。）外六大名、寶永元年甲申（○紀元二三六四年。）五月十四日壬子（○壬子、三正綜覽。）ニハ、岡崎（○三河國。）城主水野忠之（○監物。）廿九日丁卯（○寶永元年（紀元二三六四年）五月。○丁卯、三正綜覽。）ニハ、濱田（○石見國。）城主松平康官（○松井周防守。）外六大名、七月十九日丁巳（○寶永元年（紀元二三六四年）○丁巳、三正綜覽。）ニハ、高遠（○信濃國。）城主內藤清枚（○駿河守。）何レモ助役ヲ命セラレ、小姓組番

士及書院番士ヨリ假普請奉行ヲ任命シテ之ニ配屬セシム。毛利吉廣○松平大膳大夫。等ノ持場ハ、寶永元年甲申○紀元二三六四年。四五月ノ間及七月○寶永元年(紀元二三六四年)。ヲ以テ竣成受賞シ、上杉吉憲○民部大輔。等ノ持場ハ、九月○寶永元年(紀元二三六四年)。及十一月○寶永元年(紀元二三六四年)。ヲ以テ竣成受賞ス。作事奉行普請奉行小普請奉行以下亦十一月○寶永元年(紀元二三六四年)。受賞シ、總督秋元喬知○但馬守。副總督稻垣重富○對馬守。十二月○寶永元年(紀元二三六四年)。受賞ス。○柳營日次記。寶永元錄。天享吾妻鑑。文露叢。常憲院殿御實紀。寬政重修諸家譜。

震災復舊役　皇城篇ヲ參照セヨ。

一、掛員任命　左ノ如シ。

廿五日○元祿十六年十一月○中略。

一、今度地震ニ而破壞之所々修復之儀惣奉行阿部豐後守○正武。秋元但馬守○喬知。井御用懸井上大和守○正岩。稻垣對馬守○重富。被仰付之。

一、右同斷ニ付所々御破損奉行、

御作事奉行　松平傳兵衛○乘邦。

御普請奉行　甲斐庄喜右衛門○正永。

小普請奉行　布施長門守○正房。

永田半介○正義。

同　大島伊勢守○義也。

水野權十郎○忠順。

小普請方　遠山善次郎○景忠。

竹田藤右衛門○政武。

三五八

右ゟ御城廻御修復御用被仰付旨、小笠原佐渡守○長重。申渡之。

小普請奉行　福王市左衛門○信傍。

坂部惣左衛門○信明。

右ゟ御宮御佛殿御修復御用被仰付旨、老中申渡之。

伊藤新右衛門○重元。

竹村權左衛門○嘉武。

今度御普請諸色御用可承之旨。

御大工頭　鈴木修理

廿六日○元祿十六年十一月○中略。

地震ニ付破損所々御修復御用被仰付。

御勘定奉行　荻原近江守○重秀。

廿九日○元祿十六年十一月。

今度御普請諸色御用可承之旨。

御披官組頭　鈴木與次郎

——柳營日次記

十六日○元祿十六年十二月○中略。

今度御修復御用、御大工鈴木修理へ差添可勤旨。

廿三日○元祿十六年十一月○中略。

一、地震ニ付、所々御破損ニ依テ、御修覆惣奉行被仰付。如左、

御老中　阿部豐後守○正武。

若年寄　井上大和守○正岩。

御老中　秋元但馬守○喬知。

紅葉山。上野。增上寺。

御城中

市街充實時代

廿五日〇元祿十六年十一月〇中略。

一、今日御破損御修復御用被仰付ㇾ御役人中如ㇾ左、

御宮御堂ノ方

小普請御奉行　間宮所左衞門
　　坂部惣左衞門

御城廻リ

御作事奉行　松平傳兵衞
御普請奉行　甲斐庄喜右衞門
小普請奉行　布施長門守
　　永田半助
　　竹村權左衞門

若年寄　稻垣對馬守〇重富。

小普請　福王市左衞門
　　伊藤新右衞門

　　大島伊勢守
　　水野權十郎
小普請方　遠山善次郎
　　竹田藤右衞門

——天享吾妻鑑

二十五日〇元祿十六年十一月〇中略。

小普請奉行間宮諸左衞門等ハ、東叡山增上寺の御宮・御堂修理を奉る。作奏奉行松平傳兵衞・大嶋伊勢守義也・普請奉行甲斐庄喜右衞門・永野權十郎・小普請奉行布施長門守正房等、御城壘修復の事を奉る。

——憲廟實錄

廿五日〇元祿十六年十一月〇中略。各所破損の地修理奉行を秋元但馬守喬知・少老稻垣對馬守重富・作事奉行松平平傳兵衞・大島伊勢守義也・普請奉行甲斐庄喜右衞門正永・水野權十郎忠順・小普請奉行布施長門守正房に命ぜられ、御宮靈廟の修理を阿部豐後守正武・少老井上河內守正岑・小普請奉行間宮諸左衞門信明に命ぜらる。

廿九日〇元祿十六年十一月。勘定奉行荻原近江守重秀、こたひ各所修理の事沙汰すべしと命ぜらる。

——常憲院殿御實紀

助役

廿八日〇元祿十六年十一月〇中略。

一、御城廻石垣御普請御手傳被仰付ㇾ面々、於御白書院、

西丸下櫻田半藏御門迄

大手下乘橋門　松平大膳大夫〇毛利吉廣。
中ノ御門御玄關前　藤堂大學頭〇高睦。
和田倉馬場先　立花飛彈守〇鑑任。
內櫻田日比谷御門　丹羽五郎三郎〇秀延。
上梅林坂下　稻葉能登守〇知通。
平川口北劒橋　加藤遠江守〇泰恒。
數寄屋橋鍛冶橋　戶澤上總介〇正誠。
吳服橋御門

——柳營日次記

一ツ橋雉子橋

常盤橋神田橋

右之通御手傳被仰付旨小笠原佐渡守申渡之。

二日〇元祿十六年十二月。

市街充實時代

藤堂大學頭一昨廿九日類燒ニ付御免ニ付、松平右衞門督（○池田吉泰。）御城廻石垣御普請御手傳被仰付之旨、老中申渡之。

十五日（○元祿十六年十二月○中略。）

今度御城廻石垣破損ニ付、吉川勝之助（○廣達。）儀、御修復御用可相勤旨、其趣可申渡旨、大膳大夫（○毛利吉廣。）ニ奉書。

——柳營日次記

一、廿八日（○元祿十六年十一月○中略。）

一、今日御城廻リ御修復ノ所々御手傳被仰付之ヿ左ノ如シ。

松平大膳大夫　藤堂大學頭
立花飛彈守　丹羽五郎三郎
戸澤上總介　加藤遠江守
稻葉能登守　以上七人。

御手傳被仰付ハ間、諸事、秋元但馬守へ可被相伺旨也。

右ノ面々御城へ召シテ、御老中被仰渡。但松平大膳大夫ハ病氣ニ付、毛利內膳ニ被仰渡。

一、二日（○元祿十六年十二月○中略。）

一、藤堂大學頭殿屋敷類火ニ付、御普請御手傳ノ儀御免ナサルヽノ旨、御老中御用番土屋相模守へ大學頭家來相招シ、被仰渡由。

大學頭家督以後初テノ御用故、居屋敷ハ類燒ナレ𪜈、達テ相務度旨願ハレハヘ𪜈不叶ト云々。

一、松平右衞門督御城ハ被召之、今度御城廻リ御普請御手傳被仰付之。是ハ藤堂大學頭代リ也。

——天享吾妻鑑

廿八日（○元祿十六年十一月○中略。）郭邊石垣修理の人夫出す事を、松平大膳大夫吉廣・藤堂大學頭高睦・立花飛彈守鑑任・丹羽五郎三郎秀延・稻葉能登守知通・加藤遠江守泰恒・戸澤上總介正誠に仰付らる。

二日（○元祿十六年十一月。）藤堂大學頭高睦災にあひしをもて、石垣の助役を松平右衞門督吉泰に命ぜらる。

十五日（○元祿十六年十二月○中略。）松平大膳大夫吉廣が臣吉川勝之助廣達、石垣修理の人夫を命ぜらる。

——常憲院殿御實紀

普請奉行假役　手傳大名附ヲ命セラルヽ者左ノ如シ。

廿九日（○元祿十六年十一月○中略。）

一、地震ニ付御城廻御修復御手傳被仰付。依之兩御番とり假役御普請奉行被仰付面々、

御小性組　秋田淡路守組　服部久右衞門（○常方。）　同　松平石見守組　桑山源七郎（○一規。）
同　小田切土佐守組　大橋與總右衞門（○親宗。）　同　永井備前守組　土屋長三郎（○正克。）
同　松平源藏組　渡邊內記（○永倫。）　同　北條右近大夫組　成瀨吉右衞門（○正起。）
同　北條右近大夫組　根來平左衞門（○長安。）　同　伊澤吉兵衞組　仁賀保內記（○誠方。）

御書院　三枝攝津守組　朝倉外記○豐壽。　同　板倉筑後守組　松平傳左衛門○正辰。
同　同人組　岡田新八郎○利祐。　同　酒井壹岐守組　大岡市十郎○忠相。
同　松平式部少輔組　水野甚五左衛門○守房。

右之通被仰付之、御手傳大名壹人に奉行貳人宛。

朔日○元祿十六年十二月○中略。

今度地震ニ付、所々御破損奉行被仰付。

三日○元祿十六年十二月○中略。

地震ニ付江戸廻御普請假奉行大岡市十郎跡。

右之通、老中相模守申渡之。

廿九日○元祿十六年十一月○中略。

一、御城廻リ御普請奉行被仰付之事、左ノ如シ。

御小性組ヨリ、

秋田淡路守組　服部久右衛門　松平石見守組　桑原源七郎
小田切土佐守組　大橋與右衛門　永井備前守組　土屋長三郎
松平源藏組　渡邊内記　北條右近大夫組　成瀨吉右衛門
根來平左衛門　伊澤吉兵衛組　仁加保内記

御書院番ヨリ、

御書院松平近江守組　大久保甚右衛門○忠信。
御書院酒井壹岐守組　天野彌五右衛門○昌孚。

——柳營日次記

三枝攝津守組　朝倉外記　板倉筑後守組　松平傳左衛門
岡田新八郎　酒井壹岐守組　大岡市十郎
松平式部少輔組　水野甚五左衛門

二日○元祿十六年十二月○中略。

一、御城廻リ御普請奉行被仰付之。

是ハ大岡市十郎類火ニ付テ代リ也。

十二月朔日○元祿十六年○中略。

酒井壹岐守組　天野彌五右衛門

——天享吾妻鑑

去ル廿九日被仰付ハ通、江戸廻御普請奉行被仰付之旨、相模守申渡之。

松平近江守組　大久保甚右衛門

——元祿遺錄

廿九日○元祿十六年十一月○中略。各所修理の假奉行を小姓組服部久右衛門常方・桑山源七郎一規・大橋與惣右衛門親宗・土屋長三郎正克・渡邊内記永倫・成瀨吉右衛門正起・根來平左衛門長安・仁賀保内記誠方・書院番朝倉外記豐壽・松平傳右衛門正辰・岡田新八郎利祐・大岡市十郎忠相・水野甚五右衛門守房に仰付らる。

——常憲院殿御實紀

〔參考〕大地震一件ハ、手傳諸侯ノ分擔ヲ左ノ如ク記ス。

江戸御城廻リ御破損ニ付、石垣御手傳被仰付ハ面々、左之通、

松平大膳大夫

一、西丸不殘。一、半藏御門。一、田安御門。一、竹橋御門。
小屋場西丸大手屋鋪前外櫻田御門前堀端。

一、大手邊幷喰違。一、百人組御門。一、中御門。一、御玄關前通り。
此通路大手。小屋場一橋外明地。

一、和田倉御門。一、馬場先御門。一、日比谷御門。一、內櫻田御門。一、蓮池。
小屋場八代洲河岸。

一、上梅林坂。一、下梅林坂。一、平川口御門。
此通路北川橋平川口。小屋場北之丸。

一、常盤橋ゟ神田橋迄。
右之內神田橋ハ、年內ニ修復可レ被二申付一ハ。

一、二ツ橋ゟ雉子橋迄。

一、數寄屋橋ゟ鍛冶橋呉服橋迄。
但、常盤橋御門際迄內河岸通り、龍之口、數寄屋橋ゟ呉服橋迄內河岸小屋場。

行賞　左ノ如ク傳フ。建物其他ノ應急修理成リタルヲ賞スル者歟。

廿九日（○元祿十六年十二月○中略。）

一、今度御普請出來ニ付、御褒美被下面々、

時服ニツヽ。（時服羽折ニツヽ。）

銀三枚ツヽ。

小普請奉行　布施長門守
同　間宮所左衞門
同　曲淵伊左衞門
小普請方　遠山善次郎
永田半介
鈴木伊兵衞
竹田藤右衞門
福王市左衞門
伊藤新右衞門
竹村權左衞門
小普請方人足上役　安田彦八郎
鈴木九八郎

加藤遠江守
稻葉能登守

戸澤上總介

丹羽左京大夫

立花飛驒守

松平右衞門督

銀二枚ツヽ。

右之通被下。

○書入銀二枚ツヽ、

銀五枚ツヽ。

銀三枚。

小普請方伊賀者 栗野新平
同 山岡兵助
同 竹田金兵衛
小普請棟梁 壹岐
同 甲斐
惣右衛門

定小屋吟味役 服部彌市兵衛
人見彌三郎
羽田藤介
小島惣兵衛
杉本杢左衛門
石河淺右衛門
松本理右衛門
駒井彌左衛門
同 今村金太失
同 左右田三右衛門
小普請手代 新城金兵衛
同 淡路

——柳營日次記

廿九日○元祿十六年十二月。郭内修築成功によて、小普請奉行布施長門守正房・間宮諸右衛門信明・曲淵伊左衛門重羽・時服羽織たまひ、所屬にも賜物差あり。

助役諸侯賞賜　左ノ如シ。

廿九日○寶永元年四月○中略。

時服三十。　御普請御手傳相勤ニ付。
時服二十。　同斷。

右ゟ御城廻御普請御手傳相勤ゟニ付、爲御褒美被下之。席御白書院。

十五日○寶永元年五月○中略。

時服十。　戸澤上總助
同斷。　加藤遠江守
同斷。　稻葉能登守

右ゟ御普請御手傳相勤ゟニ付、爲御褒美被下之。

十六日○寶永元年五月○中略。

時服六。内貳ツ御紋附。　吉川勝之助

右御城廻御普請御手傳相勤ゟニ傳、爲御褒美被下之旨、三枝左兵衛ゟ老中列座申渡之。

十八日○寶永元年五月○中略。

今度御城廻御普請御手傳之大名家來共、奉行ニ罷出ゟ者共ゟ、於檜之間、御褒美被下ゟ面々、

——常憲院殿御實紀

銀五十枚。帷子五羽折。
銀五十枚。帷子四羽折。
銀二十枚。帷子三羽折。
同斷。
銀十枚。時服二羽織。
同斷。
同斷。

銀三十枚。帷子三羽織。
銀二十枚。帷子三羽折。

松平大膳大夫家來　宍戸丹波
國司式部
土屋右衞門八
粟屋帶刀
鷹屋七郎右衞門
野村勘兵衞
松田治右衞門
横山勘兵衞
口羽重郎兵衞
加川太郎兵衞
鮎川作右衞門
神村藤右衞門
三井又左衞門
立花飛驒守家來　戸次數馬
安藤彌三右衞門
岡金左衞門
立花三太夫

銀十枚。帷子二羽織ツヽ。
銀三十枚。帷子三羽織。
銀二十枚。帷子三羽織ツヽ。
銀十枚。帷子二羽織ツヽ。
銀三十枚。帷子三羽織。
銀二十枚。帷子三羽織ツヽ。
銀十枚。帷子二羽折ツヽ。
銀三十枚。帷子三羽折。
銀二十枚。帷子二羽折ツヽ。

戸澤伊織
山上九左衞門
岡上三郎兵衞
山本文左衞門
戸澤上總助家來　馬場五郎左衞門
舟生源右衞門
瀨川小兵衞
河上大之丞
瀨川三郎太夫
加藤遠江守家來　加藤新五右衞門
河田助右衞門
長尾半藏
平西平治
加藤平右衞門
稻葉能登守家來　粟屋五郎右衞門
中西權兵衞
井上左七郎

銀十枚。雌子二。羽折ッ、。

右之通、土屋相模守（政直。）出座、申渡之。若年寄列座。

廿一日（寶永元年五月○中略。）

銀二十枚。

同十枚。

右勝之助御普請御手傳相勤ゐニ付、被下之旨、土屋相模守申渡之。

朔日（寶永元年七月○中略。）

時服三十。

同二十。

右御普請御手傳仕舞ゐニ付、爲御褒美、被下之旨、豊後守申達之。

三日（寶永元年七月○中略。）

御普請御手傳相勤ゐ衆家來ゐ被下物、

松平右衛門督家來ゐ被下物、

御普請御手傳相勤ゐ衆家來、銀五拾枚時服三羽織山名（寶永元鉄岩越。）官兵衛吉田平馬桂軍兵衛寺西久之舍人加藤數馬。銀二十枚時服三羽織三浦藤左衛門猶村孫八何毛次郎兵衛道家與一右衛門。銀拾枚時服三羽織丹羽左京大夫（池田吉泰。）（秀延。）松平右衛門督（池田吉泰。）丹羽左京大夫（秀延。）

松田源五郎

宇佐美儀平

吉川勝助家來 金田伊織

同 桂勘左衛門

丹羽左京大夫家來、銀三十枚時服三羽織丹羽圖書。銀二十枚時服三羽織宛内藤新五左衛門。丹羽一學。銀二十枚時服二羽織宛上田伊織黒田傳太夫。銀十枚時服二羽織宛佐野善兵衛鈴木七郎兵衛味岡繁右衛門木元重兵衛。

右之通被下旨、秋元但馬守（喬知。）申渡之。若年寄列座。

一、同（寶永元年四月。）廿九日、御普請御手傳相濟御褒美

時服三十。

同二十五。

一、同（寶永元年五月。）十五日（中略。）

御普請御手傳相濟、御褒美、時服十宛賜之衆。

戸澤上總介　加藤遠江守　稲葉能登守

一、同（寶永元年五月。）十六日吉川勝之助御手傳相濟、御褒美時服六拝領。（勝之助幼少在所ニ有故、名代三枝左兵衛。）

一、同（寶永元年五月。）十八日（中略。）

御手傳家來、於御城ニ御褒美被下。

時服五羽織。（白銀五十枚。）

時服四羽織。（白銀五十枚。）

時服三羽織。（銀二十枚。）

（松平大膳大夫家來）惣奉行　宍戸丹波

副奉行　國司式部

番頭　粟屋帶刀

土屋右衛門八

銀十枚。時服二。羽。縞。宛。

白銀三十枚。時服三。羽。縞。

銀二十枚。時服三。羽。縞。宛。

銀十枚。時服二。羽。縞一。宛。

用人　鷹屋七郎左衛門
留守居　松田治右衛門
同　野村勘兵衛
普請方　横山勘兵衛
口羽十郎兵衛
元〆　香川太郎兵衛
目付　鮎川作右衛門
三井又左衛門
神村藤左衛門
立花飛驒守家來　戸次數馬
惣奉行　元〆　安藤彌三右衛門
元〆　岡金左衛門
副奉行　立花三太夫
上同　戸次伊織
留守居　山上九左衛門
目付　岡三郎兵衛
山本文左衛門

白銀三十枚。時服三。羽。縞。

銀廿枚。時服三。羽。縞一。宛。

銀十枚。時服二。羽。縞一。宛。

白銀三十枚。時服三。羽。縞。

銀廿枚。時服三。羽。縞壹。宛。

銀十枚。時服二。羽。縞一。宛。

白銀三十枚。時服三。羽。縞。

銀廿枚。時服二。羽。縞壹。宛。

銀十枚。時服二。羽。縞壹。宛。

戸還上總介家來　家老　馬場五郎右衛門
元〆　丹生源右衛門
瀬川小兵衛
普請方　川上大之丞
上同　瀬川三郎太夫
稻葉能登守家來　惣奉行　粟屋五郎右衛門
元〆　中西權兵衛
井上左七郎
普請方　松田源五郎
宇佐美儀平
加藤遠江守家來　惣奉行　加藤新五左衛門
元〆　河田助右衛門
長尾半藏
劃元　寺西平次
加藤平右衛門

一、同　○寶永元年五月。廿一日、御普請御手傳吉川勝之助家來御褒美。

家老　今田伊織

銀廿枚。

同十枚。

一、七月朔日（寶永元年。）御普請御手傳相濟御褒美、幷國元へ初テ御暇。

一、同（寶永元年七月。）三日松平右衞門督家來、御手傳相濟、御褒美。

松平右衞門督　丹羽左京大夫

家老並　桂　勘右衞門

鵜殿和泉　鵜殿刑部　堀場主殿　加藤數馬　岩越官兵衞　吉田平馬　牧　軍平　寺西久之丞　藤田甚左衞門　三浦藤右衞門　河毛次郎兵衞　猶山權八　道家與一左衞門

丹羽圖書　丹羽一學　内藤新五左衞門　上田伊織　黒田傳太夫　佐野喜兵衞　鈴木七郎兵衞　味岡繁右衞門　木本市兵衞

銀三十枚。時服三。羽織。時服三。羽織。銀廿枚。時服三。羽織。同廿枚。同二。羽織。同十枚同二。羽織。

銀五十枚。時服五。羽織。同廿枚。時服三。羽織。時服。

銀十枚。時服二。羽織。

丹羽左京大夫家來御褒美。

廿九日（寶永元年四月。中略。）松平大膳大夫吉廣立花飛驒守鑑任、城邊石壘の修築に人夫出せしにより、大膳大夫吉廣に時服三十、飛驒守鑑任に二十たまふ。

十五日（寶永元年五月。中略。）戸澤上總介正誠加藤遠江守泰恒稻葉能登守知通か家人、石壘修築の事に預かりし輩に、時服十つゝ給はる。石壘修理人夫出したるによれり。

十六日（寶永元年五月。）吉川勝之助廣達石壘修理のとき、人夫出したるにより、時服六給ふ。

十八日（寶永元年五月。）松平大膳大夫吉廣立花飛驒守鑑任戸澤上總介正誠加藤遠江守泰恒稻葉能登守知通か家人、石壘修築の事に預かりし輩に、時服羽織銀給ふ事差あり。

廿一日（寶永元年五月。）吉川勝之助廣達家人、石壘の事つとめし輩に銀を給ふ。

——常憲院殿御實紀——文露叢

第二次助役　寶永元年ニ入リ引續キ助役ヲ命セラレタル者有リ。同時ニ假普請奉行ヲ任命ス。即チ、

廿二日（寶永元年正月。中略。）上杉民部大輔（憲。吉。）御城廻り石垣御手傳被仰付之。

廿五日（寶永元年正月。）

御小性組内藤越前守組　角　南主　馬（通。國。）

御書院番小出和泉守組　京　極主　計（高久。）

右ハ地震付テ、所々御破損御普請奉行被仰付之。

市街充實時代

廿二日○寶永元年三月○中略。

一、御城石垣御普請御手傳。

松平兵部大輔○親昌　伊東大和守○實祐
黒田伊勢守○清長　鍋島攝津守○之直
秋月長門守○政種　六郷伊賀守○晴高
毛利周防守○慶高

右之通被仰付ㇾ間存其趣其頃例之時分參府有之ゟ、御用可相勤旨、老中より奉書。

十四日○寶永元年五月○中略。

一、水野監物○忠之。今度二丸御殿御普請ニ付ゟ、御手傳被仰付ㇾ間、來月中旬參府ㇾ樣奉書。

廿九日○寶永元年五月。

松平周防守○康官　有馬大吉○壽純
永井日向守○直達　松平采女正○定基
小出伊勢守○英利

右被爲召、御堀廻り石垣御普請御手傳被仰付。

石垣御修復御手傳。

同斷。

十八日○寶永元年六月○中略。

御書院松平近江守組　長谷川半四郎○重尚

右御城廻所々御破損御手傳御普請御城廻り御普請奉行被仰付之旨、老中申渡之。

御小性組秋田淡路守組　稲生七郎右衛門○正房

御小性組秋田淡路守組　服部久右衛門

同伊澤播磨守組　仁賀保内記

同北條右近大夫組　根來平左衛門

御書院三枝攝津守組　朝倉外記

十九日○寶永元年七月○中略。

內藤駿河守○清枚。被爲召、二丸石垣御普請御手傳被仰付旨、老中申達之。

——柳營日次記

一、同○寶永元年正月。廿三日○略。中石垣御普請御手傳被仰付。

同奉行

上杉民部大輔
小出和泉守組　京極主計
內藤越前守組　角南主馬

一、同○寶永元年三月。廿二日、御城廻石垣御手傳被仰付。

松平兵部大輔　黒田伊勢守　鍋島攝津守　秋月長門守
六郷伊賀守　毛利周防守

一、同○寶永元年五月。廿九日

伊東大和守　松平中務少輔

市街充實時代

御手傳被仰付。

一、同（○寶永元年六月。）十八日、御城廻御普請奉行被仰付。

御書院番松平近江守組　長谷川半四郎　御小姓組松平石見守組　稻生七郎右衛門　永井日向守

一、同（○寶永元年（紀元二三六四年）七月。）十九日二丸御普請御手傳。　內藤駿河守　——文露叢

一、五月（○寶永元年。）

二の丸御普請御手傳。　水野大監物　——續談海

廿二日（○寶永元年正月。）上杉民部大輔吉憲、郭邊修築の人夫出すへしと命せらる。

廿二日（○寶永元年三月。）松平兵部大輔昌親、伊東大和守祐實、黑田伊勢守長清、鍋島攝津守直之、秋月長門守種政、六鄕伊賀守政晴、毛利周防守高慶に、城邊石壘修治の助役を命せらる。

十四日（○寶永元年五月○中略。）水野監物忠之に、二丸御修理の人夫出すへき旨命せらる。

廿九日（○寶永元年五月。）松平周防守康官、有馬大吉壽純、永井日向守直達、松平采女正定基、小出伊勢守英利、酒井靱負佐忠囿、內藤能登守義孝どもに城邊石壘修築の助役を命せられ、（○下略。）

十八日（○寶永元年六月。）小姓組稻生七郎右衛門正盛、服部久右衛門常方、根來平左衛門長安、仁賀保內記誠方、書院番長谷川半四郎重尙、朝倉外記豐壽、城邊石壘修築の奉行にあてらる。

十九日（○寶永元年七月。）內藤駿河守清枚、二丸石壘修築の助役を命せらる。　——常憲院殿御實紀

〔參考〕此等諸侯ノ分擔箇所ハ、手傳記ニ、

一、御玄關前二重御櫓、附武者走石垣、二丸銅御門、並御多門、潮見坂高石垣、並二重御多門御櫓、上梅林坂御門、二重御櫓迄。　松平兵部大輔吉昌。

一、北はね橋御門並御多門、同續二重御櫓、上梅坂二重御櫓迄御多門。　伊東大和守祐實。

一、坂下御門、外櫻田御門、日比谷御門。　黑田伊勢守長清。

一、神田橋御門幷鍛冶橋新口、竹橋御門幷御多門。　鍋島攝津守直之。

一、半藏御門　秋月長守門種政。

一、半藏御門ゟ北ノ方損ノ石垣貳百十間餘。　六鄕伊賀守政晴。

一、右同斷石垣貳百五十間餘。　毛利周防守高慶。

ト傳ヘ、上杉吉憲ノ持場ヲ寬政呈譜半藏門ヨリ清水門迄ノ石垣トシ、酒井忠囿持場ヲ四谷市谷牛込三門及石垣櫓、內藤義孝持場ヲ幸橋門溜池落口トシ、松平康官持場ヲ續諸海筋違橋トシ、有馬壽純持場ヲ赤坂門、永井直達持場ヲ小石川門、小出英利持場ヲ淺草門、松平定基持場ヲ虎門トスルコト、皇城篇之ヲ記ス。

竣工行賞　左ノ如シ。

朔日（○寶永元年九月○中略。）

御白書院、

時服三十。

上杉民部大輔

同十。

伊東大和守

同。

黒田伊勢守

同。

秋月長門守

同。

六郷伊賀守

同。

毛利周防守

同。

鍋島攝津守

右御普請御手傳相勤ゐ二付、爲二御褒美一被レ下レ之旨、土屋相摸守（○政直。）申二達之一。其後御前ゐ被二召出一、上意有レ之。

四日（○寶永元年九月。）於二檜之間一、御普請御手傳被二相勤一面々家來ゐ、御褒美被レ下レ之。土屋相摸守出座申二渡之一。

上杉民部大輔家來

銀三拾枚。時服四。羽織。

中條與四郎

銀貳拾枚。時服三。羽折ツ、。

市川孫次郎

關原八左衞門

銀貳拾枚時服（○柳營日次記、羽折）二ツ、。

銀拾枚。時服二（○柳營日次記、羽折）ツ、。

銀三拾枚。時服三。羽折。

銀貳拾枚。時服二（○柳營日次記、羽織）ツ、。

銀三十枚。時服三。羽折。

銀貳拾枚。時服三。羽折ツ、。

銀拾枚。時服二。羽折ツ、。

本

野出忠左衞門

片桐六郎左衞門

武藤清右衞門

植野伊右衞門

高

室平十郎兵衞

池上小傳次

北澤金五左衞門

崔戸平八郎

宮島甚右衞門

伊東大和守家來

山田次郎左衞門

川崎佐兵衞（○柳營日次記次ニ、川崎半助阿萬甚左衞門二人ヲ載ス。）

黒田伊勢守家來

杉田善兵衞

伊丹九郎左衞門

尾江半右衞門

加藤彌平太

船田半太夫

小川諸左衞門

銀三拾枚。時服三。羽折。
銀貳拾枚。時服三。羽折。
銀拾枚。時服二。羽折。
銀拾枚。時服二。羽折。
銀三拾枚。時服三。羽折。
銀貳拾枚。時服三。羽折ツヽ。
銀拾枚。時服二。羽折。
銀三拾枚。時服三。羽折。
銀貳拾枚。時服。羽折ツヽ。
銀拾枚。時服二。羽折ツヽ。
銀三拾枚。時服三。羽折。
銀貳拾枚。時服三。羽折ツヽ。

秋月長門守家來 小田藤兵衛
大坪甚右衛門
中村伴右衛門
國井舍人 ○柳營日次記次ニ、手塚喜五郎。
六郷伊賀守家來 宮崎源五兵衛
吉岡五郎左衛門
佐藤彥左衛門
煩 宇佐美半兵衛
土肥八左衛門
毛利周防守家來 益田金兵衛
煩 岩本平左衛門
遠城寺源三郎
矢野源左衛門
桑原源五左衛門
鍋島攝津守家來 石井又左衛門
水野六左衛門
東與左衛門

銀拾枚。時服二。羽折ツヽ。

廿八日 ○寶永元年九月○中略。

御白書院

時服十。
同。
同。
同。
同。

副島新左衛門
植村茂兵衛
內藤能登守
永井日向守
松平采女正
小出信濃守 伊勢
松平備中守 (○柳營日次記、周防守名代)

右ゟ御普請御手傳仕舞ニ付、爲御褒美被下之。其後罷出ゟ、御目見御禮申上。

晦日 ○寶永元年九月○中略。

一、於檜之間、御普請御手傳被勤ゟ衆家來、御褒美被下之。土屋相摸守 ○政直。 出座。

銀三拾枚。時服三。羽折。
同廿枚。同。
同斷。
同拾枚。時服二。羽折。
同。

內藤能登守家來 內藤治部右衛門
安藤三郎兵衛
加藤兵右衛門
藁科太郎左衛門
三宅與右衛門

市街充實時代

銀三拾枚。時服三。羽折。
同貳拾枚。時服三。羽折。
同。
同拾枚。時服二。羽折。
同。
銀三拾枚。時服三。羽折。
同貳拾枚。時服二。羽折。

同拾枚。時服二。羽折。

銀三十枚。時服三。羽折。
同貳拾枚。時服二。羽折。

同拾枚。同斷ツヽ。

銀三拾枚。時服三。羽折。
銀貳拾枚。時服三。羽折。

松平周防守家來 岡田織部
松井藤助
稻垣半右衞門
西田七兵衞
宮木半次郎
有馬大夫家來 有馬忠右衞門
神代七兵衞
堀江加兵衞
荒木角太夫
近藤李之進
永井日向守家來 山藤常右衞門
磯貝新左衞門
中村只右衞門
大河內惣左衞門
高津文右衞門
松平采女正家來 戸塚治太夫
兒玉儀右衞門

同拾枚。時服二。羽折。

銀三拾枚。時服三。羽折。
同貳拾枚。時服三。羽折。

同拾枚。時服二。羽折。

右之通被下之。
○柳營日次記。廿八日。時服十。

右御普請御手傳相勤ゐ付。被下旨、老中申渡之。

朔日○寶永元年十一月○中略。

御白書院

時服三十。
同貳十。

右之此度御普請御手傳相濟ゐニ付、御自身、爲御褒美被下之。

七日○寶永元年十一月○中略。

市街充實時代

多賀利右衞門
小泉茂左衞門
松田平兵衞
小出伊勢守信濃守家來 松本友右衞門
岡田彌右衞門
爪生三右衞門
瀧又左衞門
西部新左衞門

有馬大吉
名代有馬攝津守。

松平兵部大輔
酒井靱負佐○中略。

於檜之間、〇柳營日次記。此間ニ「今度御城邊」。御普請〇柳營日次記。此間ニ「御手傳」ノ三字有リ。被勤ハ衆家來ハ、御褒美被下之。秋元但馬守〇喬知。出席申渡之。

銀五拾枚。時服五。羽折。
同。
銀貳拾枚。時服四。羽折。
同。
同。
同。
同。
銀十枚。同三。羽折。
同拾枚。時服三。羽折。
同。
同。
同。
同。
銀三拾枚。時服三。羽折。
同貳拾枚。同斷。

松平兵部大輔家來
松平庄兵衛
〇柳營日次記高谷。
高屋善右衛門
大谷助六
中川杢之助
天方五郎左衛門
加藤賀藤左衛門
高田金太夫
井上半太夫
原木才兵衛
上月八郎左衛門
今村段右衛門
松原善右左衛門
堀十兵衛
酒井靱負佐家來
小泉安左衛門
都筑喜内

銀貳拾枚。同貳。羽折。
同。
同。
銀拾枚。時服二。羽折。
同。
同。
銀三拾枚。時服二。羽折。
同二十枚。同斷。
同。
同拾枚。同斷。
同。

廿八日〇寶永元年十一月〇中略。

御白書院〇中略。

同(〇時服)十。
同十。

右ゟ御普請御手傳相勤ハニ付被下之。御目見。
入御之節御通掛、御黑書院御勝手。此度御門々御普請相勤ハ御作事奉行・御普請奉行・小

宮地瀨兵衛
渡邊助左衛門
廣瀨澤角左衛門
鳥居助勘左衛門
湊源内
市川孫右衛門
戸田能登守家來
彥坂與次右衛門
本多四郎左衛門
石原七郎兵衛
小菅庄兵衛
酒井杢右衛門
水野監物
内藤駿河守

普請奉行并兩御番ゟ出役御普請奉行小普請方御大工頭、御目見相濟、入御以後御褒美被下之。所謂、

金五枚時服三羽折ッ、。

同五枚時服三羽折ッ、。

同五枚時ふく貳羽折。

同斷。

御小姓組

金三枚。時服三ッ、。

御作事奉行 大島肥前守

同 甲斐庄喜右衛門（○柳營日次記、御普請奉行）

御普請奉行 水野權十郎

小普請奉行 布施長門守

同 間宮播磨守

○柳營日次記「御小姓組川勝權之助組」 服部久右衛門

○柳營日次記「同內藤越前守組」 角田主馬

○柳營日次記「同松平石見守組」 桑山源七郎

○柳營日次記「同人組」 稻生七郎右衛門

○柳營日次記「同小田切土佐守組」 大橋與惣右衛門

○柳營日次記「同永井備前守組」 土屋長三郎

○柳營日次記「同松平壹岐守組」 渡邊內記

○柳營日次記「同北條右近大夫組」 成瀨吉右衛門

○柳營日次記「同人組」 根來平左衛門

御書院番

○柳營日次記「御小姓組伊澤播磨守組」 仁賀保內記

○柳營日次記「御書院三枝攝津守組」 朝倉外記

○柳營日次記「同酒井主馬組」 大久保甚左衛門

○柳營日次記「同人組」 長谷川半四郎

○柳營日次記「同小出和泉守組」 京極主計

○柳營日次記「同板倉筑後守組」 松平傳左衛門

○柳營日次記「同組」 岡田新八郎

○柳營日次記「同大久保豐前守組」 天野彌五右衛門

○柳營日次記「同松平式部少輔組」 水野甚五左衛門

右同斷小普請方

○柳營日次記「銀三枚、時ふく貳、羽折。」

○柳營日次記「金三十兩、時服貳、羽折。」

○柳營日次記「同。」

○柳營日次記「同。」

○柳營日次記「銀三十枚、時ふく貳、羽折ッ、。」

○柳營日次記「同。」

○柳營日次記「小普請方」 永田半助

○柳營日次記「同」 遠山善次郎

○柳營日次記「同」 福王市左衛門

○柳營日次記「同」 竹田藤左衛門

○柳營日次記「同」 伊藤新右衛門

○柳營日次記「同」 坂部五郎太夫

○柳營日次記「同。」
○柳營日次記「同。」

銀三十枚。

右之通、於芙蓉之間、老中列座申渡之。

於燒火之間、金拾兩づゝ御披官七人に、銀五枚ッゝ勘定役貳人。同貳枚ッゝ壁土瓦改方四人に。

銀拾枚ッゝ。

銀五枚ッゝ。

○柳營日次記「同。」
五人扶持

右之通被下旨、若年寄申渡之。

○柳營日次記「同。」石川孫兵衛
○柳營日次記「同。」竹村權左衛門
鈴木修理

○柳營日次記「梗概。」甲良豐前
○柳營日次記「同。」平內大隅
○柳營日次記「同。」依田壹岐
○柳營日次記「同。」鶴刑部左衛門
○柳營日次記「同。」村松淡路
○柳營日次記「同。」溝口九兵衛
○柳營日次記「梗概。」植木太郎右衛門（土佐子）
○柳營日次記「梗概。」依田彌次右衛門（壹岐子）
○柳營日次記「同。」小林惣右衛門（若狹子）
石方久三郎

晦日○寶永元年十一月○中略。於檜之間、御普請相勤ゐ衆家來ゐ被下物、但馬守○秋元喬知。出座、老中申渡之。○中略。

銀三拾枚。時服三。羽折。
同貳拾枚、同斷ッゝ。

銀三拾枚。時服三。羽折。
同貳拾枚、同斷ッゝ。

同拾枚、時服二、羽折ッゝ。

同拾枚、時服貳、羽折ッゝ。

右之通被下之。

朔日○寶永元年十二月○中略。

壹萬石御加增。
五千石御加增。

右之通、於御前被仰付之。

市街充實時代

水野監物家來 拜鄉源左衛門
鈴木彌一右衛門
松本大學
佐藤十郎右衛門
三好傳兵衛
內藤駿河守家來 葛上左門
星野縫殿介
小松六郎右衛門
奧平宮內左衛門
神戶五郎右衛門

秋元但馬守○中略。
稻垣對馬守

——寶永元錄○柳營日次記同。

一、同日○寶永元年十一月廿八日。御普請御手傳相濟ゐニ付、御褒美、時服十宛被ゝ下ゝ之。○中略。

一、御城廻り御普請相濟、御褒美被ゝ下。

金五枚。時服三。御羽織。

水野監物　内藤駿河守

一、金三枚、時服二、御番方奉行、小普請方。

同○寶永元年十二月。朔日○中略。

一萬石御加增。　松平安房守　大島肥前守

五千石御加增。　水野權十郎　甲斐庄喜右衞門

右兩人、御普請御用相勤ゐ付、爲ニ御褒美。　布施長門守

九月朔日○寶永元年○中略。石壘修築助役の輩褒賜行はる。上杉民部大輔吉憲は時服三十、伊東大和守祐實、黒田伊勢守長清、秋月長門守種政、六鄕伊賀守政晴、毛利周防守高慶、鍋島攝津守直之は、各時服十づゝかり。

四日○寶永元年上杉民部大輔吉憲、伊東大和守祐實、黒田伊勢守長清、秋月長門守種政、六鄕伊賀守政晴、毛利周防守高慶、鍋島攝津守直之が家人等、石壘修築の事にあづかりし輩に、銀時服羽織をたまふ。

秋元但馬守

稻垣對馬守

——天享吾妻鑑

十一月朔日○寶永元年○中略。松平兵部大輔吉品、酒井靱負佐忠囿、戸田能登守忠眞城壘修築成功により、助役を褒せられて、兵部大輔吉品は時服三十、靱負佐忠囿は二十、能登守忠眞は十給ふ。

七日○寶永元年一月○中略。十城邊石壘の事にあづかりし松平兵部大輔吉品、酒井靱負佐忠囿、戸田能登守忠眞が家人に、時服羽織銀を賜ふ。

廿八日○寶永元年一月○中略。十城壘修築成功の賞行はる。助役せし水野監物忠之、内藤駿河守清枚、時服十づゝ、作事奉行松平安房守乘邦、大島肥前守義也、普請奉行甲斐庄喜右衞門正永、水野權十郎忠順は、金五枚、時服三、羽織一づゝ、小普請奉行布施長門守正房、間宮播磨守信明に金五枚、時服二、羽織一づゝ、兩番よりかりの奉行せし輩十八人に金三枚、時服三づゝ、小普請方以下の屬吏に時服金銀給ふ事差あり。

三十日○寶永元年一月○中略。十城壘の事にあづかりし水野監物忠之、内藤駿河守清枚が家人に、時服、羽織、銀たまふ事差あり。

朔日○寶永元年二月○中略。十秋元但馬守喬知は一萬石、少老稻垣對馬守重富は五千石益封ぜられ、

——常憲院殿御實紀

○下略。

此役城内外各門ノ修理有リ。皇城篇ニ柳營日次記所傳ヲ收錄シテ在リ。今註セズ。

喬知初喬朝。○甚九郎。○但馬守。○攝津守。○從五位下。○從四位下。○侍從。

寶永元年十二月朔日、去年地震により破壞せし所々の普請を奉行せし賞として、河

內國丹南、丹北、八上三郡の內に於て、一萬石を加賜せられ、二十五日甲斐國の所領を武藏國入間、比企、高麗、埼玉四郡のうちにうつされ、川越城をたまふ。

吉廣（初就勝。千之助。主膳。大膳大夫。侍從。從四位下。○毛利。）

寶永元年四日廿九日さきに本城石垣の普請をたすけつとめしにより時服三十領をたまひ、五月十六日吉川勝之助廣逵にも時服六領恩賜せられ、十八日その事にあづかる家臣十三人に物をたまふこと各差あり。

鑑任（初宗尙。宗昌。宗政。鑑春。鑑常。大助。勝千代。飛驒守。從五位下。從四位下。○立花。）

寶永元年四月二十九日、さきに蓮池をよび和田倉等の石壘普請のことを助けしにより、時服二十領をたまひ、五月十八日家臣等にも時服白銀等を賜ふ。

秀延（初尹重。五郎三郎。左京大夫。從五位下。從四位下。○丹羽。）

寶永元年七月朔日、本城の石壘を修築せしにより、時服二十領をたまはり、三日家臣等にも物をたまふ。

知通（初通周。市正。能登守。從五位下。○稻葉。）

寶永元年五月十五日吳服橋石垣の普請をたすけつとめしにより、時服十領たまはり、十八日家臣等にも物をたまふ。

泰恒（初泰經。泰常。五郎八。遠江守。從五位下。○加藤。）

寶永元年五月十五日一橋より雉子橋までの石垣普請のことを助けしにより、時服十領をたまひ、十八日家臣等にも時服白銀等をたまふ。

正誠（初乘盛。勝盛。忠義。政晟。政條。政定。政陟。政鐘。政應。正誠。千代鶴。能登守。上總介。從五位下。致仕後中務大輔。又號二中務入道一。○戶澤。）

寶永元年五月十五日、さきに地震によりて崩る處の常盤橋渡り櫓をよび石壘修理のことを勤しにより、時服十領を賜ひ、十八日其事に預れる家臣等に物を賜ふ。

吉泰（初吉明。長吉。勝五郎。右衞門督。相模守。侍從。從四位下。左少將。○池田。）

寶永元年七月朔日（○中略。）この日さきに本城石壘の普請をたすけつとめしにより、時服三十領をたまはり、三日家臣等に物を賜ふ。

吉憲（勝千代。喜平次。民部大輔。從四位下。侍從。○上杉。）

寶永元年九月朔日半藏清水二門の石壘を修補せしにより、時服三十領をたまひ、家臣等にも物を賜ふ。

祐實（彥松。監物。出雲守。大和守。從五位下。○伊東。）

寶永元年九月朔日、本城の櫓をよび石壘等の普請をたすけつとめしにより、時服十領をたまひ、四日そのことにあづかりし家臣等にも時服白銀等を賜ふ。

直之（千熊丸。攝津。攝津守。從五位下。致仕號二了關一。○鍋島。）

寶永元年九月朔日、城邊石垣の普請を助しにより、時服十領を賜ひ、四日家臣等にも物を賜ふ。

長清（平八。伊勢守。從五位下。○黑田。）

寶永元年九月朔日、先に坂下外櫻田日比谷の石垣普請のことを助けしにより、時服十領をたまひ、四日家臣等にも物をたまふ。

種政（萬作。兵部。山城守。長門守。從五位下。致仕號三宗善。）

寶永元年九月朔日半藏門をよび石垣修造の事をつとめしにより、時服十領を賜ふ。四日家臣等にも物を賜ふ。

政晴（庄之助。伊賀守。阿波守。從五位下。）

寶永元年九月朔日さきに半藏門の石壘普請の事をつとめしより、時服十領をたまひ、家臣等にも物をたまふ。

高慶（初高定。高寛。助十郎。周防守。從五位下。）

寶永元年九月朔日、さきに半藏門石垣の普請をたすけしにより、時服十領を賜ひ、四日この事にあづかりし家臣等にも物を賜ふこと差あり。

忠之（齋宮。主水。和泉守。從五位下。尋從四位下。致仕號三祥岳。）

寶永元年十一月二十八日二丸の普請をたすけしにより、時服十領をたまひ、晦日家臣等にも時服羽織白銀等をたまふ。

康官（初康長。康賢。松千代丸。主計頭。周防守。從五位下。致仕後彈正少弼、號三優山。）

寶永元年九月二十八日さきに筋違橋門の普請を助けしにより、時服十領をたまひ、家臣等にも物をたまふ。

——寛政重修諸家譜

康官（初周防守。初主計頭。從五位下。致仕彈正少弼。卜改ム。後優山ト號ス。）

略。上シム。此時康官病中タルニヨリ嫡子康倫名代トシテ之ヲ勤行ス（六月廿一日銀初。同九月廿七日成功ス。）

寶永元年甲申五月廿九日江戸筋違橋櫓門經營アリ。康官ニ令シテ此役ヲ助ケ

——松井家譜

直達（初直泰。豐。熊。日向守。從五位下。）

寶永元年五年二十八日小石川御門の普請を助けしにより、時服を賜ひ、家臣等に物をたまふ。

一準（初眞純。純。壽。壽純。大吉。左衞門佐。從五位下。致仕後左兵衞佐。）

寶永元年九月二十八日赤坂門の普請を助けしにより、時服十領をたまひ、晦日家臣等に物を賜ふ。

定基（岩松。美作守。采女正。從五位下。致仕後勘解由。將監。）

寶永元年九月二十八日虎門修理の事を助けしにより、時服十領を賜ひ、家臣等にも白銀時服等をたまふ。

英利（初吉尚。小出。英法。大學。伊勢守。從五位下。）

寶永元年九月二十八日淺草門の普請を助けしにより、時服十領をたまひ、晦日家臣等に物をたまふ。

忠固（千熊。與七郎。親貞。佐。從五位下。從四位下。）

寶永元年十一月朔日四谷市谷牛込の門櫓及び石壘の普請をつとめしにより、時服二十領をたまひ、七日家臣等にも物を賜ふ。

義孝（藤丸。能登守。從五位下。○內藤。）

寶永元年幸橋門をよひ溜池石垣の普請を助けしにより、九月五日時服十領をかづけられ、家臣等にも物をたまふ。

清枚（初守興。清長。半右衞門。丹後守。駿河守。從五位下。○內藤。）

寶永元年十一月二十八日、さきに二丸普請の事をたすけ勤めしにより、時服十領をたまひ、晦日家臣等にも物を賜ふ。

——寛政重修諸家譜

災後警備

是日（○元祿十六年（紀元二三六三年）十一月廿五日。）先手頭佐野政信（○與八郎。）ニ火賊考察ヲ命シ、廿六日戊辰（○元祿十六年（紀元二三六三年）十一月。○戊辰、三正綜覽。）增火消ヲ任命シ、廿七日己巳（○元祿十六年（紀元二三六三年）十一月。○己巳、三正綜覽。）譜第大名六員ヲシテ城廻ヲ部署警衞セシム。蓋災後ノ治安ヲ戒ムル也。（○柳營日次記。天享吾妻鑑。常憲院殿御實紀。）

災後警備事蹟

災後警備　災後應急措置ノ一トシテ、幕府ハ震災後三日火付改ヲ任命ス。

一、廿五日（○元祿十六年十一月○中略。）

一、江戸中火付改ノ御用被仰付。

御先手　佐野與八郎（○政信。）

——天享吾妻鑑

廿五日（○元祿十六年十一月○中略。）先手頭佐野與八郎政信は火賊考察（○下略。）

——常憲院殿御實紀

其翌增火消ヲ命ズ。

廿六日（○元祿十六年十一月○中略。）

出火之節、差圖を不相待、早速火事場へ罷出、火むろあるを不申ゟ樣、可防之旨。

——柳營日次記

脇坂淡路守始六人に奉書。

一、廿六日（○元祿十六年十一月○中略。）

一、今日定增火消被仰付之。

脇坂淡路守（○安照。）　龜井隱岐守（○慈親。）

堀左京亮（○直利。）　松平隼人正（○近朝。）

京極縫殿（○高或。）　松平長八（○池田仲央。）

——天享吾妻鑑

以上六人罷出、火防可被申由ナリ。

廿六日（○元祿十六年十一月。）火災の時指揮を待ず速に出て火を防へきむね、脇坂淡路守安照はじめ、六人の輩に傳らる。又火災しげく風烈しき時は、巡番の輩、郭邊しげ〳〵見廻るへし、定役の外增役をも命すべしと仰出さる。

——常憲院殿御實紀

曲輪廻分警ハ

廿七日（○元祿十六年十一月。）

市街充實時代

馬場先御門障無之所ニ可ニ罷立一ハ
神田橋御門外右同斷
一ツ橋御門外右同斷
外櫻田御門外右同斷
常盤橋御門外右同斷
田安御門外右同斷
右者今度地震ニ付、御曲輪廻り所々御破損も有レ之、〆りも不レ宜間、御普請中火事等之節、右之場所に相詰ハ樣に可レ仕旨小笠原佐渡守申ニ渡之一。

一、廿七日〇元祿十六年十一月〇中略。

一、今日御普代大名ノ中寄場被ニ仰付一輩左ノ如シ。

馬場先御門外　酒井左衞門尉〇忠眞。
神田橋御門外　榊原式部大輔〇政邦。
一ツ橋御門外　本多能登守〇忠常。
外櫻田御門外　板倉周防守〇重冬。
田安御門外　松平對馬守〇近陣。
常盤橋御門外　板倉甲斐守〇重寬。

以上六人。

——柳營日次記

今度地震ニ付、御郭廻リ所々御破損有レ之、シマリモ不レ宜ハ間、御普請中自然火事等出來ハ節ハ、御城近所へ向寄次第相詰罷有、得ニ差圖一可ニ相勤一旨被レ仰ニ出之一。

私ニ曰、右ノ衆場所へ被レ詰ハ時、蜜メ武具等持セラルヽト聞ク。

——天享吾妻鑑

廿七日〇元祿十六年十一月〇中略。各郭石壘破壞により、修理の間、火災等の時出て警衞すべきむね、酒井左衞門尉忠眞、榊原式部大輔政邦、本多能登守忠常、板倉周防守重冬、松平對馬守近陣、板倉甲斐守重寬に仰付らる。

——常憲院殿御實紀

〔附記〕流言飛語取締

覺

今度地震ニ付、色々虛說申あるきハ者有レ之由ニハ間、向後左樣之者於レ有レ之ハ、早速捕レ之、月番之番所ハ召連可レ來ハ。以上。

十一月廿八日〇元祿十六年。

申渡之覺

一、舊冬地震ニ付、虛說申あるきハ者之儀ニ付、最前茂町中爲ニ相觸一ハ處、今以不ニ相止一、頃日も謠狂言等ニも作レ之、申觸者有レ之由相聞不屆ニハ。向後名主家主心掛、左樣之者於レ有レ之ハ、早速捕レ之、月番之番所ハ可ニ申出一、若隱置、外〆相知ハハヽ、名主家主五人組迄、可レ爲ニ越度一ハ間、此旨急度可ニ申聞一ハ。以上。　申〇元祿十七年。三月朔日

右之通名主支配切ニ、可ㇾ被ニ申渡一ㇾ。以上。

右ゟ、三月二日〇元祿十七年。喜多村ニ ゟ町々名主ニ被ニ申渡一ㇾ。——撰要永久錄〇正寶事錄同。

元祿十六年十一月大火

廿九日辛未〇元祿十六年(紀元二三六三年)十一月。〇辛未、三正綜覽。水戸〇常陸國。城主德川綱條〇中納言。小石川邸〇市內小石川區。火ヲ失シ、本鄕〇市內本鄕區。下谷〇市內下谷區。神田〇市內神田區。傳馬町・小舟町〇市內日本橋區。邊ヲ燒キ、延テ本所〇市內本所區。深川〇市內深川區。ニ及ブ。〇變災篇參照。

元祿十六年十一月大火事蹟

元祿十六年十一月大火 變災篇ニ詳錄ス。

廿九日〇元祿十六年十一月〇中略。

戌時水戸宰相綱條卿の第失火、富坂・本鄕弓町・谷中東叡山の西偏、湯島天神の祠・神田明神の祠・昌平坂の大成殿・下谷篠筈池邊・筋違橋の郭門・神田鍋町・淺草橋外鳥越・大川端・兩國橋・本庄・深川靈岩寺等燒失。

——憲廟實錄

一、廿九日〇元祿十六年十一月。水戸殿築山假小屋ヨリ出火、表門通長屋並鳶坂ノ方長屋計少殘リ、御殿等不ㇾ殘燒ル。類燒、松平筑後守・春日町不ㇾ殘但、北角十軒程殘ル。小栗長右衛門・三宅備前守・牧野周防守・松平齋宮・石川備中守但、表門計殘ル。石丸賴母・安藤筑後守・御茶ノ水眞木河岸不ㇾ殘。火消井上賴母役屋布。聖堂・湯島不ㇾ殘、神田明神地內不ㇾ殘、島田丹波守・日根野九郎兵衛・堺野六右衛門・前田帶刀・大岡次右衛門・與力同心不ㇾ殘、猪飼次郎兵衛、但小人不ㇾ殘、御弓町不ㇾ殘、本鄕湯島六町不ㇾ殘、甲府殿附平岡團右衛門、大森三次郎與力同心。不ㇾ殘、松平半左衛門與力同心。不ㇾ殘、水戸殿家老鈴木石見守、杉浦武兵衛與力同心。不ㇾ殘、小笠原十右衛門與力同心。不ㇾ殘、佐藤八郎右衛門・服部百介・中村彌右衛門、藥師寺・興安寺・本生寺・松永寺、近藤源左衛門同心不ㇾ殘、石原市左衛門與力同心。不ㇾ殘、野原六右衛門・太田林庵・服部友益・草賀作左衛門、石野八兵衛與力同心。不ㇾ殘、松浦左兵衛・古田大膳・永野式部・町野惣右衛門・神保太郎左衛門・建部源太郎・久永丹波守・倉橋惣十郎、右ノ橫三町餘、丸山菊坂町竪三町橫一丁餘、本明寺・長泉寺、丸山梨木坂黑柳介九郎組小人不ㇾ殘竪三丁。橫一丁余。本鄕町屋六町不ㇾ殘、松平加賀守・近藤登之介・喜福寺・眞光寺、御駕籠町不ㇾ殘竪橫三丁餘。森川宿追分・本多中務裏門ヨリ卅間程內長屋少見ユ。佐野與八郎與力同心十四軒不ㇾ殘。伴野與惣兵衛・井飼次郎兵衛組小人不ㇾ殘。永戸殿中屋布御殿計殘リ、家中不ㇾ殘、小笠原信濃守中屋布北ノ方半分殘ル、願行寺本堂計殘リ、寺中皆燒、是ニ火留ル。竪五丁。橫一丁餘。下谷無緣坂松平飛彈守・松平大藏・興安寺、片町二丁餘、天澤寺表門殘ル。切通シ根生院、坂入半平・佐山庄左衛門・關口道隆・前田源左衛門・稻留喜八郎・淺井勘兵衛、市屋不ㇾ殘、天神門前通丁計、覺源比丘殘ル。妻戀稻荷・下谷池ノ端茅町三町・松光院・七軒町・眞光院・常圓寺・宗源寺・永松寺・覺昌寺・遠圓寺、大正寺・京極兵部・正慶寺・長圓寺・妙鏡寺・淺井七右衛門・內藤傳左衛門・大說寺・林昌院・平岡織部、是迄七間町ノ內。松平藤九郎・松平飛彈・御用屋布・甲府殿但地尻長屋少殘ル。秋元但馬守七軒町ヨリ是迄五町餘。谷中天眼寺・玉林寺・本捽寺・松平伊豆守・妙傳寺・善光寺門前町モ不ㇾ殘。眞行寺・妙常寺・本覺寺・市覺寺・本行寺・龍泉寺・妙法寺・大常寺・妙雲寺・大寶院・福宗寺・西光院・不動院・南權院・深壽院・本覺寺・源壽院・瑜泉院・瑞林寺本堂釋迦堂殘、其外寺中十五軒不ㇾ殘。蓮花寺・泰慈寺・妙除寺・西源寺・松平半左衛門下屋布・三浦壹岐守・瑞松寺・感應寺本堂殘ル。寺中五軒表門町屋燒ル。上野勸善院・養壽院・津梁院・林光院・圓覺院・圓壽院・

等覺院、松林院、乘圓院、萬王院、右上野院中。下谷池の端分、永井能登守表門前町屋、裏門前通殘ル。小笠原大學、板倉賴母、平井四郎右衛門、石川主殿頭、立花民部、嶋岡角右衛門、建部內匠頭、松平半左衛門、天神石垣不レ殘、中村太郎兵衛、小笠原九十郎、同心同坊不レ殘、本多彌兵衛、小堀和泉守、藤枝若狹守、酒井隼人、酒井新次郎、明神下大坂同坊町不レ殘、玉虫佐太郎、金田小兵衛、芦野左門、渡邊平十郎、鈴木修理、旅籠町不レ殘、本多能登守、近藤備中守、原田順阿彌、福原刑部、黑田玄蕃、松平駿河守、大關彈正、岩城伊豫守、堀左京亮、內藤式部、小笠原右近戶田淡路守、井上筑後守、石川越前守、新黑門前不レ殘、同坊町不レ殘。右筋違橋ヨリ黑門前迄十町餘。杉浦內藏介、神田相生町不レ殘、鈴木伊兵衛、本多能登守、中屋布、京極甲斐守、藤堂大學頭、野々山新兵衛、新庄伊織、伊奈右衛門、飯高善兵衛、飯高瀨兵衛、土屋賴母、組御徒不レ殘、殘、加藤遠江守、屋鋪際迄燒留ル。加藤太郎左衛門、組御徒不レ殘、夏目藤右衛門、組御徒不レ殘、下谷高水道南ノ方一町半殘ル。和泉橋ヨリ高水道迄十町。山田三太夫、淺野與右衛門、藤堂備前守、下谷二町不レ殘、生駒玄蕃、藤堂大學、中屋布、佐竹源次郎、安部外記ニテ火留ル。立花飛彈守不レ燒、松浦忠右衛門、天野隅四郎、生駒主稅、森川紀伊守與力同心。松平下總守ニテ火留ル。太田原賴母、新庄主殿、永野隼人、中屋布、宗對馬守、宮原長門守、久世平十郎、菅沼長兵衛、大澤帶刀、近藤左衛門、宍倉與兵衛、依田次兵衛、山中圖書力、丸加右衛門、石原新八郎、岡登傳五郎、石川彥左衛門、伊谷茂右衛門、田中孫太郎、島田十兵衛、組御徒不レ殘、石川甚左衛門、伊奈平四郎、若川市右衛門、山本武兵衛、眞田小平治、瀧川與三兵衛、安藤治右衛門、組御

徒不レ殘。本庄安藝守ニテ大澤越中守、梶田市左衛門、下谷長者町不レ殘、津輕越中守ニテ細川熊次郎、三宅惣九郎、酒井左衛門尉下ニテ中根宇右衛門、大岡市十郎、酒井下總守、柳原町留、松町不レ殘、酒井左衛門尉ニテ佐竹源次郎、松浦壹岐守、淺岡又四郎、齋藤忠右衛門、三宅宗九郎、今井九右衛門。是ヨリ鳥越、池田內匠、鳥越明神際ニテ火留ル。猿屋町不レ殘、長國寺閻魔堂、鳥越橋ニテ火留ル。柳原眞木町八町不レ殘、淺草見付內、馬喰町、伊奈半左衛門、本田半右衛門、小幡小助、橋本町、松浦酒之丞。是ヨリ誓願寺前內藤十左衛門、曾我主膳、依田內藏、申斐庄喜右衛門、彥坂九兵衛、古田彥九郎、永野隼人ニテ永井讃岐守、細川玄蕃、米津周防守、九鬼大隅守、久永內記、永井主膳、黑川與兵衛、大澤右衛門、天野彥四郎、近藤彥九郎、市橋下總守、松平伊豆守ニテ青木右衛門、永見甲斐守、小柳丁、土井周防守上リ屋布ノ內、筋違橋ノ內、飯室源左衛門、川野善左衛門、松永太郎左衛門、大岡源太郎、鈴木與五郎、松平伊豆守際ニテ留ル。太田攝津守北方殘。須田町、連雀町、神田鍋町ヨリ見付迄五町、神田鍛冶町二丁目ニテ燒留ル。松平又四郎、神田松田町不レ殘、戶田民部、神田加賀町南ニテ留ル。柳原土手ヨリ七町程、白銀丁四丁不レ殘、遠藤主膳、戶田大膳、小笠原右近ニテ春日左衛門、三浦監物、大澤織部、岩井町不レ殘、井戶對馬守、伊勢平八郎、岩井町、橋四ケ所燒落、本石町四丁目北側殘。通鐵砲町、小傳馬町、同所牢屋不レ殘、本所四丁目南側不レ殘。大傳馬町一丁目、二丁目、北幅四丁目。同三丁目、通油町、花町、長谷川町、橋町不レ殘、兩國橋西廣小路ノ方半分燒落、橋際ニテ七丁程。橫山町不レ殘、橫七丁程。男女八十五人死。其外水底ニ沈ム者數不レ知。是ヨリ淺草見付迄町屋布不レ殘、凡死人四百

余。日影同朋町不レ殘。此處死人七人。淺草見付橋落ル。見付ハ殘ル。外。カヤ町。松平日向守。松平美濃守。松平内匠頭。是ヨリ矢倉跡。松平美濃守。松平右京大夫。狩野洞元。岩室伊右衛門依田十郎兵衛。松前志摩守。濱町酒井與九郎。牧野備後守中。關伊織役屋。永井伊賀守中。秋元但馬守。永野隼人正。土屋相模守中。牧野八太夫。井上遠江守。淺野壹岐守。松平因幡守。戸田土佐守。跡部茂兵衛。北條仁右衛門。酒井賴母。山田傳左衛門。井上彦太郎。北條次郎右衛門。黒川左衛門。酒井雅樂頭中。土井式部少輔中。小網町三丁。大坂町。甚左衛門町ヨリ幅五町餘。箱崎町。青柳町。湊町。靈岸河岸。靈岸嶋竪三町横一町半程。永代島小橋ノ欄干少燒ル。湊町石河岸幅一町半程。靈岸嶋ノ内。新白銀町不レ殘。筑波町半町程。稻荷町ニテ留。是ヨリ白銀町幅四丁程。深川堀田伊豆守。土藏少々殘ル。新大橋本ノ町屋不レ殘。松平遠江守。表通土藏長屋殘ル。小笠原彦太夫。松平陸奥守屋布切ニ留。同屋布前北ノ屋不レ殘。六間堀ノ内。深川本橋欄干少燒。戸田能登守下屋布半分燒。門外町屋不レ殘。ウナキ橋落ル。大久保加賀守下。門計殘ル。阿部豐後守下。小笠原佐渡守下。黒田肥前守。御藏奉行中不レ殘燒失。東本所牧野備後守。西光寺。菅沼織部。東ハ諏訪安藝守ニテ留ル。高木玄齋。北本所三嶋檢校辨天宮地不レ殘。本多孫兵衛酒井與一郎。鳥井久太夫。御臺所町不レ殘。回向院寺中不レ殘。表通町不レ殘。幅三丁程。土屋主税尾上町。相生町不レ殘。一ツ目橋ニテ留ル。深川仙臺河岸。成瀨隼人正屋布坤ノ方十五軒殘ル。此所仙臺カシ迄堀通ト云。同所長岡町二町ノ内東ノ町一丁不レ殘。是ヨリ靈岸寺本堂。方丈計リ殘ル。寺中門前不レ殘。是ヨリ南淨泉寺並寺中。北ノ方十二軒餘燒失。靈光寺門

前モ不レ殘。是ヨリ東ノ方。秋元但馬守佐竹源二郎。自恩寺東方稻葉丹後守屋布木場迄。此所松町三丁燒。向土屋相模守長屋東迄。少々殘リ。是ヨリ北ヘ二ツ目邊ノ西側不レ殘。諏訪安藝守宅迄。是ヨリ北方一ツ目辨才天ヨリ東方町家三丁餘。小堀向無緣寺。東ノ方吉良上野介表門通リ。鳥井久太夫本多孫太郎不レ殘。無緣寺北方。藤堂大學頭三浦壹岐守等。其外餘多略レ之。淺草新堀向ハ。立法寺並隣寺一ケ所ニテ燒留ル。今日火事增火消本多中務大輔酒井左衛門尉眞田伊豆守京極備中守。

十二月朔日 ○元祿十六年。曉ヨリ風烈。昨夜ノ火事。今日ノ申刻本所深川ノ末砂村ト云所ニテ漸火鎭ル。

一、同 ○元祿十年十二月。六日。今午之刻江戸ゟ去ル朔日午刻出之飛脚到着。先月廿九日酉ノ刻小石川水戸宰相樣御屋敷八重姫君樣御守殿ゟ出火。折節富士南大風ニて。富坂御弓町。丸山本郷追分筋上之御屋敷を初三御屋敷。白山前。千駄木林。谷中感應寺門前寺中燒。夫ゟ金杉ゟ燒通。本郷湯島森川宿天神。明神聖堂燒失。柳原下谷茅町ゟ錦袋家を限り。板倉賴母殿。小笠原土佐守殿。石川主殿頭殿。小笠原遠江守殿。板倉筑後守殿。藤堂大學頭殿。其筋燒通リ。本庄深川小網町。蠣がら町。靈巖島。鐵砲洲。新大橋。兩國橋。永代橋燒落ル。小川町。駿河臺。鎌倉かし。護持院燒失。白銀町。夫ゟ通町。右町。本町。尼崎。日本橋江戸橋燒落ル。依之人多死ス。新橋迄。夫ゟ海手まて燒通ル。廿九日ゟ十二月三日之朝迄燒ル。四十七年以前明曆三年之大火事ゟ。去月十八日。今度之火ハ多ゐ由申來ル。御城櫻田筋。大名小路ゑ殘り

ひ。長門守樣御下屋敷ゟ御退可ㇾ被ㇾ遊處ニ、火下ニ付ゐ本庄横堀本法寺ゟ御退之所、御下屋敷無ニ別條一段被ㇾ聞召一、御移可ㇾ被ㇾ成と駒方迄御出之處、人込ニゐ舟渡し相成不ㇾ申。角田川を御越千壽之橋ゟ御廻り、御下屋敷ゟ被ㇾ爲ㇾ入ひ由。

——容山亭日記

一、同年（一七〇六）十一月廿二日の夜寅の刻、大地震。相模國取分強し。此時小田原の城回祿。又安房上總ハ津波打て、人馬夥しく流死に。亦同月廿九日の夜江戸大火。南風ふて本鄉追分より火出て、北風に替り、湯島天神聖堂筋違橋ゟ燒戻り、向柳原淺草茅町邊迄、南ハ神田より傳馬町小舟町堀留小網町ゟ燒行、本所へ飛ヒ、回向院近邊、又深川永代嶋の邊を限りに燒、明日五ツ時に鎭る。此時兩國橋燒落る。是を世に地震火事と云。

——承寬襍錄

十一月廿九日（一七〇六）夜大風、本鄉追分より出火して、谷中まで燒、又小石川より出火して、北風に成、上野、湯しま天神、聖堂、筋違橋、向柳原、淺草茅町、南は神田より傳馬町、小舟町堀留、小網町、本所へ飛、回向院の邊、深川永代橋（西の方半分。）燒落、明る五時鎭る。是を世に地震火事といふ。

——武江年表

〔附記〕震災被害錄上

撰要永久錄ニ據ル。

一、去ル廿二日（一七〇五年十一月。）之夜、地震ニ付ふきゐ家土藏有ㇾ之ゐハヽ、書付、名主月行事致ニ印判一、明日明後日兩日之内、奈良屋所ゟ持參可ㇾ被ㇾ及ゐ。破損仕ゐ分ハ書上ニ不ㇾ及ゐ。以上。

是月（一七〇六年（紀元二三六三年）十一月。）令シテ賃銀物價ヲ騰昂セシムルヲ禁ス。（撰要永久錄。常憲院殿御實紀。）

十一月廿九日（一七〇六年。）

賃銀物價騰昂制禁　大火災ニ由リ上下窮困スルヲ以テ也。

覺

一、今度火事ニ付諸商賣諸職人幷日雇牛車大八車駄賃其外品々、高直ニ仕間鋪ゐ旨、御老中被ニ仰渡一ゐ間、急度可ニ相守一ゐ。若相背者於有之ハ曲事ニ可ニ申付一者也。

未十一月（一七〇六年。）

右之通被ニ仰付一ゐ間、町中家持ハ不ㇾ及ㇾ申、借屋店借裏々迄、不ㇾ殘可ㇾ被ニ相觸一ゐ。以上。

十一月（一七〇六年。）

この月（一七〇五年十一月。）令せらるゝは、こたび火災により、諸商賣物はいふまでもなし、諸工傭夫牛車大八車等の賃錢、其他のものも、價騰貴せしむべからずとなり。

——常憲院殿御實紀

元祿十七年二月再令有リ。

覺

一、去冬火事ニ付、諸商賣物諸職人幷日用牛車大八車駄賃、其外之品々高直ニ仕間敷旨、

相觸ゝ處、其後地震又ハ火事有之ゝ故歟、于今おゐて品々高直之由相聞不届ニゝ。尤時節ニ寄少宛之高下ハ可有之事ニゝ得共、急用之品を見懸直段上ゝ義、向後堅仕間鋪ゝ。重ゐ吟味可有之ゝ間所之名主家主入念急度相改、油斷仕間鋪ゝ。以上。

申〇元禄十七年。二月廿九日

右之通被仰付ゝ間、町中家持ハ不及申、借屋店かり裏々迄、此旨爲申聞急度相守可申ゝ。少茂油斷有間鋪ゝ。以上。

二月廿九日〇元禄十七年。

十二月二日癸酉〇元禄十六年(紀元二三六三年)〇癸酉、三正綜覽。震災火災被害者ニ令シテ、營築修理ヲ急ニスルコト勿ラシメ、九日庚辰〇元禄十六年(紀元二三六三年)十二月。〇庚辰、三正綜覽。及廿三日甲午〇元禄十六年(紀元二三六三年)十二月。〇甲午、三正綜覽。更ニ令シテ營作ノ分限ニ越ユルヲ禁ジ、兼テ儉約防火等ニ關シテ令スル所有リ。〇柳營日次記。天享吾妻鑑。常憲院殿御實紀。撰要永久錄。

町年寄 三人 ——撰要永久錄〇正實錄同。

營作其他布令　大震大火ノ復舊營作其他ニ關スル左ノ布令有リ。

二日〇元禄十六年十二月〇中略。

一、井上大和守〇号。相渡ゝ御書付之寫

一、今度火事地震ニ付、屋敷破損或燒失面々普請破損等、此節ハ諸職人可差支之間、差急ニ仕ゝ義無用ゝ、縦御成道ニても不苦ゝ、先板圍等申付置、追々致造作ゝ様可相傳旨、

相摸守〇土屋政直。申渡之。

十日〇天享吾妻鑑九日〇元禄十六年十二月〇中略。

井上大和守被相渡ゝ御書付之寫

覺

一、今度地震火事ニ付、作事申付ゝ儀、前々も相達ゝ通、分限ニ應じ彌輕可仕ゝ。たとひ御成道筋ニゐも急不申、緩々普請可申付事。

一、衣服其外向後結構無之、音信贈答料理ニ至迄輕可仕ゝ。惣ゐ奢かましき儀可爲無用之事。

一、宛所も申渡之通、火之元彌念を入可申付ゝ。若出火ゝハヽ、精出早速消可申ゝ。尤近所ゟも早々欠付消之、大火ニ不成様可仕事。

一、火事場へ馬上ニゐ見分遣ゝ儀、堅無用事。

一、火事之節晝夜ゟかきらず、所々御門幷橋々往來不滯様ゟ可仕ゝ。且亦所々橋際ゐ諸道具差置間敷、此段兼ゐ向々ゟ可申付置事。

右之通被仰出ゝ間堅可被相守ゝ。以上。天享吾妻鑑同。

十二月

廿三日〇元禄十六年十二月〇中略。

一、被仰出ゝ御書付寫

覺

一、家作之儀、前ニも相達ゐ通彌輕ク、向後居屋敷下屋敷共ニ、一通輕相見へゐゐも、手之込さる作事可レ爲二無用一事。

一、歳暮年頭物ニ祝義之取かはし、隨分輕く可レ被レ致ゐ。肴等鯛鱸ゟかぎらに、何肴ゟても輕取ろむし可レ被レ致ゐ。菓子類も獻上し外、杉檜之重可レ爲二無用一事。

附、獻上之外白木之臺可レ爲二無用一、若無據節ハ何木ゟゐも可レ被二用事一。

一、衣類之儀有合ゟ可レ被二用ゐ。小身之面々む、熨斗目又む定紋着不レ致ゐゐも不レ苦事。

附、又そのハ右ニ可レ准事。

一、年頭其外祝儀之振舞ぎりといふ共、かゐ々可レ被レ致ゐ。常體之料理も輕く致、白木具之類可レ爲二無用一事。

一、風烈之時分む在宿いさし、縱年禮さりといふ共可レ有二延引一ゐ。遲成分ハ不レ苦事。

右之趣堅可レ被二相守一ゐ。以上。

未十二月

二日〇元祿十六年十二月〇中略。けふ令せらるゝは、こたび火事地震にて、屋舍破壞し、あるは燒亡せし輩、營築修理等、この頃は匠工もさしつかゆべければ、速に營築するに及ばず、たとへならせらる道なりともくるしからされば、先板墻をなしをき、追々に營築すべしとなり。

九日〇元祿十六年十二月〇中略。けふ令せらるゝは、巡察の番士、火の元の事、門前へまかり告しらしむるとき、是をきゝすみやかに廣間より屋敷中廻りのものへ觸しむべし、夜中は拍子木をうつべし、廣間にても拍子木をあはせ、宅地中まはるもの心いれまはるべしとなり。又こたひ地震火災により營作の事、前令のごとく分限に應じ、彌かるくすべし、たとひならせ給ふ道たりともいそぐに及ばず、ゆるやかに構造すべし、衣服其他今より後華美にすべからず、普信贈遺料理等にいたるまでかろくすべし、さき〳〵令せられしごとく、火をいましむる事心いれしむべし、もし火おこらば力を盡しすみやかに打けし、尤近隣よりも馳集り、大火に及ばしむべからず、火災の地見せしむるとて、騎馬のもの出すべからず、火災のとき、晝夜にかぎらず各門各橋往來滯らしむべからず、はた所在の橋際へ雜具をくべからずと、あらかじめ告諭すべしとなり。

——柳營日次記

廿三日〇元祿十六年十二月〇令せらるゝは、營築の事、先にも觸られしごとく、彌かろくすべし、今より後、居宅別業とも他見を麁にして內を精巧にする事停禁すべし、歳暮歳首すべて慶事の贈遺こと更かろくすべし、魚物は鯛鱸にかぎらず何魚たりともかろく取かはし、菓子も獻物の外、杉檜重作るべからず、白木の臺用ゆべからず、もしさりがたきときは雜木を用ゆべし、衣服は有來りたるべし、小給の輩は、熨斗目あるは定紋の服着せずとべし、常の饗も上におなじかるべし、白木の具用ゆべからず、風烈のときは他出せず、たとへ年禮たりといふとも出べからず、おそくなるともくるしからずとなり。

市街充實時代

今度地震火事ニ付、諸職人も手支可申ハ間、町人共普請差急申間敷ハ。見苦敷分ハ不苦ハ。

——常憲院殿御實紀

御城之御道筋町方ゟ同前ハ。

右之通被仰出ハ間、類燒之町々、此點相守可申ハ。以上。

十二月四日 十〇元祿六年。　町寄人 三　人

一、今度地震火事ニ付ゟ、作事申付ハ義、前々ゟ相達ハ通、分限ニ應、彌輕可仕ハ。縱御成道筋ニゟも、急き不申、緩々普請可申付事。

一、衣服其外向後結構無之、音信贈答料理等ニ至迄、輕可仕ハ。惣ゟ奢かましき儀、可爲無用事。

一、最前申渡ハ通、火之本彌入念可申付ハ。若出火ハハヽ、精出早速消可申ハ。尤近所ゟも早々欠付消、大火ニ不罷成樣ニ可仕事。

一、火事場ハ馬上ニゟ見分遣ハ義、堅無用さるべき事。

一、火事之節、晝夜ゟかぎらに、所々御門幷橋々往來不滯樣ニ可仕ハ、且又所々橋際ハ諸道具差置申間鋪ハ。此段兼ゟ向々ハ可申付置事。

右之通被仰出ハ間、堅可相觸ハ。以上。

十二月日 十〇元祿六年。

右御觸之通、町中家持は不及申、借屋店かり召仕等迄、此旨急度相守可申ハ。少ゟ違背有間鋪ハ。以上。

十二月十日 十〇元祿六年。　町年寄 三　人

覺

一、家作之儀、前々ゟ相達ハ通、彌輕、向後居屋鋪下屋敷共ニ、一通ニ輕相見ハハゟも手之込さる作事、可爲無用事。

一、歲暮年頭惣ゟ祝儀之取かわし、隨分輕可被致ハ。肴等も鯛鱸ゟかきらに、何肴ニゟも輕取かわし可被致ハ。菓子類ゟ獻上之外、杉檜之重可爲無用事。

附、獻上之外、白木之臺可爲無用。若無據節、何木ニゟも可被用ハ事。

一、衣類之儀、有合ニ可被用ハ。小身之面々ハ、熨斗目又ハ定紋着不致ハゟ不苦事。附又者ハ右ニ可准事。

一、年始其外祝義之振廻をりといふ共、輕可被致ハ。常體之料理もかろくいさし、白木具之類、可爲無用事。

一、風はよき時分ハ在宿致、縱年禮たりといふ共、可有延引、遲成ハ分ゟ不苦ハ事。

右之趣、堅可被相守ハ。以上。

右御觸之趣、從町御奉行所被仰渡ハ間、町中ゟ此旨相心得、急度相守可被申ハ。以上。

十二月廿三日 十〇元祿六年。　町年寄 三　人

屋鋪授受

屋鋪授受事蹟

伊達宗利

五日丙子（元祿十六年（紀元二三六三年）十二月。○丙子、三正綜覽。）屋鋪預有リ。外ニ是月

——撰要永久錄

屋鋪授受若干。

元祿十六年十二月ノ屋鋪授受ヲ擧グ。（○屋鋪渡預繪圖證文。柳營日次記。屋敷書扱。）

圖略。

麻布　谷主殿上ヶ屋鋪　坪數九百六十七坪七合。建家有。

東、松平近江守組同心。　西、道。　北、坪内源五郎組同心。　南、道。

東、三十三間四尺。　西、三十間四尺。　南、貳拾四間壹尺。　北、四十壹間四尺。

麻布谷主殿上ヶ屋鋪、伊達遠江守（○宗利。）ゟ御預被成、四方間數坪數、右御繪圖之面幷建家、立具、疊、長屋、土藏等迄、御帳面を以相改、相違無御座御預り申ゐ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十二月五日　　伊達遠江守内　後藤友右衛門　印

谷主殿上ヶ屋敷建家立具疊土藏長屋目錄

一門扉　但、ゑゝそ共錠鑰有。　三枚

一戸　但、半戸共。　百拾壹本

一襖　但、半襖共。　三拾五本

一障子　但、半障子共　七十四本

一疊　但、半疊共　貳百三拾六疊

土井利知

石河政鄕

一、石手水鉢　壹ツ

一、手水鉢　貳ツ

一、梯子　壹挺

以上。

未十二月五日

圖略。

麻布　石河三右衛門（○政鄕。）屋敷建家有。　坪數九百六拾七坪七合。

東、松平近江守組屋敷。　西、道。　南、道。　北、坪内源五郎組屋敷。

東、三十三間四尺。　西、三十間四尺。　南、貳拾四間壹尺。　北、四十壹間四尺。

谷主殿殿上ヶ屋敷、石河三右衛門拜領仕ゐ四方間數坪數、右御繪圖之面幷建家、立具、疊、長屋、土藏等迄、御帳面を以相改、相違無御座請取申ゐ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十二月六日　　石河三右衛門内　田寺三太夫　印

圖略。

關口村　土井甲斐守（○利知。）代地　坪數八千貳百貳拾三坪。

東、道。　西、割殘リ。　南、道。　北、割殘リ。溝口攝津守。

東、八十間三尺。西、五十七間壹尺。
南、百弐拾四間三尺。北、百十七間。

土井甲斐守駒込下屋敷差上、爲代地關口村太田市十郎殿上ケ地之内ゟ元坪之通り屋鋪拝領仕、四方間數坪數、右御繪圖之面御定杭之通り、相違無御座請取申ゟ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十二月九日　　土井甲斐守内　平澤万右衞門印

水野權十郎内永田庄助。中村傳右衞門。
右立合相改、渡之。
平野善三郎。原五郎左衞門。中村三左衞門。

圖○略。

小川町　谷主殿屋鋪　坪數千三百六拾壹坪六合。内、建家四百弐十弐坪五合。

東、石河左兵衞。西、舟越五郎右衞門。
南、道。北、道。
東、四十八間四尺。西、四十七間。
南、弐十九間五尺。北、三十壹間四尺五寸。

石河三右衞門殿上ケ屋敷、谷主殿直。衞拝領仕ゟ。四方間數坪數、右御繪圖之面幷建家、立具、疊、長屋、土藏等迄、御帳面を以相改、相違無御座請取申ゟ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十一月十五日

石河三右衞門上ケ屋敷立具目錄

一門扉　但、くゝり共、錠鑰有。　三枚

一戸　但、半戸共。　百七十壹本
一疊　但、半疊共。　四百七疊
一障子　但、半障子共。　百壹本
一襖　但、小襖共。　九十五本
一梯子　但、大小。　十四挺
一石手水鉢　壹ツ
以上。

未十一月十五日

圖○略。

濱町大川端　坪數三百五拾壹坪。

東、道（幅六間三尺）。西、道。
南、道（幅五間）。北、土屋相模守。

東西、弐間三尺九寸。
南北、百三十弐間三尺。

土屋相模守○直。政屋敷裏大川端今度新道爲御用、長五拾四間幅六間三尺通差上ゟ爲代地、南方屋鋪際ニ而元坪之通御渡被成、四方間數坪數、右御繪圖之面相違無御座請取申ゟ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十二月廿日　　土屋相模守内　竹内忠兵衞印

小島源兵衞印

牧野貴成

圖略。○

濱町大川端　牧野八太夫○貴成。屋敷裏新道代地。

東、新道。西、道。
南、井上伊織。北、牧野八太夫。
東西、壹間三尺六寸。
南北、貳十六間二尺。

同　坪數三拾八坪貳合。

東、新道。西、道。
南、廣小路。北、井上伊織。
東西、三間三尺。
南北、貳十貳間三尺八寸。

貳ヶ所代地八拾坪貳合。

參考　新道幅六間三尺。

道切レ地、牧野八太夫東方　四十貳坪切レ。

東西、貳十八間。
南、八尺。　北、九尺。

同　井上伊織裏東方　三十八坪二合。

東西、貳十七間。
南、九尺。　北、八尺。

牧野八太夫屋鋪裏新道御用ニ被召上、爲代地隣井上伊織殿屋敷之内ニ御繰替、元坪之通り御渡被成、間數坪數、相違無御座請取申ハ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十二月廿日　牧野八太夫内　山田忠左衛門印

井上正武

井上伊織屋敷裏新道御用ニ被召上、并牧野八太夫殿ニ代地ニ御繰替御渡、右兩用坪數之通、屋敷續南之方ニ御渡被成、間數坪數相違無御座請取申ハ。爲後日仍如件。

未十二月廿日　井上伊織内　山口佐五左衛門印

戸田忠章

圖略。○

千駄ヶ谷　戸田土佐守○忠章。屋敷　坪數三千坪。

東、戸田土佐守抱屋敷。西、道。
南、戸田能登守。北、戸田土佐守抱屋敷。
東、四十五間三尺。西、四十壹間貳尺。
南、六十四間五尺五寸。北、六十九間五尺。

千駄ヶ谷村抱屋敷之内、南之方ニ今度拜領仕ハ。四方間數坪數、右御繪圖之面御定杭之通り、相違無御座請取申ハ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十二月廿三日　戸田土佐守内　澤田與市兵衛印

山岡景福

圖略。○

川田ヶ窪袋寺町　山岡孫七郎○景福。屋敷建家有。　坪數四百六拾四坪九合。

東、光德院。明傳寺。西、水野土佐守。
南道。北、專光院。
東、十貳間三尺。西、五十貳間三尺。
南、貳間三尺。北、十貳間三尺。
南、三十五間。

美濃部文左衛門殿上り屋敷、山岡孫七郎拜領仕ハ。四方間數坪數、右御繪圖之面御定杭之通、并建家・立具・疊等まて、御帳面を以相改、相違無御座請取申ハ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十二月廿三日　山岡孫七郎内　秋葉治太夫印

元祿十六未年

十二月六日渡。谷主殿上ケ屋敷
一、麻布九百六拾七坪七合
一本二、但建家立具共長屋土藏共。
十二月廿日渡。
一、濱町大川端三百五拾壹坪
十二月九日渡。太田市十郎上ケ地之內
一、關口村八千貳百貳拾三坪
但、駒込下屋敷差上、爲代地元坪之通被下。
十二月廿日渡。
一、濱町大川端三百五拾壹坪
但、新道爲御用屋敷裏差上ゐ爲代地、元坪之通屋敷續ニ而被下。
同日渡。井上伊織屋敷之內
一、同所四拾貳坪
但、右同斷。
同日渡。
一、同所八拾坪貳合
但、右同斷。
十二月廿三日渡。自分抱屋敷之內
一、千駄ケ谷村三千坪
同日渡。美濃部文左衛門上リ屋敷
一、川田ケ崖袋寺町四百六拾四坪九合

廿四日 ○元祿十六年十二月○中略。

——屋鋪渡預繪圖證文

同(○役名不レ知)石河三右衛門
土井甲斐守
土屋相模守
牧野(役名不レ知)八太夫
井上伊織
戸田(役名不レ知)土佐守
山岡(役名不レ知)孫七郎

——屋敷書拔

安藤筑後守○玄。重
堀田源右衛門○右。通

右兩人願之通屋敷替被レ下、所ゟ追ゟ可レ達旨申渡之。

——柳營日次記

〔附記〕屋鋪給與

群直○熊三郎。土屋。
屋敷小石川茗荷谷千坪元祿十六未年拜領仕、其後西丸御書院番柴田但馬守組間宮庄五郎駿河臺鈴木町屋敷と、私玄祖父數馬安直相對替仕ゐ。
俊次○幼三之丞。○山本春阿爾。
同○元祿。十二己卯年拜領町屋敷引替願差上、下谷池之端ニゟ拜領仕ゐ。其節之月日不レ知。然ル處右池之端屋敷坂屋敷ニゟ、住居不レ相成旨申立、相願之上、同十六癸未年月日不レ知、下谷藥師堂跡ニゟ替地拜領仕。
定正○喜內。○十兵衛。○權兵衛。○大河原。
元祿十六未年三月御膳奉行。年號月日不レ知本所ニゟ屋敷被レ下。

——寬政呈譜

附記
屋鋪給與

返上金及犬扶持宥免

返上金及犬扶持宥免事蹟

七日戊寅(○元祿十六年(紀元二三六三年)十二月。○戊寅、三正祿寶。)是年○元祿十六年(紀元二三六三年)。ノ拜借金返上及、犬扶持出銀ヲ免ス。○天享吾妻鑑。撰要永久錄。○常憲院殿御實紀。

返上金及犬扶持宥免

震災火災

一、七日○元祿十六年十二月○中略。
一、今年火妛地震ニ付、諸大名ノ內御役人ノ內ヨリ、拜借金上納ノ儀、當未ノ年分御用捨

市街充實時代

被仰付候。先達ノ上納ノ分モ被返下之。

一、町方ヨリ出候當年分犬扶持御用捨ノ旨、寺社御奉行町御奉行御勘定奉行中ヘ、御老中被仰渡由。

——天享吾妻鑑

覺

一、今度火事地震ニ付、町中可致困窮ㇵ間、當未之年（○元祿十六年。）ハ、犬扶持御免之旨、御老中被仰渡ㇵ間、依之、先達ゐ差出ㇵ出銀も可相返ㇵ間、右之趣可觸知ㇵ。

未十二月　○元祿十六年。

右之趣被仰出ㇵ間、此旨可被相心得ㇵ。尤御金請取相返ス日限之儀ハ、重ゐ相觸可申ㇵ。

以上。

十二月七日　○元祿十六年。

一、御犬上ケ金半年分上置ㇵ處、町々ゟ今日御返し被成ㇵ。

キツ同月（○元祿十六年十二月）十八日。

——撰要永久錄

七日○元祿十六年十二月○中略。又恩貸金上納の事、ことしは宥免せらるれば、先に上納せしも、ことしの金は返し給はるべしとなり。

町年寄　三人

——常憲院殿御實紀

〔附記〕橋舟通行保護

一、十二日○元祿十六年十二月○中略。

一、町御奉行衆御舟手之面々へ被仰渡ノ趣

自然火叓等之節、兩國橋新大橋・永代橋際ゟ御舟手ノ面々早速罷出、ノキ候者幷諸道具其等舟ニテ渡シ可申候。且亦渡シ舟ヲモヨセサセ、手ツカヘ無之樣ニ町奉行御舟手可申談候。

——天享吾妻鑑

十四日乙酉　○元祿十六年（紀元二三六三年）十二月。○乙酉、三正綜覽。

府內質屋古著屋總代ヲ廢ス。　○撰要永久錄。

質屋古著屋總代廢止　撰要永久錄　○正寶事錄同。

一、今日丹羽遠江守樣御番所ゟ町々名主被召出、質屋古着屋惣代御取上、向後惣代御免被遊ㇵ間、以來質屋古着屋共、銘々隨分入念ゐ樣申渡。尤名主入念致吟味ㇵ樣被仰渡ㇵ。

未十二月十四日　○元祿十六年。

同日○元祿十六年十二月十四日。喜多村ニゐ町々名主ゟ被申渡ㇵ趣

一、近年質屋惣代古着屋惣代と申者相定、盜物其外紛失物詮義之節、右之者共ゟ申付、商賣人之方を令吟味ㇵ。然所質屋惣代古着屋惣代相止ㇵ之間、向後ハ古來之通、右之類詮義之節ハ、其所名主支配限ニ可申渡ㇵ間、急度遂吟味、可申付ㇵ。兼々右之通相心得ㇵ樣、可申渡者也。

今度質屋幷古着屋惣代相止ㇵニ付、向後紛失物僉儀之節者、町年寄ゟ申渡之、毎度可相觸ㇵ間、支配之町內ニ名主共質屋古着屋共、委細遂吟味、紛失物不隱置申出ㇵ樣、證文取

之、相知ゆハヾ、僉儀懸り之番所ゟ早々可申出之、此以後質物取置ゆ之節、彌入念請人取置可申ゆ。尤質屋數定置、其外猥ニ質物取申間敷ゆ。勿論利足之義ハ、惣體高直ニ不致樣、只今迄之通可相心得之、且又古着商賣之儀も、是又證人を取、紛失物商賣不致樣、入念可申付之ゆ。

右之趣令違背、紛失物等吟味之節、隱置ゆ段、外ゟ相知ゆハヾ、其町之名主可爲越度ゆ。以上。

大八車借駕籠所有者出銀停廢

大八車借駕籠所有者出銀停廢事蹟

十六日丁亥（○元祿十六年（紀元二三六三年）十二月。○丁亥、三正綜覽。）大八車借駕籠所有者三傳馬町ヘノ出銀ヲ停ム。（○撰要永久錄。）

大八車借駕籠所有者出銀停廢　撰要永久錄ニ據ル。

一、大八車幷借駕籠出銀、三傳馬町ゟ出之ゆ義、向後差免ゆ間、此旨大八車幷借駕籠持ゆ者共ゟ、可觸聞者也。　未（○元祿十六年。）十二月

右之通御奉行所ゟ被仰渡ゆ間、其所々ニ有之大八車幷借駕籠持ゆ者共ゟ、可被申渡ゆ。

已上。

十二月十六日（○元祿十六年。）　町年寄　三人

（朱）附錄

右車幷駕籠持主ゟ出銀之義、元祿十三辰年御觸有之ゆ處、此節右之通御赦免被成ゆ。

〔參考〕撰要永久錄ニ、

元祿十六未年五月保田越前守樣ゟ大八車駕籠高御調ニ付、左之通書上ゆ。

覺

一、車高貳千九拾七輛。（九月分）

此極印賃銀貳貫九拾壹匁。

一、增六拾五輛（十月分）　高貳千百五拾六輛。

此極印賃銀貳貫百五拾六匁。

一、增五拾三輛（十一月分）　高貳千貳百九輛。

此極印賃銀貳貫貳百九匁。

車高三口貳千貳百九輛。

極印賃銀高三口合六貫四百五拾六匁。

一、駕籠高四百九拾三挺。（九月分）

此極印賃銀百四拾七匁九分。

一、增貳百七拾貳挺。（十月分）　高七百六拾五挺。

此極印賃銀貳百貳十九匁五分。

一、增五百八挺（十一月分）　高千貳百七拾三挺。

此極印賃銀三百八拾壹匁九分。

駕籠高三口合千貳百七十三挺。

極印賃三口合銀七百五十九匁三分。

右之通書付指上申ゝ以上。

元祿十六年未五月

大傳馬町　馬込解勘由
南傳馬町　吉澤主計
同　高野新右衛門
同　小宮善右衛門
小傳馬町　宮邊又四郎

寺社異動
寺社異動事蹟
熊野神社

是年（元祿十六年（紀元二三六三年））寺社ノ異動若干有リ。（文政寺社書上。地子古跡寺社帳。屋敷書拔。拜領除地寺社帳。屋鋪渡預繪圖證文。）

寺社異動　別記ノ外、元祿十六年中ニ於ケル寺社ノ異動ヲ擧グ。

熊野神社　十一月ノ火災ニ燒失シ鎭座勸請ニ關スル列傳ヲ失フト云フ。

一、社寺　御除地五十一坪。

一、祭神　熊野三社大權現。御神體御幣。

一、御本地佛　金佛立像三體。

中、彌陀。左、藥師。右、千手觀音。御丈各七寸。臺一尺七寸。

社傳云、慈覺大師御作。無傳記。

一、當社御鎭座勸誘之儀ハ、元祿十六年癸未年十一月十八日之類燒ニ社傳之舊記錄悉燒失仕草創勸請緣起等無御座候。

——文政寺社書上

東叡山末
武州豐嶋郡
熊野別當
芝飯倉
天台宗　三集山正宮寺

代々木新町天神社

代々木新町天神社　寺社帳ヲ改訂ス。

一、當地五拾壹年

一、社內貳百七拾貳坪

〔地子古跡御帳之內、代々木新町大正院と御張紙有ゝ之。〕
〔地子古跡寺社御帳、代々木新町多寶院と有ゝ之。〕

一、地借家三軒。內壹軒間口五間。壹軒間口六間。壹軒間口三間。

右代々木新町天神社內地借家作事之儀、大正院願出ゝ處、寺社方此方双方御帳面ニ地借家相載無之ニ付、御代官今井九右衛門方承合ゝ處、元祿六酉年細井九左衛門改之節、地借家三軒帳面ニ相載有之御申來、大正院申通無相違ニ付間口相改、寺社方帳面張紙有由、阿部飛驒守方より印形の斷手紙を以申越ゝ。因茲場所遂見分、相違無之ニ付、元祿十六癸未年三月、右之趣申上、御張紙差上之。

——地子古跡寺社帳

〔參考〕地子古跡寺社帳ニ、

一、社內貳百七拾貳坪

代々木新町天神宮
三寶院山伏
多法院

代々木新町天神宮、以前者多法院と申山伏致別當罷有ゝ得共、只今者代々木大正院と申山伏別當仕ゝ間、多法院と申院號除之、大正院と改度旨觸頭吉藏院一同ニ相願ゝニ付、吟味之上、寺社方御帳面大正院と改張紙ゝ旨、戶田能登守方より以手紙申越ゝ故、元祿十丁丑年五月右之趣申上、御帳相直ゝ。

大正院

市街充實時代

穴八幡社

穴八幡社　社地別當寺地ト共ニ除地ト爲ル。

一、當地不知年數

一、穴八幡二十八年。

一、宮地八千八百廿坪。

一、寺年數三十三年。

三十三年以前大橋龍慶當地拜領仕候砌、八幡宮建立仕、其後二十年已前祖心當地拜領候時、爲公方樣御祈禱從寶樹院樣御建立被遊候由放生寺申候。

牛込本寺高野山寶性院眞言宗　放生寺

新檢

一、境内四千九百三拾四坪五合

牛込穴八幡別寺高野寶性院末眞言宗　放生寺

寺社奉行衆ゟ被申越候者、放生寺儀去年濟松寺領檢地之節、除地之證文等無之候得共、年久鋪無年貢地ニ而、元來除地ゟ相聞候付、四千九百三十四坪五合濟松寺領除地ニ申付。且又此度願出候者、境内八幡之社地起立不相知候處、慶安元子ノ年御建立被仰付、其以後打續御祈禱相務、毎月御札差上之候。右御由緒地ニ候間、濟松寺領ノ外除地ニ相願候、遂吟味相違無之付、伺ノ上除地ニ申渡候由、寺社奉行衆ゟ連印之斷手紙ヲ以被申越候付、元祿十六癸未年三月七日右之趣申上、御帳面相直之。

除地古跡寺社帳ノ内　牛込本寺高野山寶性院眞言宗放生寺ゟ有之處ニ張。

——除地古跡寺社帳

八王子權現宮

八王子權現宮　寺社帳登錄。

宗參寺領供養塚

一、坪數二百四十坪半

東叡山末等覺寺支配　八王子權現宮地

此權現堂延寶七己未年迄牛込宗參寺地内ニ在之故、申ノ年書上ケ候御帳ニ無之、今度宗參寺領之内供養塚エ權現堂引申度由、等覺寺幷宗參寺訴訟寺社奉行衆ニ而相叶、彼地エ引申付、新規御帳ニ付置申候。古跡無紛訴訟之譯具寺社奉行衆ゟ申來、繪圖手紙屋敷改方ニ在之候。右之趣延寶七未ノ六月七日ゟ御帳ニ在之候。

右八王子權現宮地、抱屋敷古御帳面相載有之候、寺社御帳エ張入、抱屋敷古御帳面消仕候段、元祿十六癸未年正月廿七日申上、年貢地古跡寺帳之内エ張入仕候。

年貢地古跡寺帳之内　牛込之末ニ張出之。

——除地古跡寺社帳

根津權現

根津權現　寺社帳改訂。

駒込

一、根津權現

東叡山末本郷　天台宗正運寺

右正運寺兼帶駒込根津權現宮作事、寺社奉行處エ願出候故、寺社方帳面根子權現ゟ有之、文字相違ニ付、遂吟味候處、前々ゟ津之字書來候由ニ付、寺社方帳面相直候由、本多彈正少弼方ゟ斷手紙ヲ以申越候ニ付、元祿十六癸未年六月四日右之趣申上、御帳面張紙仕候。

本寺日光御門跡　天台宗正運寺。

——除地古跡寺社帳

稻荷社

稻荷社　代地ヲ給ス。

市街充實時代

一、三拾坪（古跡除地）

起立寛永六己巳年。

外、拾貳坪、御年貢地、從先規仕添。

獵師町富吉町　高野山金剛三昧院末眞言宗
稻荷別當　清光寺

一、五拾坪（除地）

内、三十八坪除地内八坪者此度加エ十二坪年貢地但從先規仕添地

高野金剛三昧院末　深川佐賀町稻荷別當
清光寺

右清光寺抱稻荷之鳥居、古來ゟ北之方ニ建置候處、往還ニ被成、往行之障ニ成候間、神前東之方エ鳥居引直度、鳥居有之場所八坪社地ニ無紛候間、代地拜領仕度旨相願候付、境内續ニ而爲代地八坪加ヘ、一境内ニ仕、鳥居引直、有來入口此度一間之開戸ニ仕度、且又五間四尺之板塀表エ出度之旨、寺社奉行永井伊賀守方エ相願候處、吟味之上願之通被差免候旨、印形之添手紙ヲ以被申越候。清光寺も申出候。依之場處遂見分、元祿十六癸未年七月御帳面相直可申段申上、御張紙仕候。（朱）△如斯相認、豐後守殿エ上ル。

——拜領除地寺社帳

福壽院　（ウラ拜領除地）　寺社再吟御帳之内、獵師町富吉町清光寺ゟ有之。

本寺四ツ谷南寺町法輪山勝興寺麴町拾三丁目
曹洞宗　祥雲山福壽院

福壽院　境内一部新道用地ト爲ル。

一、境内幷兩門前町地其外御替地壹ケ所。

此外不淨地壹ケ所。以上　五ケ所（○中略。）

一、新道御用ニ付、御替地麴町山元町北側壹ケ所。

〔表間口京間ニて三間。裏間口京間ニて三間。裏行京間ニて拾四間。此坪數四拾貳坪〇中略〕

○上略。山元町之儀、元祿十六癸未年新道御用ニ付、表間口三間・裏間口三間・裏行七間、但シ京間之所被召上。爲代地寶永二乙酉年十一月町御奉行丹羽遠江守樣ゟ被仰付、麴町山元町北側ニゟ、表間口三間、裏間口三間・裏行拾四間、京間ニて拜領被仰付、只今以所持仕候。尤町地ニ御座候。

——文政寺社書上

安樂寺　寺社帳改訂。

年貢地古跡

内、百四拾七坪除地。

外、買添町屋表口六間・裏行八間四尺。

此地面五拾參坪。

一、門前町屋　間口拾四間之長屋壹軒。

間口四間之長屋壹軒。

築地西本願寺末
安樂寺

右芝金杉西本願寺末寺安樂寺表門幷ニ板塀門前町屋作事之儀、寺社奉行所へ願出ゟ處、境内坪數先年檢地之節增減有之、此度四百三拾坪ニ罷成ゟニ付寺社奉行衆より伊奈半左衛門へ承合ゟ處相違無之由、且買添之場所境内仕切無之、當方へ掛り隱居屋建置有之段、見分遣被致吟味ゟ處、年久敷普請と相見へ、其上數代隱居屋唯今之場所ニ有之、町並寺内買添ニゟ一境内ニゟ旨、西本願寺輪番方より證文指出し、以來修覆等相願

ゐ節む、屋敷改之方へ為相屆ゐ様ニと申渡。尤作事願之通指免、并門前町屋小間改ゐ由、永井伊賀守方より印形之斷手紙を以て申越ゐ。依ゝ之場所遂見分相違無御座ゐニ付、元祿十六癸未年八月申上、御張紙差上之。

——地子古跡寺社帳

大龍寺　改宗改號シテ此稱ヲ加フ。

一、寺内貳千五拾四坪餘。

内、三百五拾四坪　年貢地。年數不知。

除地
一、境内貳千五拾四坪餘。

内、三百五拾六坪　年貢地。

右南品川東光寺儀、時宗長德寺末寺ニ而ゐ處、百泉ト申僧黄檗派ニ相改度旨寺社奉行所へ相願ゐ。双方障儀無之由、惣本寺藤澤清淨光寺并ニ白金瑞聖寺一同ニ申ゐニ付、御老中へ相伺、願之通り時宗之寺黄檗派ニ相改ゐ様ニ申付ゐ旨、永井伊賀守方より印形之斷手紙を以申越ゐ。因茲元祿十六癸未年三月申上ゐ。且亦其以後右之寺唯今まで東光寺と稱ゐ處、今度黄檗派ニ致ニ改派ゐニ付、寺號相改度旨寺社奉行所へ願出ゐニ付、令吟味ゐ處、障儀無之ニ付、願之通大龍寺と可改旨申付候段、是亦永井伊賀守方より斷手紙を以て申越ゐニ付、同年四月右之趣申上、御帳面相直之。

——地子古跡寺社帳

南品川村　常光寺末寺
時宗　東光寺

白金瑞聖寺配下
黄檗派　大龍寺

龍潭寺　轉移改宗ス。願出許可是歳ニ在ル歟。

一、境内六百坪惣御年貢地。

東、貳拾間參尺。西、貳拾間。南、貳拾參間。北、三十間壹尺。

開闢起立之事

一、寺者以前寶永元甲申年迄芝金杉西應寺町在テ、淺草一向宗本願寺末ニシテ、寂靜寺ト申一寺也。貧寺ニテ相續難成付、由緒有テ當寺第二代竹堂和尚、元祿十六癸未年六月中、双方共寺社御奉行所へ願奉リ、仰蒙リ、讓リヲ受ケ、改派シテ引寺相成リ、同年龍潭寺ト改建立寺也。

——文政寺社書上

本寺上野州南牧黒瀧山不動寺末
麻布本村町之内小名ヲ絕江云
禪宗黄檗派　放光山龍潭寺

光照寺　寺社帳改訂。

一、境内三百貳拾六坪。

内、貳拾六坪　元祿八亥年檢地增。

一、門前町屋三軒。但、此小間六間三尺。

右麻布長坂築地西本願寺末寺光照寺、境内家作寺社奉行所へ願出ゐ、見分遣門前町屋小間相改ゐ、境内元祿八亥年檢地貳拾六坪增、飯倉領境内へ入組有之所、右檢地之節麻布村へ入歩ニ罷成、水帳之面無相違段名主方より證文差出、紛依無之、寺社方帳面相改ゐ旨、永井伊賀守方より印形之斷手紙を以申越候。依ゝ之元祿十六癸未年八月申上、御張紙指上之。

——地子古跡寺社帳

築地西本願寺末寺
光照寺

寶泉寺

無量寺林泉寺稱名寺

寶泉寺　抱屋鋪ヲ持添地トス。

一境内五拾四坪。（年貢地古跡）

外、四千三百三拾八坪　此度持添。

内、貳百五拾坪　此度屋作願相濟。

右下澁谷村泉州神鳳寺宿寺律宗寶泉寺、境内五拾四坪之内ニ而ハ律院之修法相勤ゐ作事難調、致迷惑候間、境内廻り致所持ゐ抱屋鋪之内致屋作度之旨、寺社奉行所へ願出ゐ、窺之上抱屋鋪四千三百三拾八坪此度持添申付、右持添地之内貳百五拾坪之所屋作指免、持添地有來ゐ貳間九尺之門番所其儘用之、尤相殘持添地ニ家作不仕、卵塔場ニ致間敷旨證文申付候段、永井伊賀守方より印形之斷手紙を以て申越ゐ。依之場所遂見分相違無御座ゐニ付、元祿十六癸未年九月申上ゐ處、願之通爲仕候樣ニと被仰渡、則留守居寂堂召寄申付之、御張紙差上之。

——地子古跡寺社帳

無量寺林泉寺稱名寺　貸地返還セラル。

一、地面三拾六坪

同　寺（牛込八幡別當無量寺）

右者境内之内道爲御用地差上ゐ代地、小石川諏訪町比留勘右衞門上ヶ地ゟて、元坪之通り三拾六坪ニ而無量寺、六拾壹坪ハ林泉寺、三拾坪ハ稱名寺へ被下置ゐ處ニ、元祿十六未年より己年まて拾年季ニ、三ヶ寺地面都合百貳拾七坪、御納戸組頭木村伊左衞門方へ借地家作いたし住宅仕ゐ處ニ、年季明、其上伊左衞門午之春相果ゐニ付、養子同姓平四郎方へ、家作ハ毀取地面ハ三ヶ寺へ指戻候。此旨木村平四郎方より使者書狀を以て申越ゐ。尤三ヶ寺よりも書狀を以て午極月訴出之ゐ。猶又石川遠江守方より印形之斷手紙を以て申來ゐ。依之場所遂見分ゐ處相違無之付張紙仕ゐ。

——御朱印寺社帳

大養寺

大養寺　開山ノ寂年ニ因ミ、此ニ收記ス。

一、境内惣坪貳百壹坪。（間口九間半。裏行東十五間、西同斷。）

裏幅拾六間貳尺。

濟松寺領年貢地。

一、開山心蓮社欣譽上人歆求法子大德。

元祿十六未年九月六日

——文政寺社書上

光照寺

光照寺　寺社帳改訂。

一、當地貳拾四年　（京都知恩院末　武州豐島郡牛込早稻田　淨土宗　光明山放照院大養寺）

一、寺内表五拾五間。裏へ三拾三間。　（同所（○牛込）本寺増上寺　淨土宗　光照寺）

一、門前町屋貳拾軒。

一、境内千六百三拾貳坪。　（増上寺末　牛込　淨土宗　光照寺）

門前町屋惣間口三拾四間。

右光照寺作事願出ゐ處、境内坪數光照寺書出ゐと寺社方帳面相違ニ付、被遂吟味ゐ處、光照寺申旨紛無之ニ付、願之通り作事申付、門前町屋小間相改、寺社方帳面相直ゐ由、本多彈正少弼方より印形之斷手紙を以て申越ゐ故、元祿十六癸未年十一月申上、御帳面張紙仕ゐ。

——御朱印寺社帳

法善寺

法善寺　卵塔場ヲ移ス。

一、境内千九百拾五坪（古跡年貢地）

外、三百七拾五坪　持添地卵塔場。

右大久保村池上本門寺末寺法善寺卵塔場指詰り致難儀ゐ、境内續北之方御簞笥同心知行同村百姓杢右衞門三百七拾五坪之所、先年法善寺へ致寄進、手作場致置、年貢等法善寺相勤ゐ付、右之地へ卵塔場引移度旨寺社奉行所へ願出ゐニ付、遂吟味ゐ處、障ゑ無之由所之者證文指出し、尤見分遣ゐ處相違無御座ゐ付、願の通り差免之、場所四方致生垣、入口枝折戸附之致卵塔場置、屋作不仕、年貢等所並ニ可相勤旨證文申付ゐ由、永井伊賀守方ゟ印形之斷手紙を以申越ゐ。依之場所遂見分相違無御座ゐニ付、元祿十六癸未年十月申上ゐ處、其通爲仕ゐ樣ニと被仰渡ゐニ付申渡之、御張紙指上之。

——地子古跡寺社帳

專念寺

專念寺　卵塔場認許。

一、寺内貳百八拾坪

大久保村知恩院末寺　專念寺　○中略。

常圓寺

一、抱地貳百九拾九坪。

内、百坪此度卵塔場差免。

右大久保村京知恩院末淨土宗專念寺、卵塔場差詰り致迷惑ゐ間、境内續西之方寄進抱地貳百九拾九坪之處、卵塔場ニ仕度旨寺社奉行所へ願出ゐニ付、見分遣遂吟味、地頭御簞笥同心之由之間、井戸對馬守方へ申達、御簞笥奉行へ相尋候處、百姓共致寄進候段無紛、願之通り申付ゐゑも相障儀無之由申來ニ付、右地面之内百坪卵塔場ニ差免し、抱地と卵塔場境致生垣、且幅貳間長サ北方ニゑ五間南之方ニゑ四間、坪數九坪之處、兩脇致生垣、入口枝折戸を付、卵塔場へ被付ゐ道ニ仕、抱地幷ニ差免しゐ卵塔場地面ニむ、家作等一切不仕、年貢役等所並ニ可相勤旨、證文申付候段、阿部飛驒守方より印形之斷手紙を以て申越ゐ。依之場所遂見分相違無御座ニ付、元祿十七甲申年三月右之趣申上ゐ處、願の通申付候樣被仰渡、刻相達之、御張紙指上之。

——地子古跡寺社帳

常圓寺　寺社帳改訂。

一、當地七拾九年（除）

一、寺内八千坪。

内、六千坪年貢地。年數不知。

〔地子古跡寺社御帳之内、成子宿常圓寺と有之。〕

成子宿　平賀本土寺末寺　常圓寺

一、境内九千四百坪

内、貳千坪者　地頭除。
千四百坪者　元祿六酉年改ニ増。

右成子宿平賀本土寺末寺法華宗常圓寺作事之儀、寺社奉行所へ願出ゟ境内坪數相違ニ付、遂吟味ゟ處、境内八千坪ニ有之處、元祿六酉年細井九左衞門江戸廻り寺社改之節、右境内九千四百坪罷成ゟ旨、此度常圓寺幷ニ所之名主證文指出ゟニ付、今井九左衞門方へ承合候處、右常圓寺書出ゟ通相違無之旨申越ゟニ付、作事指免、寺社方帳面致張紙ゟ旨、本多彈正少弼方より印形之斷手紙を以申越候ニ依之元祿十六癸未年十月申上、御張紙差上之。

平賀本土寺末寺　法華宗　常圓　寺

——地子古跡寺社帳

泉藏寺　寺社帳改訂。

一、當地年數不レ知

一、寺内表拾五間。裏へ三拾間。

一、門前町屋貳軒。

拝領地
境内四百五拾坪。

表南方八間五尺。東方三拾間。
北方貳拾間五尺五寸。西方三拾間半。
門前町屋間口六間五尺。

同所（〇牛込）本寺東叡山
天台宗　泉藏　寺

東叡山末　牛込
天台宗　泉藏　寺

右泉藏寺作事之儀、寺社奉行所へ願出ゟ處、寺社方帳面表拾五間裏へ三拾間と有之、間數相違ニ付、吟味之上境内惣坪數、泉藏寺書出ゟ通り相違無之ニ付、作事差免、門前町屋間口相改、寺社方帳面致張紙ゟ由、本多彈正少弼方より斷手紙を以て被申越ゟニ付、元祿十六癸未年九月申上、御帳面相直之。

蓮華寺　寺社帳改訂。

先規ゟ除之。
一、當地八十三年

一、寺内表六十間。裏ェ百貳十間。

一、門前町屋棚四十三軒。

一、借シ地一ヶ所御直參衆。

古跡除地
境内五千二百五十三坪。

門前町屋間口七拾七間五尺三寸。但、裏ェ通道五ヶ處間數三間二尺七寸餘。
内、表門前家間口三十八間二尺三寸。
裏門前家間口三十九間三尺。

右蓮花寺境内五千二百七十四坪ゟ書出、寺社方帳面表六拾間裏ェ百貳十間ゟ在之付、吟味之上相違無之付、右坪數ノ通相直、幷門前町屋間口間數七十七間五尺三寸ゟ相改、寺社方帳面致張紙候由、阿部飛彈守方ゟ斷手紙ヲ以被申越候付、元祿十六癸未年八月

駿州貞松蓮永寺末　日蓮宗　蓮　小石川　花　寺

同所（〇小石川）本寺駿州蓮永寺
法華宗　蓮　華　寺

申上、御帳面相直之。
除地（ウラ）古跡寺社帳之内、小石川本寺貞松蓮永寺法花蓮花寺ゟ有之處ニ張。

——除地古跡寺社帳

傳通院　寺領代地割渡ヲ受ク。

圖○略。

關口村　傳通院領代地　坪數千五百五拾三坪。稻荷地共ニ。
東、なだれ。西、道。南、道。北、なだれ。
東ゟ北へ、六十三間四尺。南、九十八間五尺。西ゟ北へ、五十七間。

同　折廻シ間數百六拾壹間三尺、坪數五百七十貳坪。

右傳通院領代地

東、なだれ。南、御代官所。西、道。北、畑（護國寺領）。

同　傳通院領代地　坪數貳千八坪四合。
東、土取場。南、道。西、青山下野守。北、高林彌兵衛。御代官所。太田市十郎。
東、八十四間五尺。南、貳十九間三尺。西、十七間。四十九間。北、貳十八間。十貳間四尺。
三ヶ所合四千百三拾三坪九合

關口村太田市十郎殿上ヶ屋敷續傳通院領畑、爲御用地被召上、右代地太田市十郎殿上ヶ地之内、北東之方ニゟ元坪之通御渡被成、間數坪數右御繪圖之面相違無御座請取申ゟ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十月廿三日

水野權十郎内永田庄助。中村傳右衛門。
右立合相改、渡ル之。

傳通院領代官　濱野勘左衛門　印

圖○略。

關口村　傳通院領代地　坪數千五百五拾三坪。但稻荷社共。

傳通院領代官　濱野勘左衛門　印
同所名主　安右衛門　印

傳通院領代地、御繪圖之通相違無御座請取申ゟ。以上。

元祿十六癸未年十月廿八日

圖○略。

雜司ヶ谷四谷村　傳通院領切替代地　坪數百七坪貳合代地。
東、新道（幅四間）。西、傳通院領。南道。北、傳通院領。
東、貳拾七間五尺。西南へ、貳十五間。北へ、九間壹尺。

同　三拾六坪七合切レ地。
東南へ、新道。東北へ、新道。西、傳通院領。
東南へ、六間壹尺。東北へ、十壹間壹尺。西、十三間。

同　坪數百十七坪切レ地。

東南、新道。　東北、新道。
西、傳通院領。
東南、十間貳尺。　東北、貳十間。
西、貳十三間四尺。

同　坪數四十六坪五合代地。
東、新道(幅四間)。西、傳通院領。
南、道。　北、道。
東西、六十四間三尺。
南、四尺三寸。　北、五尺。

四谷村太田市十郎殿上ヶ屋敷續傳通院領畑、爲御用地於同所御切替御渡シ被成、間數坪數、右御繪圖之面御定杭之通、相違無御座請取申ハ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十月廿三日　傳通院領代官　濱野勘左衛門　印

水野權十郎内永田庄助。中村傳右衛門。

右立合相改、渡レ之。

元祿十六未年　——屋鋪渡預繪圖證文

同日(○十月廿三日)渡。同斷(○太田市十郎上ヶ地之内)。
一、同所○關口村。四千百三拾三坪九合　傳通院領代官　濱野勘左衛門

但、關口村傳通院畑御用地ニ被召上ハ爲代地、同所ニ而元坪之通被下。

同日渡。
一、雜司ヶ谷四ツ谷村百七坪貳合　右同人

但、四谷村傳通院領畑御用地ニ被召上ハ爲代地、同所ニ而切替渡ス。

——屋敷書拔

進休庵　本郷ニ地ヲ賜フ。

十日○元祿十六年四月○中略。和州初瀨小池坊英岳、退休せしを召て、月俸三十口金五十兩、幷に靈雲寺隣にて宅地たまはり、精盧を剏建なし下さるの命あり。——常憲院殿御實紀

本郷湯島之内○中略。

同年○元祿十六年五月、靈雲寺前道向作場之内、東之方被召上、小池坊隱居進休庵屋敷寶永七寅年二月御預地。地割棟梁拾人ゟ御預ニ成。ニ成。

——御府内往還其外沿革圖書

圖○略。

本郷　進休菴屋鋪　坪數貳千貳百坪。
東、道。　西、明地。
南、進休菴預リ地。　北、道。
東西、五十五間。
南北、四十間。

本郷明地之内ニ而、今度小池坊隱居進休菴屋敷拜領仕ハ處ニ、進休菴上方ニ罷在、御當地ニ家來等ゑ在合不申ハニ付、護持院役者可請取由ニ付、永井伊賀守方ゟ御斷申御渡被成ハ、四方間數坪數、右御繪圖之面傍示杭之通、相違無御座請取申ハ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年五月廿三日　進休菴上方ニ罷在候ニ付名代護持院役者　月輪院　印

甲斐庄喜右衛門内田邊作太夫。

右立合相改、渡レ之。

市川三十郎。服部七右衛門。平野善三郎。中村三左衛門。宇野小兵衛。

圖○略。

市街充實時代

本郷　進休菴預り地　坪數千七百三拾五坪。

東、道。　西、明地。
南、明地。　北、進休菴。

東、五十六間。　西、三十三間。
南、四十間。　北、四十三間三尺。

本郷明地之内ニ有之小池坊隱居進休菴今度拜領屋敷續明地千七百三拾五坪、進休菴ゟ被成御預ゐ處、進休菴上方ニ罷在、御當地ニ家來等有合不申ゐニ付、護持院役者可請取由ニ付、永井伊賀守方ゟ御斷ゐニ付、右御預り地、四方間數坪數、御繪圖之面傍示杭之通、相違無御座御預申ゐ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年五月廿三日　　進休菴上方ニ罷在候ニ付名代護持院役者　輪　院　印

甲斐庄喜右衞門内田邊作太夫。

——屋鋪渡預繪圖證文

正法院　元社地少林庵寄進シテ抱地トス。

一、當社稻荷社地三拾七ヶ年已前迄ハ屏風坂近所大久保隣ニ有之、百貳拾六坪餘之社地ニ有之御座候。其自分迄ハ唯今之社地ハ谷中天眼寺先住少林庵抱地ニ有之御座候處、抱僧先住豪春社地手狹ニ有之難儀存、少林庵方ゟ替地仕度由遂相談、御奉行所ゟ願、相濟可申候ハヽ替地得其意候、此地惣體沼地ニ有之平地少く、手前用ニも難立、自力ニ地形等難成候故、廣分ハ神慮ゟ之寄進ニ可仕由ニ付、抱僧先住天眼寺先住少林庵、三拾八ヶ年以前延寶八庚申年中御奉行所ゟ罷出、地替仕度由奉願候處、御吟味之上双方古蹟除地ニ紛無之候ニ付、勝手次第地替可仕由被仰渡、唯今之地ハ遷社仕候。其節之御奉行松平山城守殿、阿部美作守殿之由承傳申候。右書物等度々之類燒ニ燒失仕候故、明白ニ相知レ不申ゐ。

一、元社地少林庵ハ相渡抱被置候處、此地社地之跡ニ申、其上遠方ニ有之、少林庵方ゟ此方ハ寄進地ニ被致候。十五年以前元祿十六年未年中、本多彈正少輔殿ハ寄進地之譯申上候處、双方御吟味之上寄進地ニ紛無之候ニ付、抱僧抱地ニ被仰付候。依有之如件。

享保二酉年七月十二日　　東叡山末　下谷稻荷社別當　正法院

寺社御奉行所　　——文政寺社書上

瑞輪寺　寺社帳ヲ訂正ス。古跡寺社帳ニ、

一、當地七拾八年

一、寺内表八拾貳間。裏ヘ百拾三間。

市街充實時代

一、拾五年六百貳拾坪之所年貢地借り添。

西念寺

一、境内九千六百坪

外、六百四拾坪　持添年貢地。

右瑞輪寺此度寺社奉行所作事願出ゐ處、境内坪數相違有之間、吟味之上御代官今井九右衛門方相尋候處、元祿六酉年帳面改書抜差越ゐ。瑞輪寺書出ゐ通相違無之ニ付、寺社方帳面致張紙ゐ由、阿部飛彈守方より斷手紙を以て申越故場所遂見分、元祿十六癸未年四月廿五日右之趣申上、御帳面相直之。

西念寺　寺社帳改訂。

（伊奈半左衛門手代遠山四郎右衛門除之）

一、當地阿彌陀堂三拾九年

一、寺内百貳拾八坪

（古跡除地）

一、境内百六十四坪三勺

右西念寺作事之儀寺社奉行所ニ願出候處、境内坪數寺社方帳面百貳拾八坪と在之、相違ニ付、遂吟味候處、前方境内藪敷在之候得共、元祿十一寅年類燒之節、右藪燒失ニ付、此度藪敷共相加、都合百六十四坪三勺罷成候。西念寺書出候通相違無之付、寺社方帳面致張紙候由、阿部飛彈守方より斷手紙ヲ以被申越候付、元祿十六癸未年八月申上、御帳面相直之。

上野本寺（鑁慶寺末　淨土宗）西念寺

淺草寺　幕府駒形堂ヲ再營ス。

一、駒形堂　土藏作三間四面。

本尊馬頭觀世音菩薩座像。

開山慈覺大師作安房大守平公雅安置祕佛、觀音堂内陳ゐ安置。

前立同像　丈壹尺程作不詳。

左右ニ田植地藏庚申安置、幷堂前ニ唐銅子育地藏安置。堂脇御供所有之。

右駒形堂之儀も、大猷院様御代正保四丁亥年御建立被成下、其後常憲院様御代元祿十五壬午年十二月類燒仕、翌未年御建立被成下候。依之常憲院様棟札有之候。御修復之儀も觀音堂御修復之砌、諸堂駒形堂共ニ御修復被成下候。

——文政寺社書上

深川鑁慶寺末　下谷金杉村　西念寺

淨土宗

上野本寺（鑁慶寺末　淨土宗）念寺

淨土宗

身延山久遠寺末　谷中　瑞輪寺

日蓮宗

淺草寺

除地（ウラ）古跡寺社帳ノ内

（上野本寺鑁慶寺　淨土宗）西念寺ニ有之處ニ張。

淺草寺　幕府駒形堂ヲ再營ス。

一、駒形堂　土藏作三間四面。

本尊馬頭觀世音菩薩座像。

開山慈覺大師作安房大守平公雅安置祕佛、觀音堂内陳ゐ安置。

前立同像　丈壹尺程作不詳。

左右ニ田植地藏庚申安置、幷堂前ニ唐銅子育地藏安置。堂脇御供所有之。

右駒形堂之儀も、大猷院様御代正保四丁亥年御建立被成下、其後常憲院様御代元祿十五壬午年十二月類燒仕、翌未年御建立被成下候。依之常憲院様棟札有之候。御修復之儀も觀音堂御修復之砌、諸堂駒形堂共ニ御修復被成下候。

——文政寺社書上

金龍山淺草寺（略。中）

實相寺

房州長狹郡小濱村小濱山誕生寺末　武州豊島郡淺草八軒寺町　法華寺　寶樹山實相寺（略。中）

百八拾壹坪半餘。　卯塔場墓所圍込、元祿十六癸未年十月願濟。

——文政寺社書上

觀藏院

觀藏院　寺社帳改訂。

市街充實時代

本法寺

一、境内表拾七間。裏行三十間。

但、東南之方入込有之。惣坪数五百八拾八坪。門前町屋間口拾貳間。

右觀藏院寺内ニ隱居屋建度旨寺社奉行所へ願出ゐニ付、被二差免一候得共、寺社方帳面ニ境内三拾間四方と有之ゐ處、表拾七間裏行三拾間と有之相違ニ付、被二致吟味一ゐ處、境内拜殿之節ハ三拾間四方ニ有ゐ得共、五拾ヶ年程以前不受不施宗門蓮乘寺境内借シ置、寛文九酉年蓮乘寺ハ追放被二仰付一、其節借シ置ゐ地之分被二召上一、唯今表拾七間裏行三拾間ニ罷成候由申ニ付、寺社方帳面相直并門前町屋小間相改ゐ由、寺社奉行衆連印之斷手紙を以て被二申越一ゐ故場所遂二見分一、元祿十六癸未年五月廿一日申上、御帳面相二直之一。

——御朱印拜領地寺社帳

本法寺　卯塔場ヲ擴ム。

一、當地三拾四年

一、寺内表貳拾貳間。裏へ三拾三間。

一、境内坪数七百貳拾六坪。（拜領地）

外、貳百七拾六坪四合。

抱地卯塔場願濟。

右本法寺境内指詰り候ニ付、境内地續北之方新鳥越分御年貢地町人九兵衛屋敷貳百

四五二

護國寺末　淺草新寺町　觀藏院

同所（○淺草）　法華宗　本法寺　本寺本賀本土寺

本賀本土寺末　淺草日蓮宗　法華寺

七拾六坪四合之所致二寄進一ゐ故、右地面致二抱地卯塔場ニ仕度旨、寺社奉行所へ願出ゐ處ニ吟味之上、障儀無之ニ付願之通り抱地卯塔場指免、三方致二竹垣一、境内より出入口一ヶ所明ル之、枝折戸を付、唯今迄之表入口指塞、右地面ニ有來家追々取拂ひ、向後屋作等堅く不仕ゐ樣ニ證文申付、寺社方帳面張紙ゐ由、阿部飛彈守より印形之斷手紙を以て申越、并ニ所之名主も申來ゐニ付、場所見分を遂、元祿十六癸未年十月申上ゐ處、其通爲仕ゐ樣ニ被二仰渡一、則其旨相達之。

——拜領地古跡寺社帳

感應寺　添地ヲ給與セラル。

圖○略。

北本所　感應寺添地　坪數四百貳拾五坪。

東、感應寺。　西、道。　南、道。　北、明地。　西北、百姓。

東南、十五間貳尺。五間三尺。　西北、貳十七間壹尺四寸。

南、貳十間貳尺五寸。　東北、十三間。五間八寸ヨ。

於二北本所感應寺境内西之方一、今度添地就二拜領一仕ゐ、四方間數坪數傍示杭之通、御繪圖之面相違無二御座一請取申ゐ。爲二後日一仍如レ件。

元祿十六癸未年五月廿五日　　幡隨院末　感應寺　清譽春印

古者伊奈半左衞門支配所之内ニ有之添地拜領被二成御渡一ゐ。間數坪數相違無御座ゐ。以上。

伊奈半左衞門内　石母與五郎

——屋鋪渡預繪圖證文

元祿十六癸未年

一、北本所四百貳拾五坪（五月廿五日渡。伊奈半左衞門支配所之內）

但、境內續ニ而被下。

惠然寺　卵塔場擴張。

一、千八百坪（拜領）

起立寬永十癸亥年。

一、千八百坪（拜領）

外ニ七百四拾四坪。此度卵塔場エ添地分。

右惠然寺卵塔場年々差詰リ致難儀ハ、幸境內續南之方海邊新田伊奈半左衞門御代官處、柏木周防所持仕ハ地面七百四十四坪之地子抱屋鋪、周防相果伜團助讓受申ハ。右屋鋪年久敷惠然寺預り、菜園場ニ致置ハ。此度團助不殘寄進仕度由、惠然寺ゑ添地ニ仕卵塔場引移、四方竹垣ニ致、竹枝折戶之入口相附申度由、寺社奉行所エ惠然寺相願ハ處、吟味之上願之通被差免ハ由、永井伊賀守方ゟ印形之添手紙ヲ以被申越ハ。尤惠然寺も申出ハ。團助幷所之名主も一札差出候。依之場處遂見分、元祿十六癸未年八月御帳面相直可申段申上ハ處、其通仕ハ樣ニと被仰渡、則惠然寺エ相達之、團助幷名主召寄申渡之、御張紙仕ハ。（宋）如斯相認、豐後守殿エ上ル。

（幡隨院末）感應寺（添地。）

——屋敷書拔

惠然寺（市谷月桂寺末）

惠然寺（市谷月桂寺末　禪宗深川）

一、持添地卵塔場（ウラ拜領除地）　七百四十四坪。

寺社再吟御帳之內、深川惠然寺と有之。

元祿十六癸未年永井伊賀守殿ニ而相濟申候。此地ハ檀家柏木周防幷悴團助ゟ寄附。

——拜領除地寺社帳

三聖山惠然寺（市ケ谷月桂寺末　深川萬年町　禪宗濟家）○中略。

——文政寺社書上

正行寺　寺社帳改訂。

一、當地貳拾五年

一、寺內表貳拾七間。　裏へ拾五間。

一、門前町屋九軒。

一、境內四百五坪（拜領地）

門前町屋間口貳拾間五尺。

右正行寺作事之儀、寺社奉行所へ願出ハ處、門前町屋九軒と書出し、寺社方帳面ニ茂九軒と有之、遂吟味ハ處八軒在之ハニ付、右小間相改、且又正行寺西本願末寺之處、拾貳年以前申年東本願寺致御依、淺草本願寺末寺成ハ由申ニ付、吟味之上紛無之ニ付、寺社方帳面相直ハ由、本多彈正少弼方より斷手紙を以て申越ハニ付、元祿十六癸未年九月申上、御帳面相直之。

一向宗　正行寺（淺草本寺西本願寺）

一向宗　正行寺（本寺東本願寺　淺草新寺町）

本誓寺　寺社帳改訂。

——御朱印拜領地寺社帳

市街充實時代

拜領
一、三千百五十八坪餘

起立不知。

海邊新田　知恩院末淨土宗
本誓寺

古跡拜領地
一、三千五百五十三坪八合七勺

深川
本誓寺

右本誓寺境内坪數、元祿九丙子年黑田甚左衛門・土屋忠兵衛寺社方エ差出置ハ帳面ゟ坪數相違ニ付、被遂吟味ハ處、古來ゟ寺社方ニ有之御帳面ゟ本誓寺書出ハ通相違無之旨、本多彈正少弼方ゟ印形之添手紙ヲ以被申越ハ。本誓寺も申來ハ。依之御帳面相直シ可申段、元祿十六癸未年六月申上、御張紙仕ハ。(宋)△如此相認、豐後守殿エ上ル。

ウラ
拜領除地
寺社再吟御帳之内、海邊新田本誓寺ゟ有之。

——拜領除地寺社帳

法禪寺　卵塔場弘擴。

古跡拜領地
一、千六百坪

京都知恩院末淨土宗　深川
法禪寺

外ニ二百八拾坪　抱年貢地卵塔場。

右法禪寺卵塔場差詰リ致難儀ハ、境内續南之方伊奈半左衛門御代官所町人藤右衛門所持仕ハ地面二百八拾坪之畑屋鋪、年久敷法禪寺預リ致茶園場ニ置候、此度地主相對を以卵塔場ニ仕、在來南西之方藪垣之處其儘差置、北拜領地之境竹垣ニ仕、枝折戸之入口一ヶ所相附申度旨、寺社奉行處エ法禪寺相願ハ處ニ、吟味之上願之通被差免ハ由。阿部飛驒守方ゟ印形之添手紙を以被申越ハ。右藤右衛門幷處之名主ゟ一札差出ハ。依之

場處遂見分、元祿十六癸未年十月御帳面相直可申段申上ハ處ニ、其通仕ハ樣ニゟ被仰渡、則法禪寺エ相達之、藤右衛門幷名主召寄申渡之、御張紙仕ハ。(宋)△如斯相認、豐後守殿エ上ル。

ウラ
拜領除地
寺社再吟御帳之内、深川法禪寺ゟ有之。

——拜領除地寺社帳

武州葛西郡深川　京都知恩院末淨土宗鎭西院
日照山專求院法禪寺　○中略。

五世廣譽上人代、持添地二百八十坪、年貢地高四斗六升六合七勺、反別九畝十歩。

右元祿十六未年九月二十七日寺社御奉行於阿部飛驒守殿持添地御免許被仰付、新地御奉行瀧川清右衛門殿・赤井六兵衛殿御見分之上相濟、元祿十丑年酒井河内守殿御檢地之節、堀鋪土手鋪等御水帳除地相成ハ。

——文政寺社書上

雲光院　卵塔場弘擴。

拜領地
一、四千五百坪

京都知恩院末淨土宗　深川
雲光院

外ニ四百五十九坪　持添地。

右雲光院境内續南之方伊奈半左衛門御代官處百姓惣右衛門所持仕ハ地面四百五十九坪之畑屋敷、年久敷雲光院抱置ハ、前方馬喰町ニ罷在ハ内類燒以後、境内兩度御用地ニ差上、元坪を減し地面差詰リ致難儀ハ付、右抱地卵塔場ニ仕度旨、寺社奉行所に雲光院相願ハ處ニ、吟味之上願之通持添地ニ被差免ハ旨、阿部飛驒守方ゟ印形之添手紙を以、被申越ハ、右惣右衛門ゟ寄進仕度旨、處之名主連判之一札差出ハ。依之場處遂見分、元

要津寺

祿十六癸未年十月御帳面相直可申段申上候處ニ、其通仕ハ樣ニと被仰渡、則雲光院エ相達之、惣右衞門名主召寄申渡之、御帳紙仕ハ。(宋)△如斯相認、豐後守殿エ上ル。

ウラ(朱)拜領除地　寺社再吟御帳之內、深川雲光院と有之。

——拜領除地寺社帳

要津寺　拜領地仕添。

拜領　一、三千百三十三坪

起立元祿四辛未年。牧野備後守寄進地。

京妙心寺末禪宗　要津寺

一、門前町屋五拾間　北三十五間。南十五間。

拜領地　一、三千五百拾坪七合

內、二十九坪四合元坪改出シ。三百四十八坪三合今度仕置地。

京妙心寺末深川　要津寺

右要津寺隣牧野備後守殿拜領屋敷之內、幅五間長六十九間四尺此坪三百四十八坪三合寄進被致候ニ付、仕添一境內ニ仕度旨要津寺相願候處、吟味之上御老中エ相窺、願之通仕添地拜領地ニ被申付候由。且又古跡拜領地此度相改候處二十九坪四合改出シ有之、都合三千五百十坪七合ニ罷成候趣、寺社奉行衆々連印之添手紙ヲ以被申越候。依之場所遂見分、元祿十六癸未年四月御帳面相直可申段申上候處、其通ニ仕候樣ニと被仰渡、則寺社奉行衆エも相達之、要津寺エも申渡之、御張紙差上候。(宋)△如斯相認、豐後守殿エ上ル。

——拜領除地寺社帳

清光寺

清光寺　替地ス。

高野山金剛三昧院末　深川佐賀町　古儀眞言宗　圓鏡山清光寺

一、境內惣坪數五拾坪。

東間口拾壹間壹尺。西裏幅同間。南裏行四間五尺貳寸。北同五間。

但、三拾坪。

是ハ元祿八亥年六月四日酒井河內守樣・安藤對馬守樣御檢地之節除地ニ被仰付ハ。

拾貳坪　持添地。

是ハ先年々佐賀町町並屋敷之內ヲ持添地ニ仕、御年貢上納いたし候。尤右年月等相譯リ不申ハ。

八坪　拜領地。

是ハ元祿十六未年寺社御奉行永井伊賀守樣御掛りニ而、六坪拜領地ニ被仰付ハ。尤御繩延貳坪餘慶ニ被下ハ被申傳ニ而、書留等燒失仕ハ。

一、當寺之儀ハ、寬永年中々當所ニ罷在ハ得共起立之譯、一向相譯り不申ハ。

——文政寺社書上

一、六步

是ハ佐賀町町人豐右衞門町屋鋪六步、清光寺地面ハ入組有之ハニ付、清光寺鳥居引

市街充實時代

附記 元祿中異動社寺 緣起稻荷社

大久保四ツ目稻荷社

替之節、替地六坪清光寺に願入、豐右衞門方にハ同屋鋪前ニあ、六坪付地被下置ゆ。

此義元祿十六未年寺社奉行永井伊賀守樣御懸り、屋鋪御改赤井六兵衞樣、瀧川清左衞門樣伊奈半左衞門樣、双方御懸合之上、六步清光寺拜領、豐右衞門にハ六步代地被下置ゆ。

——寛永錄

〔附記〕元祿中異動社寺

緣起稻荷社　元祿中ノ勸請ニ係ルト云フ。

緣起稻荷社　赤坂丹後坂下。

除地三拾六坪餘。

元祿年中十貳軒拜領組屋鋪除地、稻荷勸請、緣起稻荷と相唱申ゆ。

社守達寶院　鳳客寺配下。當時無任ニ付瀧本院兼帶。

初代慶法院、二代達寶院と相改、代々達寶院と號ゆ。

——續府內備考

大久保四ツ目稻荷社　元祿頃繁昌スト傳フ。

稻荷社　大久保四ツ目

社地二百坪餘。御年貢地百五拾坪餘。

本社　間口一間半。奥行二間。(○中略)

社守　興聖庵。白銀瑞聖寺末。

——續府內備考

改撰江戶志云フ、「神體ハ琥珀にて、甚高きものなり、されハ此稻荷ハ一位の御方 桂昌院殿の御事歟。なとあとに御信仰あり、昔ハ殊の外賑ひしと云。今ハ知る人さへまれなり。かの神體も人に奪ハきしとて、今ハかし。おもふに此稻荷の繁榮をしハ、元祿年中の事なるへし。其頃ゑはし、角力なと此所にて興行せしといふ。」

延立寺

延立寺　元祿中宇田川町ヨリ芝田町六町目ニ轉ス。

京都西六條本願寺末 久遠山延立寺　芝田町六丁目。

境內年貢地貳百坪。

起立之儀も、元和三年或も文祿三甲午年頃、長門國より江戶宇田川町に移しゆ由。其後元祿之頃、當所に引移りゆ由ニ御座ゆ得共、度々類燒、記錄燒失故、明細ニ相分り不申ゆ唯承り傳のミニ御座ゆ。

開基釋永信、寛永五戊辰年九月廿三日遷化。墓所も麻布龍土町ニ御座ゆ由、承り傳申ゆ。

——續府內備考

江府政隨錄ニ、「宇田川橋西本願寺末寺古跡延立寺、御帳面にハ、追日本寺へ引越ゆ由有之ゆ得共、于今彼地ニ罷在ゆニ付、相改ゆへも、右御帳面に載ゆ節、拾六年已前申年ニあ、大勢末寺類火ニ逢ひ、本願寺之內に引越ゆ故、延立寺も其儘罷在ゆ、不案內ニあ斷不申來ゆ由。其已後寺社奉行中に斷申、其儘罷在ゆ筈之由、坂本內記より手紙被差越ゆ間、十一月五日豐後守殿 ○阿部正武。に伺ゆ得も、古跡ニあゆ間、其通可爲仕ゆ由ニ被仰渡ゆ故、其旨申渡。」ト見ユ。

了學寺

了學寺　元祿中境内大部分ヲ上地ス。

一、境内之儀ハ、古跡拜領地京間貳百貳拾六坪餘。東ハ西ハ京間十三間三尺。南ハ北ハ裏口京間十七間四尺。
一、起立之譯增上寺十七代御住職照譽了學上人寛永年中御隱居地ニ御拜領。○中略。
但、最初ハ地所三町四方拜領ニ候得共、永世守護難致候間、元祿年中上地ニ相成、殘り地當時之通ニ御座候。
法雲寺　元祿中轉移。

――文政寺社書上

淨土宗　增上寺末　四ツ谷伊賀町　日輪山了學寺

法雲寺

一、境内拜領地　表間口十四間半。裏間口十六間半。行南二十三間。北二十五間。坪數三百七拾貳坪。
北隣寺　延壽院拜領地之内、東之方五間通り、奥行拾貳間、夫ゟ貳間半引込、貳間半通、西之方奥行拾三間、惣坪數九拾貳坪餘、右ハ借地罷在ゐ。
一、開闢起立之儀ハ開基周永生國甲州ゟ罷下り、寛永五年麹町十丁目尾州樣御屋鋪内ニ青龍山法雲寺起立仕ゐ。氏之儀ハ、渡邊氏ニゐ由。○中略。其後元祿年中右御屋敷手狹ニ付、四ツ谷北寺町ニ替地被下置、則當所ニ引移り申ゐ。右御右緒を以元祿八年中ゟ今ニ至迄、每月朔望式日、尾州御屋形ゟ罷出御目見仕ゐ。

――文政寺社書上

本願寺東御門跡末　四谷北寺町　淨土眞宗　青龍山法雲寺

眞福寺

一、境内拜領地　東西貳拾五間。南北三拾八間。此坪數九百五拾坪。

天台宗　東叡山末　四谷北寺町　光明山壽量院眞福寺

市街ノ異動若干有リ。

市街異動　元祿十六年ニ於ケル市街ノ異動ヲ擧クレバ、左ノ如シ。

麹町山元町　三丸女中拜領町屋鋪ト爲ル所有リ。

一、宗指　禪宗妙心寺末片岡山智光院○中略。

拙寺拜領町屋敷記錄

一、拙寺五世牧禪和尙之姉海津事法名永壽院ゟ申候。三ノ丸御老相勤罷在候而、元祿十六未年十一月三日町屋敷拜領仕候所、實永二酉年御願申上候上、末々迄被下置候拜御墨附七月四日頂戴仕候故、乍恐桂昌院樣爲御菩提ニもゟ御墨附幷讓狀相添、末々迄御回向申上候樣ニ牧禪和尙ゐ被讓候。御墨附御文言幷紙幅六寸ニ八寸三分但し奉書半切也。

海津

右先年町屋敷被下候。ゟゐ〳〵迄拜領屋敷ニ候間、左樣ニ相心得申さるへく。以上。

七月四日　松平美濃守○吉保。物譯

一、永壽院ゟ牧禪和尙御讓狀之寫

町屋敷讓渡證文事。

市街充實時代

一、糀町山元町拜領地京間九間壹尺五寸裏行二十二間三方角之町屋敷、讓渡申所實正也。末々一家共少も違亂爲無之、依ゐ一札如件。

正德五年乙未二月四日

永壽院
諍人 彌兵衛

——文政寺社書上

ぞくぜん殿

數寄屋橋門外

數寄屋橋門外　竹川町出雲町西裏ニ新道ヲ開ク。

數寄屋橋御門外〇中略。

元祿十六未年、前書竹川町出雲町西裏通ゟ町人共願之上新道出來。但、竹川町之方新道西側、當時竹川町分町屋も、元内山町分ニ而、年月不知御繪師拜領町屋敷ニ付、狩野屋敷と唱候處、竹川町並内山町・守山町三ケ町地先切、繪新道出來、此節ゟ竹川町分ニ入候由、出雲町之方新道西側金春屋敷共、元出雲町會所地ニ候處、寛永四卯年金春太夫拜領町屋敷ニ被下候由、此節出雲町中合地先切縮、新道出來之趣ニ候得共不詳。

——御府内往還其外沿革圖書

長德寺門前

長德寺門前　町屋小間更正。

一、門前町屋壹軒　但、小間拾間。

右南品川藤澤清淨光寺末寺長德寺看守公頓、客殿作事幷ニ門建直之儀、寺社奉行所へ願出ゟニ付、見分遣し作事指免し、門前町屋小間相改ゟ旨、本多彈正少弼方より印形之斷手紙を以て申越ゟ。依之元祿十六癸未年十月申上、御張紙差上之。

——地子古跡寺社帳

〔參考〕長德寺ハ、地子古跡寺社帳ニ左ノ如ク記ス。

年貢
一、當地九拾年

一、寺内貳千貳百四拾五坪。

内、千七百貳拾八坪　山林。年貢無之。

一、門前町屋敷壹軒。

〔是も寺社方より之帳ニ無御座ゟ。〕

時宗 南品川村 藤澤清淨光寺末寺 常光寺

相州藤澤清淨光寺末寺 長德寺

御朱印地 寺領高五石

右長德寺起立も、寛正四癸未年ニて、當亥年〇天和三年。まで貳百貳拾壹年。右起立之地、南品川村之内、山岸と申所、四十七年以前東海寺御建立ニ付御用地ニ上り、北品川・下蛇久保兩村之内ニゐ替地被下之ゟ。然共右之地ハ寺領之替地ニゐ、居屋鋪ハ長德寺同末南品川常光寺其節及退轉ゟニ付、後寺地へ引移常光寺を潰し長德寺と改めゟ由、今度長德寺申出候ニ付、遂吟味御老中へ申上、願之通り古跡帳面ニ書載申ゟ。且又修復之儀も願出ゟ間、則申付候由、天和三癸亥年七月本多淡路守より申越ゟ。尤住持ゑ申來ゟ。

正信寺門前

正信寺門前　間口變更。

一、當地四拾年 麻布龍土村燒跡、崇源院樣御葬禮場

一、門前町屋數拾軒。

増上寺末寺 正信寺〇中略。

市街充實時代

一、門前町屋（北ノ方間口三拾間壹尺五寸。南ノ方間口三間五尺四寸。東北惣間口合三拾四間九寸。）

右麻布龍土村増上寺末寺正信寺作事之儀、寺社奉行所ゟ願出ゟ之付、門前町屋惣間口相改、寺社方帳面致張紙ゟ由、阿部飛驒守方ゟ手形之斷手紙を以申越。因茲元祿十六癸未年五月右之趣申上、御張紙差上之。

——拜領寺社帳

深廣寺門前

深廣寺門前　町屋間數ヲ更ム。

一、門前町屋惣間口間數貳拾八間四尺八寸。

右麻布龍土増上寺末寺淨土宗深廣寺作事、寺社奉行所へ願出ゟ處、門前町屋間數相改、寺社方帳面ニ致張紙ゟ由、阿部飛驒守方ゟ印形之斷手紙ヲ以申越ゟ。依之元祿十六癸未年八月申上、御張紙指上之。

——拜領寺社帳

笄橋

笄橋　上ヶ屋鋪ヲ櫻田町名主預トス。

圖（略。）

笄橋　福井覺太夫上ヶ地　坪數貳百拾六坪。

東、服部彌左衛門。柳澤甚太郎。　西、道。
南、梶田十右衛門。　北、杉浦新五右衛門上ヶ地。
東、九間四尺。　西、十間。
南、貳十貳間。　北、貳拾貳間。

笄橋近所福井覺太夫殿上ヶ地私ゟ御預ケ被成、四方間數坪數、右御繪圖之面相違無御座御預申ゟ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年正月十八日

櫻田町名主　十兵衛印

赤坂新町二三丁目

元祿十六未年

正月十八日預。福井覺太夫上ヶ地

一、笄橋近所貳百拾六坪

——屋鋪渡預繪圖證文

櫻田町名主　十兵衛預地。

——屋敷書拔

赤坂新町貳三町目　町屋鋪拜領者有リ。

赤坂新町貳町目（略。中）

一、武家拜領人姓名（略。中）

一、武家拜領人姓名（略。中）

表田舍間四間半
裏幅同斷
裏行同三拾七間
此坪數百六拾六坪五合

御本丸表坊主
御目付部屋
古澤宗閑

右者先祖古澤周甫、寬永十五戌年二丸御宮附御坊主ニ被召出、四代目古澤周甫紅葉山御高盛相勤候節、元祿十六癸未年十一月九日右屋敷拜領仕候。

赤坂新町三町目（略。中）

一、武家拜領人姓名（略。中）

是外西之方飛地之分（略。中）

表田舍間三間三尺六寸
裏幅同同斷
裏行同貳拾四間
此坪數八拾六坪四合

小普請組
佐野豐前守組
原田金次郎

千駄谷

右ゝ四代目原田吉兵衛義、貞享十六未年町屋敷拜領仕ゟ。右已前之義相知レ不レ申ゟ。（○元祿ノ誤歟。）

表田舍間三間三尺六寸
裏幅同斷
裏行同貳拾四間
此坪數八拾六坪四合

紅葉山御靈屋附寺社奉行支配、宮澤專永・高岡三甫支配
城田半三郎

右ゝ元祿十六未年七月中寺社奉行永井伊賀守殿御掛りこゝ、地所被二下置一候。以前之儀相知レ不レ申候。

——文政町方書上

千駄ヶ谷　割殘地ヲ名主ニ預ク。

圖略。○

千駄ヶ谷　割殘リ　坪數貳百三十五坪九合。

東、道。　西、大橋新五左衛門。割殘リ。
南、坂本久之丞。　北、佐藤清左衛門。
東西、十九間。
南、十貳間貳尺。　北、十三間三尺。

千駄ヶ谷割殘リ私共兩人ゟ御預ヶ被レ成、四方間數坪數、右御繪圖之面相違無二御座一御預リ申ゟ。爲二後日一仍如レ件。

元祿十六癸未年正月十八日

名主　三郎兵衛印
年寄　武兵衛印

水野權十郎内永田庄助。
右立合相改、預レ之。

清水喜兵衛。宇野小兵衛。市川三十郎。

内藤宿

元祿十六未年
同日（○正月十八日）預。割殘リ。
一、千駄ヶ谷貳百三拾五坪九合

名主　三郎兵衛　○一本年寄武兵衛連名。預地。

——屋敷書拔

内藤宿　上ヶ屋鋪村預。

圖略。○

内藤宿　本目兵左衛門上ヶ屋敷　坪數貳百貳拾坪。

東、道。　西、遠山三郎兵衛。
南、水谷武助。　北、垣屋利助。
東西、九間四尺。
南北、貳拾貳間四尺八寸。

内藤宿本目兵左衛門殿上ヶ屋敷、拙者共兩人ゟ御預ヶ被レ成四方間數坪數、右御繪圖之面相違無二御座一御預リ申ゟ。爲二後日一仍如レ件。

元祿十六癸未年五月六日

名主　三郎兵衛　消印
年寄　武兵衛　消印

水野權十郎内永田庄助。
右立合相改、預レ之。

平野善三郎。中村半治。

圖略。○

市街充實時代

長延寺門前

内藤宿　神谷傳五左衞門上ケ地　坪數貳百貳拾坪。
東、根本彦兵衞。西、道。
南、道。北、伊東小右衞門。
東、弐十貳間三尺。西、弐十七間三尺。
南、十五間三尺。北、四間三尺。
此圖　東西之方位錯記シテ不明、朱書ニモ東西南共本ノマヽトアリ。

内藤宿神谷傳五左衞門殿上り地、私共兩人ゟ御預ケ被成、四方間數坪數、右御繪圖之面相違無御座候。御預申ゟ爲後日仍如件。

元祿十六癸未年九月十七日

名主　三郎兵衞印
年寄　武兵衞印

右之屋敷境如先規紛無御座ゟ。爲後日仍如件。

白銀御殿番
根本彦兵衞印

——屋鋪渡預繪圖證文

元祿十六未年
五月六日頃。本目兵左衞門上ケ地
一、内藤宿貳百貳拾坪
九月十七日頃。神谷傳五左衞門上ケ地
一、内藤宿貳百貳拾坪

名主　三郎兵衞　預地。武兵衞連名。
名主　三郎兵衞　預地。

——屋敷書拔

長延寺門前　四谷追分門前町屋ノ小間ヲ變更ス。

門前町屋三ケ所。但、三拾三軒。

上州室田長年寺居住之寺地　曹洞宗　寺。中略。
市谷　長延

市谷安養寺門前

内、

四谷追分門前町屋六軒。此小間四拾七間。

右長延寺四谷追分門前町家作、寺社奉行所へ願出ゟ付、致吟味ゟ處、相障之無之ニ付、願之通り作事指免之、小間相改ゟ旨、永井伊賀守方より斷手紙を以て申越ゟ。依之元祿十六癸未年十一月右之趣申上、御張紙差上之。

——御朱印寺社帳歸ス。

市谷安養寺門前　町支配ニ歸ス。

三光院門前

一、當町往古ゟ武州豐島郡野方領市ケ谷村之由、然ル處京都智恩院末淨土宗右安養寺之義ハ、先年只今之尾州樣御館邊ニ御座候處、明曆二申年八月尾州樣御館初メ之出來之節、安養寺地所御用地ニ被召上、爲代地當所ニ之拜領仕ゟニ付引移ゟ由。右門前町家作之義ゟ、元地ニ罷在ゟ時分ゟ御免有之ゟ由ニゟ得共、誰樣御勤役中被仰付ゟ哉相分不申ゟ。尤元祿十六未年寺社御奉行阿部飛彈守樣御勤役中、門前町屋之分町方御支配被仰付、御性名不知寺社御奉行ゟ町奉行志摩長門守樣野勢肥後守樣ゟ御引渡ニ相成、町方御一手御支配請申ゟ。其節町銘之儀ゟ安養寺門前ニ付、市谷安養寺門前ゟ名付ゟ由ニ御座ゟ。

——文政町方書上

三光院門前　寺社帳改訂。

一、當地五拾四年

市街充實時代

天台宗　三光院　同所（〇牛込）本寺東叡山

一、寺内表三拾七間。裏へ三拾八間。
一、門前町屋六軒。

拝領地　表口三拾七間。裏行五拾三間。
惣境内坪數千九百六拾壹坪。
門前町屋間口三拾貳間半。
地借り五軒。

右三光院門前町屋間口間數三拾貳間半と相直ゐ。且又境内表裏間數相違ニ付相改、寺社方帳面相直ゐ旨、本多彈正少弼方より斷手紙を以て申越ゐニ付、元祿十六癸未年三月十六日右之趣申上、御帳面相直之。

——古跡寺社帳

天台宗　東叡山末　牛込　三光院

關口村　割殘地名主預。

圖○略。

關口村　太田市十郎上ヶ屋鋪割殘地　坪數壹萬八千四百六十五坪。

東、道。　西、溝口攝津守。道。
南、道。　北、道。

東、百八十七間。西、三十四間壹尺。五十九間。
南、百六十八間。北、百三十壹間四尺。

同　同殘地　八千九百四十坪。

東、道。　西、道。
南、道。　北、道。

東、八十四間三尺。　西、七十六間四尺。
南、百十八間壹尺。　北、百壹間。

護國寺近所太田市十郎殿上ヶ屋敷御割殘地、拙者共兩人ゐ御預ヶ被ゝ成、四方間數坪數、右御繪圖之面御定杭之通、相違無御座御預り申ゐ。爲ニ後日一仍如ゝ件。

元祿十六癸未年十月廿八日

水野權十郎内中村傳右衞門。
右立合相改、預ゝ之。

傳通院領名主　安右衞門印
小日向領御代官所名主　三四郎印

——屋鋪渡預繪圖證文

十月廿八日頃。太田市十郎上ヶ地割殘
一、關口村貳萬七千四百五坪
（一本抹消。

元祿十六未年

大泉寺門前　寺社帳記載間口間數改訂。

一、當地拾壹年
一、寺内四拾貳間四方。
一、門前町屋貳軒。
一、借シ地三ヶ所　甲府様衆。

傳通院領名主　安右衞門印
小日向領御代官所名主　三四郎印

——屋敷書拔　預地。

關口　本寺增上寺　淨土宗　大泉寺

市街充實時代

境内千七百六拾四坪。
門前町屋間口貳拾貳間半。
右大泉寺門前町屋、惣間口間數貳拾貳間半と寺社方帳面相改ゐ由、永井伊賀守方より斷手紙を以て申越ゐニ付、元祿十六癸未年五月廿一日右之趣申上、御帳面張紙仕ゐ。

——古跡寺社帳

目白臺關口分小日向分　護國寺領代地ヲ代官支配ニ入ル。
圖略。○

小日向臺　護國寺領代地　坪數五拾坪。
東、六間三尺。　南、御道。　西、道。　北、御代官所。
南、七間。　西、八間貳尺。　北、七間壹尺。

今度太田市十郎殿屋敷續新道爲御用、護國寺領之內被召上ゐ爲代地、同所ニ而御割替御渡被成、四方間數坪數、右御繪圖之面傍示杭之通、相違無御座請取申ゐ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十六日

水野權十郎內永田庄助。
右立合相改、渡之。

平野善三郎。清水喜兵衛。中村三左衛門。宇野小兵衛。原五郎左衛門。中村半治。

圖略。○

目白臺　關口分御代官所代地　坪數七拾七坪。
東、護國寺領。　南、小日向分御代官所代地。　西、道。　北、傳通院領。
東、九間四尺五寸。　南、七間四尺。　西、九間三尺五寸。　北、七間四尺五寸。

同　小日向分御代官所代地　坪數四拾六坪。
東、御代官所。　南、護持院領。　西、道。　北、關口分御代官所代地。
東、六間壹尺。　南、七間壹尺。　西、六間貳尺。　北、七間四尺。

今度太田市十郎殿屋敷續新道爲御用、御代官所之內被召上ゐ爲代地、同所ニ而御割替御渡被成ゐ。四方間數坪數、右御繪圖之面傍示杭之通り、相違無御座請取申ゐ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十六日

水野權十郎內永田庄助。
右立合相改、渡之。

今井九右衞門手代　加藤貞右衞門　印

——屋鋪渡預繪圖證文

今井九右衞門

一、目白臺五拾坪　十月十六日渡ス。

但、新道爲御用護國寺領之內、被召上ゐ爲代地同所ニ而割渡ス。

元祿十六未年

市街充實時代

同日渡。
一同所百貳拾四坪
但、新道爲御用、御代官所之内被召上ゐ關口分小日向分爲代地、同所ニ而割替渡ス。
——屋敷書拔

右同人

四七六

淨光寺門前

湯島三町北側及舊四町目北側

淨光院門前　寺社帳改訂。
一、當地三拾貳年
一、寺内七拾六間四方。
一、門前町屋貳拾四軒。
一、借シ地五人内館林樣衆貳人。
　但、侍壹人、家中壹人、浪人壹人。

門前町屋間口百四拾六間。
右淨光院門前町屋、間口間數百四拾六間と寺社方帳面相直ゐ由、永井伊賀守方より斷手紙を以て申越ゐニ付、元祿十六癸未年六月四日申上、御帳面帳紙仕ゐ。
——古跡寺社帳

湯島三町北側及舊四町目北側　湯島一町目ヨリ三町目ニ至ル北側上收セラレ、舊四町目北側卽チ北割棟梁作場拜借地最南部ハ、樽屋ノ借地ト爲ルコト、前年ニ見ユ。

禪宗　同所（小石川）本寺吉祥寺　淨光院

年月不知町屋ニ相成ゐニ付、右私名相用湯島と相唱、壹町目ゟ六町目迄六ケ町ニ相分、
略。中　六ケ町共南側町屋ニゐ所、南側ハ天和三戌年十二月廿八日不殘致類燒、翌四亥年十一月中壹町目ゟ五町目中程迄、子細不知御用地ニ被召上、略。中　北側町屋ゟ、元祿十六未年十一月中不殘致類燒、其節南側同樣御用地ニ被召上、略。下
湯島三町目
略。上　湯島三町目と相唱申ゐ處、元祿十六未年十一月中子細不知御用地ニ被召上、略。下
——府内備考

湯島之内略。中
一、當時湯島壹町目北側、神田明神門前道式、聖堂後口之場所、井藤堂主馬前道式、同續湯島三町目町屋、略。中　湯島壹丁目貳丁目三丁目町屋、元祿十六未年詳。月不　此邊類燒後明地ニ成。
圖略。
——御府内往還其外沿革圖書

湯島　樽屋藤左衞門拜借屋鋪　坪數京間千六百貳拾五坪七合四勺八才。
宋書小付墨ニ千六百十八坪、御多門帳之坪。
東、道。　南、道（湯島四丁目）。　西、道。　北、道。
東西、京間貳十間六尺。　南北、京間七十四間。　北、京間八十間。
湯島明地之内ニ而樽屋藤左衞門爲拜借地屋敷御渡被成、四方間數坪數、右御繪圖之面

市街充實時代

御定杭之通相違無御座請取申ゝ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年三月十九日　丹羽遠江守組與力　石堂甚五左衛門印

丹羽遠江守組同心　岩崎丈右衛門印

水野權十郎內中村傳右衛門。

右立合相改、渡ゝ之。

元祿十六未年

三月十九日渡。明地之內

一、湯島京間千六百貳拾五坪七合餘　町奉行

但、樽屋藤左衛門爲二拜借地一渡ス。　——屋鋪渡預繪圖證文

本鄉元町　轉移。

本鄉元町

一、町名起立之譯聊ヶ相分不レ申ゝ得共、町內之儀ヶ御中間大繩拜領屋鋪ニ有レ之、御入國之節三州ゟ御供仕ゝもの、慶長十巳年中三河町駿河臺邊ニ有レ之拜領地八町四方被二下置一、其頃ヶ當所ゟ神田川河岸之邊一圓御弓同心御組屋敷ニゝ所、年月不レ知右組屋鋪小石川大塚邊ヘ引拂、右跡ヘ元和四午年七月中前書三河町駿河臺ゟ引替拜領有レ之ゝ所、其後元祿八亥年九月中御仲間頭衆ゟ町屋敷ニ致度段被二相願一ゝ由ニ有、翌九子年二月中町

御奉行能勢出雲守樣川口攝津守樣御勤役中新規町屋御免有レ之ゝ由。然ル處元祿十六未年二月中御用地ニ被二召上一、河岸之方五十間通り跡ヘ引退キ、當時之場所元坪之通替地被二下置一ゝ由。尤右替地之處明地ニゝ哉何ヶ之立跡ニゝ哉相分不レ申ゝ。其後年月不二相知一、右引跡河岸ヶ御武家地ニ相渡。右之通度々沿革致ゝ儀ニ有、右場所往古ヶ豐嶋郡峽田領本鄉村ヶ申傳ゝ。且町名之義ヶ町家ニ不レ被二仰付一「以前、神田川河岸通ヘ引地ニ相成ゝ節、本鄉邊拜領地之內ニ有ヶ、外地面ゟ右場所ヶ早ク御地渡有レ之ゝ故、本鄉元町ヶ唱來ゝ ニ付、町屋ニ被二仰付一ゝ節、直ニ右町名相用來ゝ儀ニ可レ有レ之趣申傳ニ御座ゝ。

一、町內南之方町屋之儀、前ヶ條ニ申上ゝ通り、以前御茶之水河岸ニ有レ之、其後跡ヘ退キ立跡明地ニ相成、河岸見通しニ付南側町屋を元町河岸ヶ唱來ゝ故、當時立跡、武家地ニ有ヶ河岸ヶも隔り居ゝ得共、今以右之邊を河岸ヶ里俗ニ相唱申ゝ。

一、町內之儀五六十ヶ年程以前迄ヶ四ヶ町ニ相分、壹町目、二丁目、三丁目、四丁目ヶ私ニ相唱ゝ由之處、いつとなく元町ヶ計相唱、尤右故當時も上町ヶ唱ゝ場所ヶ一丁目、二丁目分、下町ヶ唱ゝ場所ヶ三丁目、四町目分ニ御座候。

一、神田川河岸通り之內火消御役屋敷脇より、水道橋手前之邊迄を御茶之水河岸ヶ往古ゟ唱來ゝ所、右ヶ起立聊ヶ相分兼ゝ得共、神田川御堀割以前、右川內之所ニ名水之井有レ之、いつ頃ニゝ哉御城內ヘ御取寄被レ爲レ遊ゝ儀有レ之ニ付其砌ゟ右之邊を御茶之水ヶ相唱萬治之度神田川御堀割之節、右井戶北之方土手なゝれ下川岸シニ有レ

之ゐ所、享保年中御掘廣ゲ之節川内ニ相成ゐ趣申傳、既神田川之内當時火消御屋敷ゟ馬場向之北、川形餘程曲り有之、右場所を俗ニ大曲りゟ唱ゐ所之岸、古井之跡有之由ニて、以前ゟ付河ニも不相成、今ニ其所ゟ水不絶渦巻居、至而深き様子ニ相見ゑ、全井之跡ニも可有之奉存ゐ。

一、揚場坂と申里俗近邊ニゟ無御座ゐ得とも、町内持物揚場御茶之水河岸内ニ有之ゐニ付、右揚場道坂を他所之もの揚場坂ゟ唱ゐ儀も有之趣ニ御座ゐ。

一、町内之儀元祿之頃神田臺町又ゟ御茶之水臺町、御中間町抔ゟ私名相唱ゐ由ニ御座ゐ處、當時ゟ右様之里俗相唱不申ゐ。

一、町内南之方町屋向建部六右衛門様御屋敷ゟ河岸通迄折廻しニ有之、河岸之方一圓崖ニ有之、右崖上御庭ニ相成居、餘程地高之場所、南西受ニ有之小川町邊見晴し、風景も宜敷。右崖通り一圓藪茂り、年々鶯初音他ニ越、年ニ寄極月之内ニゟも鳴ゐ故、自然と初音之森と世俗ニ相唱ゐ由。然ル處明和九辰年中丸山田町ゟ出火之節、右藪燒失致し、其後ゟ只今以崖地草花小笹等斗ニゟ至而淺間ニ付、當時ニゟゟ別ニ鶯之初音早キ場所ゟ申事ゟゟ無之ゐへ共、右申上ゐ通り絶景之地故、舊來之唱相殘り、只今以初音之森ゟ流布致申ゐ。勿論御府内ニゟゟ都ゟ小石川邊ゟ駿河臺邊ゟ懸ケ、時鳥も他ニ越早ク鳴ゐ故、右初音之森と時鳥之事ゟも申ゐ得共、全左ニゟゟ無之、鶯之儀ニ御座候。

但、右御屋鋪ゟ往古御成等有之、初音之森と申名相付ゐ趣之申傳ゟも御座ゐ得共、全

虚説ニて左様之儀ゟ曾ゟ無御座ゐ。

一、町内地主之儀ゟ前書之通不申。殘御中間方大繩拜領地ニゐ得共、追々相對替又ゟ轉役等ニゟ、當時名前左之通り、

西御丸御小人目付
三浦七藏
同人組書番御用除
富山貞平
他所ニ罷在ゐ。

御留守居支配御廣敷添番
杉本岩太郎

御中間頭鈴木宇右衛門組書番御用除
神尾紀三郎

御留守居支配御廣敷添番
鈴木定藏

同人組御持筒役
近藤物次郎
他所ニ罷在ゐ。

御小普請奉行支配小普請方改役下役
杉浦與重郎

御留守居堅貿山城守組同心
濱田斧藏
他所ニ罷在ゐ。

御留守居番倉林五郎右衛門組同心
杉山吉左衛門
他所ニ罷在ゐ。

同人組御廐番
佐藤錠之助

御中間頭山崎又兵衛組
兩御丸御長屋御門番
和田半次郎

同人組御旗指役
吉野傳左衛門

御小普請支配淺野隼人組
田畑清十郎

御馬預諏訪部紋九郎支配御口之者
川島勘次郎

御中間頭山崎又兵衛組書番御用除
室田傳八郎
他所ニ罷在ゐ。

聖堂勤番下役
林平八郎

御目付支配無役
川口沖之助
他所ニ罷在ゐ。

御馬預諏訪部紋九郎支配
齋藤長兵衛
他所ニ罷在ゐ。

山崎又兵衛組御持筒役
鈴木豐次郎

山崎又兵衛組御旗指役
金田物五平
他所ニ罷在ゐ。

同人組西御丸御長屋御門番
林　源左衛門

山崎又兵衛組西御丸御廣番御用除
伊久間勝藏

養生所肝煎小川太左衛門組出役
松崎於登治

御留守居支配御廣鋪添番
杉浦善藏

御中間頭古澤茂右衛門組御厩定番
河田惠三郎　他所ニ罷在り。

御賄頭支配御賄方出役
小田市郎兵衛

同人組御廣番
清水鐵之助　他所ニ罷在り。

御目付支配無役
鈴木半平

御小普請神尾豐後守組
加藤清次郎

山崎又兵衛組御廣番
金田彌五郎

御留守居御生主膳正組同心
高田宗三郎　他所ニ罷在り。

西御丸御切手御門番吉本與惣左衛門組同心
稻田平一郎

同人組御旗指役
中山七右衛門

御膳奉行支配御石之間番
金田藤八郎　他所ニ罷在り。

御小人目付
長瀨友作

御徒目付
神谷昇太夫

山崎又兵衛組御旗指役
八田万之助　他所ニ罷在り。

同人組畫番御用除
金田惣三郎

御先手石野新左衛門組同心
鈴木清藏

御小納戸吉川丹後守組野馬方
園田七平

同人組御厩定番
西山升太郎

御進物取次番頭小林新左衛門組取次上番
渡邊幸太夫

小十人頭
近藤鯉右衛門　他所ニ罷在り。

同人組御長屋御門番
鈴木孫之丞

御目付支配無役
有賀林平

山崎又兵衛組御厩定番
木村助八

同人組御旗指役
小野田彌太郎

古澤茂右衛門組畫番御用除
青木勝次郎　他所ニ罷在り。

山崎又兵衛組御廣番
淺岡杢三郎　他所ニ罷在り。

同人組畫番御用除
高橋勝次郎　他所ニ罷在り。

山崎又兵衛組御廣番
松岡長五郎

御小人目付
三橋軍次郎

山崎又兵衛組畫番御用除
沼崎平次郎　他所ニ罷在り。

同人組御旗指役
秋元千吉　他所ニ罷在り。

西御丸御切手番松岡又右衛門組
岡本銀藏　他所ニ罷在り。

山崎又兵衛組大奥御長屋御門番
神谷重郎右衛門　他所ニ罷在り。

御目付支配無役
原田藤藏　他所ニ罷在り。

御目付支配無役
浦邊源吾　他所ニ罷在り。

同人組御旗指役
三浦五郎太夫　他所ニ罷在り。

西御丸御小人目付
宇佐美彥四郎　他所ニ罷在り。

同人組世話人
細野小右衛門

西御丸御小人目付
堂田甚左衛門　他所ニ罷在り。

御馬頭村松四兵衛支配御口之者
鳥飼半平 他所ニ罷在り。
清水漆御勘定組頭
川村八兵衛 他所ニ罷在り。
御小普請佐野豊前守組
和田斧藏
御中間頭
鈴木宇右衛門
御小人目付
細野三次郎 他所ニ罷在り。
御留守居支配二ノ御九御番同心
神谷勘右衛門
山崎又兵衛組書番御用除
川口九八郎
御評定所留役
鈴木榮助
御賄頭支配御賄方
塚田平八郎 他所ニ罷在り。
御目付支配無役
青木金吾

西御丸御切手番頭
松岡又右衛門 他所ニ罷在り。
御留守居支配御廣敷御小人
籾山鐵次郎 他所ニ罷在り。
御小人目付
松岡磯次郎 他所ニ罷在り。
御目付支配無役
鈴木豐藏 他所ニ罷在り。
御目付支配御臺所番
鈴木傳重郎
御留守居栁生主膳正組同心
浦部嘉惠吉
同人組西御丸裏表仕切御門番
金田九重郎 他所ニ罷在り。
御小人目付
磯部孫八郎
鈴木宇右衛門組御持鑓役
小幡新三郎 他所ニ罷在り。
諏訪部紋九郎支配御口之者
鳥飼勝吉 他所ニ罷在り。

山崎又兵衛組書番御用除
萩原五左衛門
同人組二ノ御九裏ゞ戸番
園田寅三郎
同人組組頭
安川七平 他所ニ罷在り。
鈴木宇右衛門組野方御使
中山政右衛門 他所ニ罷在り。
御小人目付
藤村甫助
鈴木宇右衛門組書番役
竹中房次郎 他所ニ罷在り。
同人組無役
古澤與惣吉 他所ニ罷在り。
御徒押
高橋源之助
同人組組頭
山本壽平 他所ニ罷在り。
御代官布施孫三郎手附
齋藤忠次郎 他所ニ罷在り。

同人組御持鑓役
山本孫七 他所ニ罷在り。
同人組裏ゞ戸御門番
岡田伴次郎
西ノ御九御小人目付
三浦藤太夫
御目付支配御臺所番
橋本七之助 他所ニ罷在り。
御目付支配無役
西村金次郎 他所ニ罷在り。
同人組組頭
岩堀孫次郎
諏訪部紋九郎支配御口之者
矢澤四郎右衛門
鈴木宇右衛門組御觸番
宇佐美安太郎
同人組御賓客下番
永田忠三郎 他所ニ罷在り。
西御丸御小人目付
藤村榮太郎 他所ニ罷在り。

吉祥寺門前

右名前之外組預り地壹ヶ所有之、四十ヶ年程以前迄御小人目付西村五兵衛と申仁之拝領地ニ御座ゐ處、其後年月不レ知上地ニ相成、當時組預り地ニ而、左之名前三人引受罷在候。尤右五兵衛儀如何之譯ニ而上ヶ地ニ致ゐ哉、年久敷儀ニ而相分兼申候。

御鷹匠頭内山七兵衛組同心
三浦緣太郎
鈴木宇右衛門組野方御使役
伊藤岩次郎　他所ニ罷在り。
御賄籠頭
平嶋庄助　他所ニ罷在り。
御作事奉行支配御徒假役
瀧又藏
同人組御持筒役
藤村源吾　他所ニ罷在り。
山崎又兵衛組二ノ御丸御長屋御門番
小幡善三郎

御中間頭
山崎又兵衛
同人組無役
淺井茂七郎　他所ニ罷在り。
御勘定奉行支配御鷹野方
西村啓藏
鈴木宇右衛門組御旗指役
舟川彦兵衛　他所ニ罷在り。
同人組無役
岩堀兼次郎

吉祥寺門前　間口間數登錄改訂。

一、當地拾貳年
一、寺内表百拾九間五尺。裏へ百四拾四間五尺。

預り地引受人御中間組頭
安川七平
相原良右衛門

小野彌兵衛
——文政町方書上

駒込本寺上州御嶽永源寺
禪宗　吉祥寺

常樂院門前

下谷御數寄屋町

一、門前町屋貳拾三軒。

一、境内壹萬七千三百五拾五坪餘

御嶽永源寺末駒込
禪宗　吉祥寺

門前町屋間口　百壹間。

右吉祥寺門前町屋惣間口間數百壹間と寺社方帳面相改ゐ由、永井伊賀守方より斷手紙を以て申越ゐニ付、元祿十六癸未年五月廿一日右之趣申上ゐ帳面相直之。

——古跡寺社帳

常樂院門前　間口間數登錄改訂。

一、境内八百三拾五坪

天台宗　東叡山末上野廣小路
常樂院

門前町屋間口七十三間。

右常樂院門前町屋惣間口間數七十三間と寺社方帳面相改候由、永井伊賀守方ゟ斷手紙ヲ以申越候付、元祿十六癸未年五月廿一日右之趣申上、御帳面相直之。

除地（ウラ）古跡寺社帳ノ内、

上野　天台宗　東叡山末寺　常樂院と張紙有レ之處張。

——除地古跡寺社帳

下谷御數寄屋町　飯倉二町目ノ内轉入ス。

飯倉町二丁目

市街充實時代

感應寺門前

感應寺門前　起立。

一、惣境内三萬四千三百九拾參坪。

門前町屋、新門前右門前境外右門前共。

惣間口七百拾四間貳尺六寸。

右佛頂院門前町屋新規建度旨、寺社奉行所へ願出ゐ處吟味之上障儀無之ニ付、御老中へ相窺、願之通り申付、是又惣門前裏門寺家引直是又指免惣門前町屋小間相改、寺社方帳面相直ゐ由、寺社奉行衆連印之斷手紙以被申越ゐ故場所見分を遂げ、元祿十六癸未年十月申上ゐ帳面相直ゐ様ニ被仰渡則佛頂院へ相達之。

——御朱印寺社帳

谷中感應寺表門前新茶屋町

天台宗拜領地　東叡山末谷中感應寺　佛頂院

一、當町略。中西側北角表田舍間九間七寸裏幅九間、南裏行拾三間壹尺北裏行拾間四尺、此坪數百六坪之内、表間口二間壹尺裏幅壹間四尺南裏行拾壹間五尺北裏行拾間四尺、此坪貳拾壹坪餘、元祿十六未年十二月中道敷御用地ニ被召上、下谷御數寄屋町之内東側ニあ、表田舍間三間五尺八寸裏幅四間二尺一寸、南裏行十七間四尺、北裏行十七間二尺、此坪數七十二坪七合餘增坪被下、代地ニ被下置、右町ゐ加り、右町名ニあ、町用相勤、同町名主兼三郎支配ニ御座候。勿論御年貢之儀ハ元地飯倉町二丁目ゐ取立上納仕候。尤其砌之書留燒失仕、委細之儀相分不申候。右地面間數坪數當町ゐ入レ不申候。

——文政町方書上

燈明寺門前

右町銘之起り、元感應寺境内ニ有之ゐ處同寺住職佛頂院元祿十五午年新門前町屋寺社御奉行本多彈正少弼様ゐ御願申上ゐ砌、表門前む茶屋町ニ御願申上、同十六未年願濟ニ相成ゐ節、下谷廣小路御木具屋勝井吉左衛門と申者日蓮宗ゟ感應寺檀那ニ付、佛頂院同人ゐ相談被致ゐ者、天台宗ニ被仰付ゐ以後む檀方不殘離檀ニ相成、寺相續難成ニ付、此度門内三拾間切込、表門前む茶屋町ニ願濟ニ相成ゐ間、京都にも有之ゐろは茶屋と名付、茶屋町ニ取立可申旨被申付、則同人名主役相勤、表門前新茶屋町と唱、いのじや庄兵衛と申者初あ煮賣料理茶屋渡世仕來申ゐ。

右吉左衛門庄兵衛義む、享保年中死去仕、名跡退轉仕ゐ。

——文政町方書上

門前○感應寺。當所ハ古へ淺草寺ナリシカ、寛文四年御用地トナリ、同年代地ヲ同所山之宿及ヒ今戸ノ内ニテ賜フ。略。中元地ハ谷中感應寺東裏門前ニテ、三千五百九坪ノ地ヲ同寺ノ院家佛頂院貸地トシテ商家ヲ置ク事ヲ乞ヒ申セシニ、元祿十六年ニ至リ許可セラル。其地後ニ東叡山御靈屋ノ御用地トナリテ、上野山内へ併入セラレシ時、其替地トシテ今ノ地ヲ賜ハリシナリ。

——府内誌殘編

燈明寺門前　寺社帳改訂。

一、當地拾貳年

一、寺内表四拾五間四尺。裏へ三拾間。

一、門前町屋三拾八軒。

同所（○下谷）　本寺東叡山　天台宗　燈明寺

市街充實時代

門前町屋惣間口間數七拾四間半。

右燈明寺作事之儀、寺社奉行所へ願出、門前町屋拾軒と書出し、寺社方帳面ニ三拾八軒と有之、相違ニ付、段々吟味之上、唯今拾軒ニ無紛、惣間口間數相改、寺社方帳面張紙いたし候由、本多彈正少弼方より印形之斷手紙を以て申越ハニ付、元祿十六癸未年十月申上御帳面張紙仕ハ。

——御朱印拜領地寺社帳

西光寺門前

西光寺門前　寺社帳改訂。

門前町屋惣間口三拾八間三尺七寸。

淺草 本寺京知恩寺 淨土宗 西光寺

右西光寺作事之儀願出候處、門前町屋間口間數ニ相改、寺社方帳面相直ハ由、阿部飛驒守より印形之斷手紙を以て被申越ハ故、元祿十六癸未年十一月申上、御帳面致張紙候。

——古跡寺社帳

常福寺門前

常福寺門前　寺社帳改訂。

一、當地三拾四年

一、寺內表貳拾間。裏へ三拾間。

一、門前町屋八軒。

同所(○淺草寺町) 本寺東叡山 天台宗 常福寺

門前町屋間口貳拾七間四尺。

右常福寺門前町屋、間口間數貳拾七間四尺と寺社方帳面相直ハ由、阿部飛驒守方より斷手紙を以て申越ハニ付、元祿十六癸未年八月申上、御帳面張紙仕ハ。

——古跡寺社帳

光感寺門前

光感寺門前　寺社帳改訂。

一、當地拾貳年

一、寺內表五拾四間。裏へ四拾六間。

一、門前町屋三軒。

同所(○淺草) 本寺增上寺 淨土宗 光感寺

門前町屋間口貳拾六間。

右光感寺門前町屋、惣間口間數貳拾六間と寺社方張面張紙いたしハ由、阿部飛驒守方より斷手紙を以て申越ハニ付、元祿十六癸未年四月廿五日右之趣申上、御帳面相直之。

——御朱印拜領地寺社帳

金剛院門前

金剛院門前　寺社帳改訂。

一、當地拾貳年

一、寺內表三拾四間。裏へ拾間三尺。

一、門前町屋四軒。

同所(○淺草) 本寺高野山 眞言宗 金剛院

門前町屋惣間口貳拾八間。

右金剛院門前町屋作事之儀寺社奉行所へ願出ゐ處、門前町屋棟數壹棟違ゐニ付、被遂見分、元祿十六癸未年十月相直ゐ由、本田彈正少弼より斷手紙を以て申越ゐ故場所遂見分、元祿十六癸未年十月申上ゐ處、御帳面相直ゐ樣ニ被仰渡、御帳面張紙いたしゐ。

元祿十六癸未年十月本多彈正少弼より左之趣印形之斷手紙を以て申越。

古跡拜領地

表間口三拾貳間半。

裏行拾間三尺。

門前町家

表門より東之方小間九間。

表門より西南之方へ折廻し小間拾九間。

右金剛院門前町屋守彌五兵衞居宅、六年以前寅年類燒前迄建置ゐ場所へ此度引移度之旨、彈正少弼方へ願出ゐ處、境內間數間口此方帳面ニ三拾四間と有之、間數相違ニ付、見分遣之、遂吟味ゐ處、金剛院書出候と相違無之候。且亦門前町屋類燒以後町屋貳軒致

高野山自性院末　淺草新寺町　古義眞言宗　金剛院

作事、貳軒者未家作不仕候由申之、是又相違無之、然る處門より西之方石屋傳兵衞居宅棟を分け貳軒建置之、表ニ口を附借シ店ニいたし置候ニ付、猶又令吟味ゐ處、類燒以前迄者壹軒ニ建置候得共、其以後棟を分け貳軒ニ作事いたしゐ由申ゐ付、分けゐ西南之方町屋表之口塞きゐ樣ニ此度申付之、右彌五兵衞居宅取前之所へ爲引移、唯今迄建置ゐ場所へ向後町屋建間敷之旨金剛院幷ニ屋守彌五兵衞へ證文申付之、門前町屋惣間口相改之。

——御朱印拜領地寺社帳

南本所元町　家作免許。

南本所元町

○上略。貞享元子年中右竪川通町屋御用地被召上、御用地ニ相成ゐニ付、町內之儀、元來御年貢地町屋ニ御座ゐ間、其節御代官伊奈半左衞門樣御支配ニ相成申ゐ。勿論先年ゟ田地等者所持不仕、町屋之儀ニ候、永代賣御免之地所ニて有之ゐ得共、家作御改場之內ニ有之ゐニ付、元祿十六未年中屋敷御改瀧川清右衞門樣赤井六兵衞樣御勤役中奉願、永々家作御免之町屋ニ被仰付。

——府內備考

元町○南本所。當町起立ノ年代ヲ傳ヘス。名義ハ南本所村ノ中ニシテ早ク開ケシ町ナレハ、直ニ此町名ヲ唱ヘシト云フ。万治二年ヨリ本所ノ地ヲ漸々町並ニ改メラレ、寛文四年ニハ竪川通ノ町々ヲ江戸市中ニ准セラレ、當町是ニ接スルヲモテ始テ町奉行ノ指揮ヲ受ク。然ニ貞享元年竪川通御用地ニ上リ、田圃ヲ開カレシ時、當町ハ元來年貢地タル

市街充實時代

ニヨリ、元ノ如ク御代官支配トナリシカ、田園ヲ所務セサレハ、僅ニ居住ノ地ヲ買得スル叓ヲ許サル。サレト居宅營作ヲ聽サレシ地ニアラサルニヨリ、元祿十六年屋敷改ニ就テ愁訴シ、永ク家作ノ許可ヲ得。○略。○中町内四區ニ分レ、坪數三千二百六十三坪餘アリ。

——府内誌殘編

本所松坂町

本所松坂町　吉良氏屋鋪跡町屋鋪ト爲ル。

本所松坂町壹丁目

一、町内起立之儀ハ、○略。○中東側之分ハ、元御竹藏跡ニ而、元祿初年之頃、近藤登之助殿屋敷ニ相渡り、其後吉良上野介殿下屋敷ニ相成ル處、元祿十六未年十一月上り屋敷跡拜領、町屋敷に相成申ル。○略。○中

一、東側南之方　表間口京間六間　裏行同弐拾間　此坪數百弐拾坪

一、同側北之方　表間口京間六間　裏行弐拾間　此坪數百弐拾坪

御細工所頭支配御鏡研師　佐柄木彌太郎

同支配御鏡師　中島甚兵衛

——文政町方書上

松坂町　自一町目　至二町目。當所一町目ノ内、其西方ハ古ヘ空閑ノ地ナリシカ、元祿九年ヨリ拜賜ノ町屋敷トナリ、其東方ハ御竹藏ノ跡ナリシカ、元祿ノ初年近藤登之助カ邸ニ賜ヒ、其後吉良上野介カ下邸トナリ、同十六年上地トナリ、再ヒ拜賜ノ町屋敷トナリシヨリ、此東西ノ地ヲ合シテ一町目ト稱ス。名義ハ近隣ノ相生町、絲町等ニ基ツキシナルベシ。當所ノ東方ノ一路ヲ里俗大横町ト唱フ。町内ハ御醫師御數寄屋坊主、表坊主御犬率、御細工所同心、濱御殿番、表陸尺、御鎗研師、御鏡師等ノ賜地錯雜ス。公役銀ハ享保七年ヨリ上納セリ。二町目ハ其沿革略一町目ニ同シ。東方ノ地ト等シク、元祿十六年吉良上野介カ邸蹟ヲ賜地或ハ拜借地、年稅町屋敷代地等ニセラレシヨリ、市纏ヲ建テ、二町目ト唱フ。里俗上野長屋ト呼ベルハ、吉良カ邸蹟ナレハナリ。當所ノ内三百六十坪ノ地ハ、寶永二年ヨリ白銀御堀常憑ノ助成地タリシカ、正德三年上リ地トナリ、小石川養生所附トセラレ、享保十五年ニ至リ、深川一色町ニ住セシ儒者菅野彦兵衛カ賜地ノ替地トナリ、今子孫菅野信平ニ及ヘリ。又東方五百六十坪ノ一區モ、前ノ一區ニ等シカリシカ、延享三年ニ至リ赤坂氷川明神社境内ノ辨天堂護摩堂造營ノ料ニ御寄附アリシヨリ、町年寄樽屋與左衛門カ進退トナリ、地子金ヲ預リ置、修復アル毎ニ町奉行ノ役邸ニシテ、其用途ヲ明神社別當大乘院ニ授ケシカ、寛政八年ヨリ大乘院カ處置ニ任セラルト云フ。又芝龜塚町ノ代地ニテ、年稅所五區當町ニ屬スルアリ。此代地ハ元祿十六年松平紀伊守カ賜地トナリシ替地ニシテ、年稅ハ舊地ニテ取立テ御代官ニ納メ、町役ハ當町ノ進退ナリ。又芝田町五町目ノ代地ニテ年稅所二區アリ、次第ハ龜塚町代地ニ同シ。此外買下ケ地一

區アリ。當町ノ地坪一町目ハ千十八坪餘・二町目ハ千五百四十五坪餘ナリ。

——府内誌殘編

中島伊勢

圖略。○

中島伊勢屋敷　坪數百貳拾坪。

東、道。　西、道。
南、佐柄木彌太郎。　北、明地。
東西、京間六間。
南北、同貳拾間。

右ゝ於北本所一二之橋間通、今度私御屋敷就拜領仕ゟ、四方間數坪數傍示杭之通り、御繪圖之面相違無御座請取申ゟ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十一月十二日

御鏡師　中島伊勢印

高川彌治右衞門。氏家傳左衞門。

右兩人立合、渡レ之。

佐柄木彌太郎

圖略。○

佐柄木彌太郎屋敷　坪數百貳拾坪。

東、道。　西、道。
南、明地。　北、中島伊勢。
東西、京間六間。
南北、同貳拾間。

右者於北本所壹貳ノ橋間通、今度私御屋敷就拜領仕ゟ、四方間數坪數傍示杭之通、御繪圖之面相違無御座請取申ゟ。爲後日仍如件。

元祿十六癸未年十一月十二日

御研師　佐柄木彌太郎印

高川彌治右衞門。氏家傳左衞門。

右兩人立合、渡レ之。

——屋鋪渡預繪圖證文

御鏡師　中島伊勢

御研師　佐柄木彌太郎

——屋敷書拔

本所花町

元祿十六未年

十一月十二日渡。

一、北本所一二ノ橋間通百貳拾坪宛

本所花町　拜領町屋鋪上地ヲ領受シタル者有リ。殘地ハ寶永二年市人ノ代地ニ給セラル。姑ク併記ス。

本所花町　○中略。

一、百坪。

本所中之鄕代地御年貢地
當居付地主
六兵衞持

右ゝ島崎榮仲拜領町屋敷幷中之鄕代地共、合京間拾五間之場所ゝ、當町起立之廉々申上候通、古來澁川助左衞門殿拜領屋敷ニゐ、元祿六酉年十二月ゟ町内ゟ相加り、一圓花町と相唱、同十六未年四月廿四日右助右衞門殿拜領屋敷上ヶ地ニ相成、右拾五間之内拾間口同年六月六日紅葉山御樂人上將監拜領屋鋪ニ相成、二代目甚之助殿・三代目帶刀殿ゝ申候節、田安樣御附ニ相成、御小姓勤ニゐ野田帶刀殿ゝ被申候由。然ル處寶曆十

深川海邊大工町

三未年六月二日御無念之儀有之、右拜領屋敷被召上、上り地ニ相成候處同年十二月中右拾間口之處嶋崎榮庵殿拜領屋敷ニ相成、殘り京間五間之處ヲ寶永二酉年四月中紀伊國屋平兵衞ヲ申者所持致候中之鄕百姓地之代地ニ被下置候。其後寬延三午年九月十六日大口屋重右衞門ヲ申者ゟ賣渡し、同四未年十月廿九日當地主伊勢屋六兵衞買求、只今以所持住居仕罷在候。

——文政町方書上

深川海邊大工町　仲通並屋鋪ト爲ル。

深川海邊大工町○中略。

同町里俗高橋組之內西側東續里俗東側仲通下組分海邊大工町○中略。

一、里俗中通と唱ゟ場所立花豐前守樣御屋敷西續之儀ヲ、年代不知、川合善兵衞樣御持地ニ而、慶安三寅年より鍋島內匠樣御所持ニ相成、元祿十二卯年ゟ町人ゟ御讓受仕、同所南之方ヲ板倉內膳樣上ヶ地、元祿八亥年伊奈半十郎樣御掛りニ而御拂地ニ相成、町人六太夫と申者ゟ御買請仕、同十六未年町並屋敷ニ相成ゟ場所ニ御座ゟ。然ル處當所裏町ニ罷在ゟ萬祥寺御年貢古跡地四百八坪之場所當町六太夫所持町並屋敷貳千六拾七坪之內、前書坪數ヲ引替地ニ仕、殘り千六百五十九坪ヲ同寺ゟ持添地ニ寄附仕ゟ付、同寺當町ゟ引移り、跡地同人所持ニ相成ゟニ付、當町寺地之分町並屋敷相減申ゟ。同寺持添地之內、寶曆十一巳年南之方四百八坪隣寺善德寺ゟ讓り渡し、同寺持添ニ罷成申ゟ。

——文政町方書上

佐賀町代地　永代橋臺地ノ代地ヲ入舟町續ニ給與ス。

一、元祿十六未年、佐賀町之內屋敷御用地分、築地石垣通入舟町續ニ而、代地被下置。

一、八斗六升八合、此反別七畝七歩。

是ハ元祿十一寅年永代橋臺御用地之爲代地、同十六未年築地石垣通入舟町續ニ而代地被下置ゟニ付、高入。但享保十七年御檢地。

——寬永錄

深川久右衞門町　拂下起立ス。

一、深川久右衞門町壹丁目貳丁目

右ヲ築地之內、元祿十六未年買受。○略。下

深川久右衞門起立家作願書寫町役人藏。

乍恐以書付奉願上ゟ。

一、深川御築地辨財天社地續西之方明地貳千坪餘之地、百坪ニ付金九兩壹步宛之積り、右之場所拂者被仰付被下ゟヲ當金ニ御上納可仕ゟ。就夫奉願上ゟヲ、辨財天社地續ニ而御座ゟ間、川端之道を中筋ゟ付ゟ而、兩側ニ町屋建辨財天參詣之往來ゟ賣賣茶屋仕度奉願ゟ。乍恐御慈悲ヲ以被爲仰付被下ゟヲ、難有仕合奉存ゟ。勿論右家作御役錢共ニ御町並同前ニ奉願ゟ。則別紙繪圖○略。差上申ゟ。以上。

深川八幡北裏町訴訟人
鎌倉屋　久右衞門

元錄十六癸未年正月廿六日

御奉行様

乍恐以書付奉願ハ覺

一、坪數貳千拾貳坪貳合九勺。

深川築地石垣裏辨財天社地續。

一、右深川築地明地之内書面之坪數拙者被下置ハハヽ、地代金百八拾六兩銀八匁貳分但百坪ニ付金九兩壹歩宛之御積りを以、當金ニ而差上可申ハ間、願之通被仰付被下ハハヽ、難有可奉存ハ。勿論右町屋鋪家作御免被仰付、并御役等之義共江戸御町並同前ニ奉願上ハ。以上。

元錄十六年未四月　鎌倉屋　久右衛門　印

表書之町屋敷江戸町並同前家作御改御免、願之通被仰付ハ。地代金上納申ニ付如斯ニハ。以上。

未九月廿六日　小野澤市右衛門　印

奥村與五左衛門　印

深川久左衛門町分
三左衛門屋鋪　○中略。

一、舊家

當町名主
源右衛門（宋）先名久右衛門憚儀有之改名。

先祖久右衛門義者、百四十年程已前元祿十二卯年十月十二日、深川築地武家屋鋪割地之外町屋鋪ニ被仰付ハ間、望之者も伊奈半左衛門殿深津八郎右衛門殿宅へ願書差出

附記、一
元祿中異動市街
上野町代地

ハ様、町御觸在之ハニ付、洲崎辨天前築地之内四千十二坪貳合九勺、此代金三百七拾壹兩ト銀八匁貳分、但百坪ニ付金九兩壹分之割合ニ而、百貳拾六年已前元祿十六未年中、右御地所御買請開發仕度旨、御代官伊奈半左衛門様ハ相願、前書之通代金上納仕、則久右衛門町壹丁目貳丁目三丁目ト相唱、古町同様家作御免、公役銀上納、町方ニ被仰付被下置ハ様、奉願ハ得も、同年月日不知願之通被仰付、久右衛門義名主役相勤、右地面不殘壹人ニ而所持仕罷在ハ義ニ在之。○下略。

——文政町方書上

〔附記〕元祿中異動市街

上野町代地　元祿中替地シテ此稱ヲ加フ。

上野町代地

○上略。當町之儀も、○中略。今忍ケ岡ト申ハ邊ニ有之ハ由。○中略。寛永之頃只今之上野町ハ引地ニ相成、○中略。上野町ト相唱、町屋ニ相成ハ所、年暦不相分、上野町壹丁目ニ而地尻切地ニ相成、此分上野廣小路之内ニ而、元坪之通、間口拾八間四尺五寸、裏行拾間五尺之替地ニ相成、此飛地五軒屋敷ト私名相唱ハ處、元祿之頃此裏行拾間五尺之内五間通、尚又切地ニ被仰付、其節之神田佐間久町壹丁目河岸通東ハ寄ハ地所之内、西横町裏ニ當りハ場所ハ替地被下置、其節ゟ上野町代地ト唱來ハ由。然ル處享保四亥年二月十四日下谷御數寄屋町ゟ出火ニ而、右近邊類燒致し、同年三月十九日中山出雲守様御番所御掛ニ而、河岸通火除御用地ニ被召上、町々御繰下ケニ相成ハ節、當時之場

四谷鹽町貳町目

所ニ而御性名不知御武家方御立跡に替地被下置、今以上野町代地と唱來ハ由申傳ハ儀ニ御座候。

一、町内之儀ハ先年ゟ町御奉行御代官兩御支配ニ而、御年貢ハ元地上野町高に籠り一手ニ御代官所に上納致、諸事町御奉行所御支配ヲ請、當時御代官平岩右膳樣ニ御座ハ。

一、町内反別之儀ハ元地上野町反別貳町五反貳十九分之内ニ籠有之、坪數之儀ハ貳百六十七坪貳合ニ御座ハ、

一、鄕名庄名不相分。領名之儀ハ峽田領と相心得御座ハ。　——文政町方書上

四谷鹽町貳町目　馬改番屋、外出貨物ヲ査檢スト傳フ。

四谷鹽町二丁目〇中略。

一、馬改番屋跡。

右者町内持場大木戸北側石垣際ニ有之、此所往古ゟ北ハ谷、南之方ハ古木繁茂、深林之一徑ニ而關屋有之ハ其遺風之由。且御入國之頃迄往返之者ヲ相糺ハ由申傳ハ。尤元祿年中迄ハ右於番屋相改、御府内ゟ附出ハ諸品送狀無之分ハ相通不申、在町荷主問屋等之手形相改通行爲致ハ。且大木戸幷當番屋之義ハ、町内持之義ニ付、平日定番人等差置、其外諸入用も相掛りハ義ニ御座ハ處、寛政三亥年町法被仰渡ハニも、無益之費用相掛りハ義ハ、可成丈ケ省略致ハ樣嚴敷被仰渡ハニ付、町役人共申合、馬改之義自今御免被成下置ハ樣、翌子年十月中町御奉行池田筑後守樣御勤役中、同御番所に御願申上ハ處、願之通被仰付、馬役之儀御免ニ相成ハニ付、前書改番屋取拂申ハ。右番屋ニ古來ゟ有之ハ突棒・差股・鋸等平日餝置ハ處、其後右三道具之儀ハ町内自身番屋ニ差置、尤平日立置ハ儀ニハ無御座ハ得共、御公儀樣ゟ格別嚴重被仰付ハ非常之張番幷鎭守渡り祭禮等之節ハ、自身番屋内に立置、累年當町之重器ニ御座ハ。然ル處當正月廿五日町内一圓類燒仕、自身番屋に火移りハ節持出し、今以所持罷在ハ。且亦前條申上ハ半鐘之義も、馬番屋ニ古來有之品之處、是亦自身番屋ニ相用來ハ。尤前書馬番屋之義聊舊記も有之ハ處、享保八卯年二月十四日青山久保町ゟ出火致し、町内類燒之砌燒失仕ハニ付、其由緒申傳而已ニ而當時書留等無之ハ。　——文政町方書

牛込揚場町

牛込揚場町　府内備考ニ據レバ、文政頃住シテ元祿以來ノ市人在リ。

牛込揚場町〇中略。

一、舊家

酒煎茶商賣三家持河屋ゟ相唱。六郎兵衛

右ハ六郎兵衛先祖ハ三州幡豆郡吉良之庄西之町村百姓作左衛門忰ニ而、當六郎兵衛ゟ六代以前元祿年中月日不知御當地に罷出、當町内住居家名吉良屋と相唱、酒煎茶商賣致罷在ハ處、其後元祿十五六年之頃ニハ哉、年月聢と不相知、町御奉行所に被召出、家名之儀何故吉良屋と相唱ハ哉之旨、御尋ニ付、三州吉良之庄出生ニ付、吉良屋

養善院門前
小日向新町
湯島聖堂掃除屋敷

と相唱ゐ旨申上ゐ得と、吉良上野介浪人ニ紛敷相聞ゐ間、三河屋と唱可然旨、被仰渡ニゐ付、其節ゟ家名相改申ゐ。當時出店貳拾貳軒有之、其外孫出店四拾軒有之想本店御座ゐ。

養善院門前　元祿頃ヨリノ町屋ナリト傳フ。

養善院門前

一、右門前町屋之儀む、文明年中平川口ニ有之ゐ處、慶長年中御用地ニ被召上、當時之地所ゐ代地被下置ゐ處、享保年中兩度之火災ニあ、門前町屋起立願濟之年月等相知不申ゐ。尤平川ニ罷在ゐ節ゟ百姓住居仕、追々致分地、元祿之頃ゟ町屋有之ゐ趣申傳ゐ。

——府內備考

小日向新町　小日向臺町ノ地、元祿頃マデ此稱有リシト云フ。

小日向臺町

一、町名起立、草創人之名、相知不申ゐ。右町之儀む、往古小日向村之內ニあ、字鼠ヶ谷小松原と唱ゐ高場ニあ、町內む平地ニ御座ゐ。尤其頃畑地ニ有之ゐ處、何年已前町屋御願申テ被仰付ゐ哉、相分不申、元祿之頃迄小日向新町と唱來ゐ處、其後年代不知、臺町と改申ゐ。一躰地高之場所ニ付、臺町と改ゐ哉、奉存ゐ。

——府內備考

湯島聖堂掃除屋敷　聖堂構外松原ニ借地スル聖堂轉移ノ頃ナル可キモ年次明カナラサレハ此ニ記ス。

島聖堂掃除屋敷代地

一、町名起立之譯、地所拜借人四人之者共由緒書物之義む、天明六午年中類燒之砌燒失仕ゐニ付、申傳候譯左ニ申上候。

一、聖像樣京都ゟ御下向之節、林道春樣同春齋樣幷御奉行役浦井岡右衞門樣聖堂御掃除役四人之その先祖權右衞門、八郎兵衞、喜惣次、茂右衞門義、聖像樣御守仕、忍ヶ岡ゐ御遷座被爲在候砌ゟ御掃除役相勤罷在候。然ル處元祿年中湯島聖堂御建立御引移り之節ゟ御供仕參り申候。尤町宅仕、諸向御用幷御掃除役被仰付、春秋釋奠之節御扶持頂戴仕來、猶又正月年始之節林大學頭樣ゐ御目見御禮申上候。且又聖堂御構外東之方松原ニあ、表間口京間拾六間、奥行八間、此坪數百貳拾八坪之地所拜借仕候處、塗家ニ致度段享保六丑年十二月中町御奉行中山出雲守樣ゐ奉願、翌寅年正月中願之通被仰付候。幷聖堂西之方間口六間貳尺、奥行三拾間五尺、明地共拜借致、其上九尺四方床番屋、聖堂表通り三ヶ所、裏通東西角ゐ貳ヶ所、都合五ヶ所相建助成致、御用相勤來候。右拜借地町銘湯島聖堂掃除屋敷ト相唱、其後年月不知、柿莟ニ相成候。然ル處寛政十午年五月中右場所被召上、御圍込ニ相成、同月十三日昌平橋外明地道敷之內ニあ代地被下置候。其節ゟ御構表通辻番壹ヶ所、同裏通壹ヶ所、御受負被仰付候。尤元地之義む湯島町立跡ニ候哉、寺跡ニ候哉、委細之譯相分り不申候。前書申上候春秋釋奠之節斗御扶持、幷林大學頭樣年始御目見、右兩樣とも寛政年中ニ相止申候。尤諸御

用向平日御掃除共相勤罷在候、釋奠之節一同罷出相勤申候。右四人のその代替りの節も、聖堂御役所に願書差上、御中ノ口御廊下にあ被仰付候。則當人拜借人名前左之通り、

市郎右衛門　長兵衛
兵吉幼年ニ付後見
源兵衛　忠右衛門

右四人共直家守にあ他所に住居罷在候。

——文政町方書上

湯島切通町

湯島切通町　元祿中ヨリ逐次町並屋鋪ト爲ル。

切通町〇中略。

一、町名起立之義も、年來相立い義に付、聢と相分り不申い。古來も奥州海道之脇道にあ、纔カ之町家に有之い由。其後年月等相分り兼い得共、御旗本辰巳彌次兵衛樣・御同朋半田丹阿彌・御臺所人福田五右衛門樣・同坂入半平樣拜領町屋敷に有之い處、元祿年中ゟ追々町並屋敷に仕置度段御願申上、願之通被仰付、夫ゟ賣渡沽券地に相成い得共、町御奉行所御支配に相成い年月相分不申い。尤切通坂道有之いに付、右之名を町名に相付、湯島切通町と相唱來い趣に御座い。且古町之義に付、臨時御祝儀御能御座い節者、町内家持共、古來ゟ御能拜見被仰付い。

——府内備考

駒込九軒屋敷

駒込九軒屋敷　東西兩側拜領町屋敷ト爲リテ此稱ヲ加フル、或ハ元祿十二年ニ在ル歟今姑ク此ニ收錄ス。

下谷長者町

一、右駒込九軒屋敷之儀ハ、往古駒込村・小石川村入會之場所にあ、東側之儀も駒込村百姓地に有之い處、元和四年午七月中御小人御中間五人に拜領被仰付、西側之儀も小石川村にあ年月不知阿部對馬守樣御拜領地に相成、其後元祿年中御上り地に罷成、右地所御家人四人之衆に被下置い。右町内不殘拜領町屋敷にあ御座い。尤其節拜領地主九軒に相成いに付、駒込九軒屋敷と唱來い由申傳い。右に付西側地所も當時も駒込之内に相成申い。且東側地所元和年中ゟ元祿十二年迄之間、町銘何町と相唱い哉、草分人幷土地に古キ者無御座、古來之書留度々之類燒にあ燒失仕相知レ兼申い。

——文政町方書上

下谷長者町　町屋鋪拜領、多ク元祿中ニ在リ。

下谷長者町壹丁目〇中略。

一、町内拜領町屋鋪年代之儀、岡部雲跡殿・人見又玄殿・石川順益殿・横山清助殿・金春惣右衛門殿・鷲仁右衛門殿・高安與八郎殿・金春五郎助殿、御藏手代・書替手代・大繩地、椎名忠右衛門殿・德岡東四郎殿・山口久庵殿、右拾貳ヶ所も、元祿年中拜領、味岡正吉殿も正德年中拜領、平岡庄七殿も享保年中、右何きゑ先祖拜領致、同町之内町人所持之沽券地壹ヶ所入交有之、當時家持新兵衛所持仕候。

附箋

一、下谷長者町壹丁目御溜り井戸ト申も、御溜り御用達横山清助殿地面内に有之、右先祖横山又左衛門殿元祿年中地面拜領致、同十二卯年中右井戸補理候由。其後

同朋町

近所ニ而御溜り井戸ト唱他町ゟも汲ニ來專用候へ共名水と申ニも無之、中水之内ニ而宜敷水ニ有之、當時ハ所々堀井出來只今ニ而ゟ以前程取用不仕、呑水ニも不致、其名も薄相成申候。戌九月

下谷長者町貳丁目○中略。

一、町内拜領町屋鋪手代長坂清壽殿・二連木九左衛門殿・齋藤瀧三郎殿・近藤善次郎殿・粕谷淡路殿・岸本大隅殿・山村勘左衛門殿・柏倉岩甫殿・細井藤十郎殿・野々山孫助殿・松田彌右衛門殿・黒澤錄三郎殿、此拾貳ヶ所ニ而元祿年中拜領、小川太左衛門殿ニ而享保年中拜領、佐藤藤左衛門殿ニ而元文年中之拜領、右何レ茂其先祖拜領致、且又當時本阿彌小次郎殿屋敷ニ而、元竹屋喜四郎殿元祿年中拜領ニ有之候處、小次郎殿先祖四郎三郎殿、他町拜領屋敷ト明和年中相對替致候拜領屋敷ニ御座候。佐藤藤左衛門殿屋敷ニ而、元生田唯右衛門殿元文年中之拜領屋敷を文化年中當藤左衛門殿相對替被致候。

一、同町之内町人所持之沽券地壹ヶ所入交有之、當時家持ニ而ゟ後見傳八所持仕候。

一、當時嶋田七郎兵衛殿拜領地幷同人拜借地此貳ヶ所、元壹地面ニ而ゟ元祿年中松井新左衛門殿拜領屋敷ニ有之候處、天明年中新左衛門殿上ヶ地貳ツニ割、壹地面ニ而ゟ嶋田七郎兵衛殿拜領致、壹地面ニ而ゟ同人拜借地ニ相成申候。 ——文政町方書上

同朋町　元祿中町屋鋪領受者有り。

一、町名起立之儀ハ、慶長元和天和元祿寛保頃追々之拜領ニ而、多分御坊主方拜領地ニ付、下谷同朋町ト唱ひ候ニ茂可レ有二御座一ひ哉ニ奉レ存ひ。

一、町内拜領屋敷之儀銘々拜領已前之儀ハ詳ニ相分り不レ申ひ。當時拜領主左之通。○中略。

一、同　百貳拾五坪餘

一、同　百拾三坪餘

右元祿年中拜領仕ひ。

淺草新旅籠町代地　町屋鋪拜領者有り。

井ノ辻可意

御勘定　齋田龜之助

——府内備考

淺草新旅籠町代地○中略。

町内之内拜領地

同町南角西側一、表田舍間四間四尺四寸。裏幅同斷。裏行南之方拾六間貳尺六寸。北之方十七間七寸。此坪七拾八坪。

吹上御奉行支配御廷御掃除之者組頭

拜領主　栗原鐵藏

右同所御大工役

拜領主　深澤清兵衛

——文政町方書上

淺草天王町物揚場　元祿中許可。

淺草天王町○中略。

一、右町内河岸物揚場之儀、元祿年中幅四間長拾間之處、御願濟ニ有之ひ哉ニ申傳ひ。

市街充實時代

福嚴寺門前

柵其外普請入用等も差出し來ゐ。

福嚴寺門前　元祿中家作ヲ許サル。

一、門前町屋（表間口十間。裏行三間。）此坪三十坪。

右ハ元祿年中家作御免之由申傳候得共、疑ク年月相知不レ申候。前々ゟ右坪數を以家作高相定、當時有形之通ニ御座候。

——文政寺社書上

福嚴寺　中之郷原庭町ニアリ。曹洞宗駒込吉祥寺ノ末ニシテ、牛島山ト號ス。此地古ヘハ松浦肥前守カ宅地ナリト云フ。

門前　此地古ヘハ福嚴寺ノ除地境内ニテ有シヲ、元祿年中家作シテ門前地トセン事ヲ願ヒシニ、許可アリシ由ヲ傳フ。サレト記錄存セサレハ詳ナラス。

——府内誌殘編

中之郷成就寺門前

中之郷成就寺門前　起立年代ヲ知ラズ、元祿中柳澤吉保ニ書上ケタルコト有リト云ヘハ、其以前ニ在ルコト勿論ナル可シ。今假ニ收錄ス。

一、中之郷成就寺門前

一、當門前町屋之儀ハ、往古ゟ中之郷村内ニ有、地主成就寺門前町屋起立等之譯、私所持之書物幷地主成就寺方舊記ハ種々取調申候處、成就寺ハ元錄度柳澤出羽守樣ゟ門前地等之儀御尋御座候節、明細繪圖面等差上候得共、其節ハ御願濟等之譯相分り不レ申候。元來舊跡之寺院地ニ御座候間、舊來居付之百姓其儘門前地住居之姿ニも相

——文政町方書上

駒込吉祥寺末　北本所中ノ郷原庭町（中略）

禪曹洞宗　牛島山福嚴寺

吉岡町御用屋敷

吉岡町貳町目

成候哉ハ、不レ恐奉レ存候。前件之次第ニ御座候間、取初御願濟起立之譯一向相分り不レ申候得共、古門前地ニ付、年季切替願等不レ仕、延享二丑年中ゟ町御奉行御支配ニ被レ仰付レ候。尤町御奉行御姓名之儀、書留無二御座一相分り不レ申候。

——文政寺社書上

吉岡町御用屋敷　元祿中借地又ハ賜地ス。

吉岡町（自一町目至二町目。）（上略。）御用屋敷ト唱フル百三十坪ノ地アリ。此所ハ初メ閑地ナリシヲ、元祿年中本所上水樋桝修復ノ事ヲ奉ハル伊兵衞及ヒ孫八ト云ヘル兩人カ拜借地トセラレシ。（中略。）二町目ハ元祿年中ヨリ拜賜ノ町屋敷ニシテ、吉岡町二町目ト唱フル由云傳フ。サレト舊記盡ク祝融ニ罹リシ故、其事ヲ詳ニセス。今見ル所ハ御勘定御賄方、吹上御門番組頭蓮池御金藏番及ヒ御中間小普請組等九人ノ者カ賜地町屋敷ナリ。又此二町目ニモ御用屋敷ト唱ルル一區ノ地屬セリ。坪數八百十六坪餘アリ。此地ハ元祿七年南割下水定浚ノ者二人及ヒ深川六間堀定浚ノ者三人、凡テ五人カ助成地ニ許可アリシ地ナリ。

——府内誌殘編

吉岡町壹町目御用屋敷

一、當屋敷之儀ハ、明地ニ而御座候處、本所御奉行藤堂庄兵衞樣多賀又四郎樣御勤役中元祿年中本所上水樋桝破損修復之御請負役伊兵衞孫八ト申者ニ被レ仰付、其節ゟ右間數地所拜領致相勤ゐ。（略。）（下略。）

——府内備考

吉岡町貳町目　元祿中起立。

新坂町御用屋敷

本所。吉岡町貳町目

一、當町起立之儀ゟ、元祿年中拜領町屋敷相渡ゟ由申傳、其節ゟ吉岡町貳丁目ゟ相唱申ゟ。右町名之儀ゟ、先年類燒之節、町内之舊記等不ㇾ殘燒失仕ゟニ付、委細之儀ゟ、相分不ㇾ申ゟ。○中略。

一、町屋敷拜領人名前、左之通。

一、百壹坪五合三勺八才　御賄方　内田吉太夫

右ゟ元祿年中拜領仕ゟ處、先年類燒之砌諸書物燒失仕ゟニ付、委細之儀ゟ難ㇾ申上ㇾゟ。

○中略。

一、右同斷○百壹坪五合三勺八才。　小普請近藤圖書組　高麗宗五郎

右ゟ諸書物先年類燒之砌燒失仕ゟニ付、拜領之年月難ㇾ申上ㇾゟ。○中略。

一、六拾坪　御仲間　伊藤猪十郎

右ゟ先年類燒之節、書物燒失仕、拜領之年月相知不ㇾ申ゟ。○中略。

一、八拾坪　小普請　牧田源次郎

右ゟ以前曾祖父代ニ燒失仕ゟ儀を申傳ゟ及ㇾ承ゟニ付、年號月日相知兼申ゟ。

——府内備考

新坂町御用屋敷　元祿中借地ス。

新坂町○上略。番町ニ屬セル地ニ新坂町御用屋敷ト呼ヘル一區アリ。爰ハ其初閑地ナリシカ、元祿年間本所上水樋桝修繕ノ事ヲ奉ハル孫八・伊兵衛ト云ヘル町人カ拜借地トナリ。○下略。

——府内誌殘編

新坂町御用屋敷

一、當屋敷之儀ゟ、明地ニゟ有ㇾ之ゟ處、本所御奉行藤堂庄兵衛樣・多賀又四郎樣御勤役中、元祿年中本所上水樋桝破損修復御請負役孫八・伊兵衛ゟ申者へ被ㇾ仰付、其節ゟ右兩人ニゟ當屋敷地所拜借致、右請負役相勤罷在ゟ。○下略。

——府内備考

附記、二　傳馬人足數

〔附記、二〕　傳馬人足數

御傳馬人足員數書上大傳馬町。南傳馬町。

午年○元祿十五年。中

御朱印幷御證文　一、人足壹萬千三百六拾五人

御朱印幷駄賃傳馬　一、馬數壹萬千九百五拾疋

一、金千三百兩餘

人馬雇賃銀幷御役儀ニ付、壹ヶ年之入用ニ御座ゟ。

未年○元祿十六年。中

御朱印幷御證文　一、人足壹萬九百五拾三人

御朱印幷駄賃傳馬　一、馬數壹萬六百三拾疋

一、金千三百兩餘

人馬雇賃銀、幷御役儀ニ付、壹ケ年之入用ニ御座ゐ。
合人足貳萬貳千三百拾八人。
合馬數貳萬貳千五百八十疋。
合金貳千六百兩餘。
人馬御用度々方々々々ニ晝夜ニ不限相勤申ゐ。以上。
元祿十七年申二月九日　馬込勘解由　吉澤主計
　　高野新右衞門　小宮善右衞門

右之外役付帳相添、二月十四日(○元祿十七年)御評定所ゐ差上ゐ旨書留有之ゐ得共、役付帳之控無之故不記。寶永四年之書上通可成事。
　　——撰要永久錄

〔附記、三〕外人ノ見タル元祿江戸

濱松より江戸に至る。我旅行の繼續

三月十三日(○上略○我二月十五日○元祿四年)。火曜日。是日は神奈川を距る六里にして將軍の治所なる江戸市に入る日なれば、頗る早く(□日の出でざるに)出發したり。○中略。江戸の前驛品川(Sinagava)は、江戸又は其主要なる橋(日本橋(Zipanbasi)即ち日本の橋との義なり)より二里の距離と云はるゝも、伏見の京都に於けると同じく、江戸と連續し、其の眞個の前驛と認むべく、鈴森より半里の所より始まれり。品川の前にて刑場は嫌ふべく恐るべき狀景にて我目に入れり。人の首、切離したる肢節は、死せる家畜の腐肉の間に打ち雜りてあり。一疋の痩せたる大犬は、餓えたる喉を焦らして腐りたる人體を扶り廻はし、その傍には小犬と烏と侍べりて、供膳明きたらば飽くまで貪り食はんとて待構へたり。

品川の名はそこを貫流する小き川(○目黑川。)より來れり。市街は大部分家屋櫛比する屈曲せる(□長き)小路より成り、右は海に臨み、左に寺(○海晏寺、妙國寺、東海寺等なり。)を負ひたる長き邱を仰ぐ。邱の方には數個の短き(□是等の寺々に通ずる)横町分れ出づ。此寺々はかなり宏壯にして、景勝の位置にあり。堂内には鍍金の佛像あり。其外には大きなる彫像、高き門あり。石の階段ありてこれに上るべし。又その間には四層相重なる高塔もて飾らるる寺もあり。○附圖には此邊に Locus supplicij. 禮拜地と記せり。(△□日本人は概して彼等の寺院のために、人工と貨財とを惜まざれど)その寺院は、此處にも他處にも、我邦歐羅巴に於ける石にて築きたる基督教の寺院の華麗壯嚴なるに及ばず。品川の入口に左側に塀に圍まれ、多數の附屬家を繞らしたる(□方形の)大邸第あり。恐らくは何々諸侯の居住するなるべし(□之を繞らすに垣と其他數棟の建築とを以てせり)。品川を四分三里(○二十七町。)(□馬にて)進みし後、我等は海濱に樂しげに構りたる小旅亭に入り、少しく氣力を養ひ、又江戸に入る身仕度をせんとす。こゝよりは江戸の市中の高き屋甍、大なる港灣、それに群がる船舶を望みて、最も小き(□遊船と小舟と)は市街に近く碇泊し、漸次海の深さに從ひて(□大いなる船あり、岸を去る)一里二里になりて益大いなる

船あり。水の淺きため近くは投錨し得ぬ程の大いなる船、高き船をも見たり。我が旅亭の主人より聞きたる所にては、貴人大官の子息など、此家の佳美なる景色の爲め、屢々江戸より私服にて來訪すと云へり。

我等此處にて日本の食卓にて氣力をつけ、馬にも十分に江戸に入る用意なせし內に、一時間を經たり。それより途に上り、奉行○檢使。は其身分としては乘物にて首都に入るを許されざる故、之を捨てゝ馬に跨り、我等も騎馬にてなほ四分一里○九町。の殘りの町を過ぎて、本當の江戸の前町に入りしが、○附圖には此所なるべし、Takanawa 高輪と記せり。彼も此も一つの如くにて、たゞ粗末な番所がその分界を標すのみなり。海は此處にて近く寄り來、路は左手の急な邸の下にそひて、海岸につれて屈み曲り、路には數個の家屋が、不均同な列をなして立ちならぶのみとなる。暫くして路は(口急に廣くなりて數個の町、幅不同なる小路に分れて、その長さ測られず。なほ騎馬にて半時間も行けば、町筋は秩序正しく、均同となり、幅廣く又麗はしくなり、(口更に群集の犇めけるを見て、我等は始めて我身の都市の中にあるを覺えたり。最も先きに目につきたるは魚市場にして、其處には海草海藻貝類田螺魚類多量にありて、食膳に上するために買入るべし。我等は中央の通筋にかゝり、少し曲りながら、全市を北の方へ貫ぬき、數多の幅廣き大橋を越えたるが、泥汚の濠、淺き川並びに幾多の横通りは、左は皇城の方に、右は海の方に向ひて延きたり。橋の一つは長さ四十二間にして、日本國中に其名聞え、紛ふ事なき(〇國の)中心として、大街道及び各地の距離は皆此處より算へらるゝなり。されば特に日本橋 Nipon basi 卽ち日本國の橋と稱せらる。橋下の水は(口城を繞れる數個の)最外城濠○外濠。より來り、それより六百歩を距てたり。前記本通りは五十歩の濶さありて、民家は想像の外に雜閙し、大小名、朝廷の臣僚等の行列行き過ぎ、麗はしく着飾りたる婦人は徒歩又駕籠にて行通ひ、其間には百人許の消防隊が歐羅巴にも見る如き軍率的隊伍して徒歩にて行進するあり。其制服は褐色の革羽織にして、火事に耐ゆる仕立方をなし、其中數人は火事用の矛を負ひ、火事用の鐵鉤を肩げ、其司令長は駒にて中程に打たせたり。商賣人、呉服商、香種商、神佛師、書籍商、七寶師、藥種商、立賣のもの、呼賣のもの、家の中又は軒先などに立ち並び、或は路上に大なる露店をしつらへ、上より半ば黑き布をかけて居るものあり。家々の賣品には奇く異しき標紙を挿はさみて(口路行く人々に)知らせたり。我等が通行の際、他の都市に於けるが如くに、一人も我一行を傍觀せんとて、家屋の前にあるものを見ず。是れは(口勢威隆々たる君主の居住にして)、斯くも人民衆く優越なる大都市たる土地柄にては(口毎日の如く威儀壯嚴なる行列を見馴たるを以て)、我一行の如き(口行列は、彼等の眼を聳て)好奇心を喚るには餘りに微々たる故なるべし。我等はかくて市內の區劃整然たる部分に於て、庶々述べたる本通りを凡そ一里も行きたる後、兩側へ横貫する五十もある横筋の一番終りの筋に入り、其手前左手に木製の鐘の塔○火の見櫓なり。

り。和蘭人一行はいつも本町三丁目長崎屋方に投宿するを例とす。大槻氏新撰洋學年表によれば、今の博文館の新營の所にありたりと云ふ。之れならば日本橋通りを品川の方より來り右側に當るべし。本町筋の手前角に望火樓ありて其横丁を鐘撞新道といひしなり。のある近くにて狹き小路を入りて、我旅亭たる家屋の二階に入りしが、到着したるは正に午後一時なりき。長崎より此處に至るまでの旅程は二十九個日にして終れり。

江戸の市街及び城池

そこにありたる事件。　我が謁見及賜暇。

幕府（○原文には帝室。）直屬の自由なる商業都市五つの内江戸を第一とす。將軍の居住あり、一大政廳を置き、國内諸侯伯の家族も居住するによりて（□市中の人口を殆んど信ずべからざる程度に增大せしむるを以て、遙に群を拔きて）日本國中の最大最貴の都市たり。武藏國 Provinz Musasi において、余の觀測にては北緯三十五度五十二分（○英譯本には三十二分とす。）に當りて、廣くして見るも限りなき平野の上にあり。此（コレ）に近く接（ツヾ）く海灣はながくして、魚類（△□蟹類）貝類許多ありて、（□江戸より其海灣を航すれば）鎌倉 Camacura と伊豆の國 Idsu とを右にし、上總（クヅ） Kudsu・安房 Awa を左にせり。すべて此地方にては海底（□粘土にして）泥沼の如く、且つ深からず、物輸（モノハコ）ぶ船は（□稍（ヤヽ）大なるは直に市街まで進むことを得ず）市街を去る一・二里にて荷を卸して錨を入れざるべからず。引込みたる海岸は半月の形をなし、日本人の言ふ所にては、（○此海灣）長さ七里・幅五里・周廻二十里なり。江戸は他の都市と同じく牆壁の圍みなけれども、幅廣き濠と、樹木を植へたる高き堤とありて、之を斷ち切りたり。（□これ市街の防備のためにせんとするよりは）、之によりて大火災ありともそれを防ぎ、これを越えて焚え廣がらぬ丈けの目的を達するに足れり。然し余は此の市街區が城壘に對して、堅固なる大門もて防ぎ偃（セ）かれたるを見たれば、城濠は防備をもその目的としたりとも云ふべきか。市中を貫きて二つの大川流れ、一つは北より、一つは東より來り、甲は城濠を滿たしてそれより市中の堀割を通りて海灣に注ぐ。（○坪井本・衞藤本には『一大川は西より來り、市を貫きて海に注ぎ、これより分れたる一大支流は城を繞り、それより二個（五個）の細流となりて海に注ぐ。此細流にはそれ〳〵特別の名稱あり。これに壯大なる橋梁を架し、その中最も著名あるは日本橋なるが、なほ江戸橋と云ふあり』と記したり。）他鄕生れ、此地生れの俗界の人々、教界の人々など居りて、住民は甚だ衆く、その外にはなほ將軍の宮廷なる（□色々の階級・地位・身分の）役人あり。又日本の諸國諸大名の數多き家族從屬などが、すべて都下に在住せざるべからず。大小名自身も、一年の半分はその領土に居りて、その家臣の統治に心を盡すべきも、半年は此地に留まりてあるべきなり。

江戸市街の造築方を見るに、（△□日本の他の都市殊に京都の如く）秩序甚だ整はざるは、そが時を同じくせず、次第々々に廓きくなり（□現時の如き大都會となり）たるが爲めなるべし。されば大火災は決して稀ならず（△□一回に數萬家の灰燼となることも屢あれば）、或市區を（□規則正しく走り）絲を交へるが如き十字街を（□建築者の欲するが儘に）新たに經營するの機會は之あるべし。されど處々燒失したる場所

は、今もなほ空地としてあるを見るは、此國に於てはモスコーに於けるが如く、略々出來上りたる家屋にて、火災の次の日三日目に、差當り粘土石灰釘なくても倏忽住ふべき樣に、取急ぎ再たび之を建築するの便り之なき故なり。江戸にては他の都市と同じく、家屋は小さく低く、松の木と粘土の薄壁とにて作り、內部は紙にて障子を作り又襖をなし、床には心を入れたる藁の疊を敷き、屋根は松の小板にて覆ひ、全體に燒くべき材料を以て組立てゝ、火の附き易き構造なり。(□是國に於て火災が其破壞力を逞ふすること甚だしきも恠しむに足らざるなり)。されば屋根の上屋甍の下には、何れの家にも殆ど皆臺ありて、水槽を置き、中に水を灌ぐ柄杓を入れてあり。外より梯子をかければ容易にこれに達すべし。これ等は(△□たゞ限られたる家の火事を消し止むるには足るも)、火燄が周圍に焚弘がる勢力は決して鈍からざるが故に、焚え盛り、熱し切りたる猛火を防ぐには殆んどその效なく、ただ最も近くしてまだ火に甜められざる家を引き壞すによりて之を防ぎ得るのみなり。その爲めには消防組合ありて、夜も晝も市中を巡邏し居るなり。

市內には極めて多數の寺院及び僧寮(□其他の宗教的建築)あり。是等は基督教徒又(□恐らくは他の國民にも然る通り、景勝の地位を占め(□最も榮げなる所に建てられ、僧侶の住へる私宅は、たゞ高所にありて、これに至るには)數多の昇り階段を備へ、(○而も普通民家と左程異なる處なし、そこには傍に小さき堂を築き、然らざれば、一個又は數個の廣間を設けて、それに聖壇をしつらへ、又種々の佛像を置きてこれを飾るなり。其他日本の諸宗派諸教門に屬する阿彌陀釋迦觀音その他の佛像を安置する結構なる堂塔寺院にして、其他の○英譯本にも其他とあり。藤本には其他と記さず。日本に於て創始せられたる宗派宗教に屬するものあれども、それ等はみな我等が歸路は京都に於て目擊し、又記述せんと思ふものと同じ結構組織なり。

江戸にて邸第(□宮殿)を見ること少なからぬは、將軍の宮殿なり、數多の諸侯伯の邸第なりのある所なるによりて知り易きことなり。此等は宏大なる門前庭などありて、普通人家と異なり。玄關の前には數層のニス塗の階段あり、內部は數多の部屋に分れて、何れも極めて價貴きものなり。皆悉く一階建にして、小さき塔樓にてこれを飾り、(□諸侯の藩地に於ける城地の如くに數層の樓塔を具ふることなし。

(□江戸の市中は商工業の保育所にして)、凡百の技術工藝商賣其他職業の繁榮隆盛なるに關らず、物價は高騰して、國中何れの地よりも甚しきは、袖手優遊する宮仕への人々、尼僧などの多數居住するがため、(△□又食料品及び其他の日用品の運輸に不便なるがため)なり。市中の政治向は長崎、大坂のと同じく、各町の司は乙名(オツナ)Ottona と云ひて、一町內(□の檢索命令)を司配し、市長 Bürgermeister ○町年寄。は一區を支配し、知事 Gouverneur ○奉行。は二人にて年々交代して市長を司配す。

將軍の居城 Das Kaiserliche Schloss ○後文に對して是は第一の城なり。は市の北部○藤本には『中央』に作る。にあり、諸

所不均一なる圓形をなして、(□概して低地に向つて傾斜して)、其周廻は日本の五里なり。それは二個の外堡と、將軍本來の居住たる(〇牙城)大城と二個の守備ある別堡・本城の後なる數個の遊樂園とより成り、(□外圍の二城は最奥の城に比して規模小なれども、防備を固くせり。予は是等の各別の部分を、それ〳〵城と呼ばんと欲す。)第一堡卽ち外廓 Die erste und äusserste Burg は、(△□地域廣大にして)、堤防あり、石垣にて護れる塹壕あり、また櫓門あり、門内には嚴重なる警衛あり。(□第二堡及將軍居城(原文に Kaiserliche Residenz 皇城 とす。)の半分以上を取り圍み、幾多の出入斷續ありて、之に一々出濠と分堤とありて、日本人が示したる圖を見ても、余自らそれより寫圖を作り得ぬ程なりき。此廓内の廣き土地には諸侯伯の家族(△□の豪奢なる)居城ありて、そ(□の宮殿は町通りをなして、美しく築(ヅキ)てゝあり。(□内には廣大の)前庭ありて、堅牢なる門を置きて絶切(タチキ)りたり。

第二堡卽ち内堡 Die zweite und innere Burg にして、第一堡に圍繞せられ、それよりは地域狹隘にして(□第三の城なる)將軍の居城〇原文には Kaiserliche Residenz とあり。の正面に對してあり。堤防、池壕(□吊)橋、(□嚴重なる)門を備ふること第一堡の如くにて、それよりも警備堅く、〇衛勝本には「守衛の數も遙かに多數なり」に作る。古參の議政官〇中老・知事〇町奉行。大大名の數家(△□宮廷の重臣其他直接將軍に奉侍するもの)は、宏壯なる邸第を構へて此處に居る。將軍の宮殿 Die Kaiserliche Residenz は第一・第二の兩堡よりも少し高く、而も平夷な

る邱の上にあり。大きなる方形の石にて築きたる城壁〇其間なる)池壕□と歐羅巴の堡壘に見るが如く斗出したる稜堡と)にて圍繞し殊に外廓に向ひては非常なる巨石をもて、斜傾(ナヽメカヒ)に大空さして彌高く築き上げ、其の後には泥土を充(ミ)て、その上に(□裝飾と防備と兩樣の效ある數條の)長き建物を構へ、又數層の高樓の如くなる方形の番所を置きたり。雉堞には所々突出でたる石の角堡ありて、日本の軍陣學の學理に從ひて作られ、(□特に皇居の存する側面の構造の堅固なるは驚くばかりにして)、前記したる巨大の石は、加工はしたれど、只上に上にと積重ねたるのみにて、石灰を用ひ、或は鐵鎚を用ひて互に繫ぐことをせず。是れかくすれば地震の際に運動と震蕩とに力をゆづりて、築造全體は却つて損害を受けざる故なりと云ふ。その内方に潛んだる方樓〇守樓は白堊(シロヌリ)の壁(カベ)にて數多の層階をなして、あたりの屋梁すべてを拔きて、美麗なる屋根あり、幾多の粉飾ありて、内城に特に莊重華麗なる外觀を與ふ。猶ほこゝの建物の屋根はすべて重なり合ひ、その隅々は反返(ソリカヘ)り、頂上にも隅々にも鍍金の龍頭を擧げて、いと貴(タフト)とく作られて、(□城全體に美觀を添ふること夥しく、之を遠望すれば、その莊麗の觀眞に觀者をして三歎を禁じ能はざらしむるものあり)。第二の城 Das zweite Schloss (又は第一の副堡 Das erste der Nebenschlösser とも云ふべし)は小さく丸き要塞の如くにて、外觀にもさしたる裝飾なし。たゞ一つの門あり。〇將軍の)居城〇宮殿〇より高く、長き橋にて之に赴くべし。第三の城(第二の副堡 Das Zweite

Nebenschloss は第二城の旁にありて、構造は之と同じ。第二城（○第一副堡と云ふもの。）にも、第三城（○第二副堡といふもの。）にも、ともに高く築き上げたる石壁堤防あり。大河を導きたる深くして甚だ廣き壕ありて之を繞らして、其守備堅固なり。此兩城は將軍の息子息女を置きて養育する所とす。（○第二・第三の副堡とは、本丸に副ひたる西丸などを云ふならん。）將軍居城の後なる遊樂園・樹林園・花草園 Lust-, Baum-und Blumengarten は、（□將軍の住殿より更に）高くしたる巖石の上に日本の園藝術もて其價貴く造られて、そこの邱上に造りたる小森林は其背景をなし、その中に二種の楓樹あり。其葉は星の如き形して、綠より黃に又紅に色を移ろはして、頗る人目を樂しましむ。（□彼等が此等の樹木に就きて證言する所を聞くに）其一は春季の方に、他は秋季の方にいと美しき色彩をなすと云ふ。

將軍の居殿はたゞ一階なれど、かなり高き（□又美しき）作りなり。周圍は甚だ宏濶く、幾多の空虛なる廊下あり、又（□廣濶なる）廣間あり。（○大廣間は）釣り戸引き戸にて、大きくも小さくもなすべく、（□又これによりて四時常に便宜にして、十分なる光線を入るゝことを得るやうにしたり）。廊下を開け放てば、そこより光明（アカリ）は廣間の中央なる小き場所を通して廣間に入るなり。此部屋部屋の中、最も優れたるは、皆各その名稱あり。例へば（一）控へ室又前部屋は、議政官又は將軍（○原文には皇帝。）に謁見を求むるものゝ（□引見せらるゝに至るまで）控ゆる室なり。（二）評定の間は議政官の會合して事を商議する室なり。（三）（百疊敷の）室 Die Kammer von hundert Matten（△□千疊間 The hall of thousand mats）（○後文四六九頁參照。）は將軍が外國の使臣、國內の大諸侯を伺候せしめる所にして、又齎らし來りたる獻上物を受くる所なり。其他（四）謁見室・納戸室 Meubles-zimmer（□將軍の家族の居室）其他の室等あり。何れも皆建築術の精巧を盡して、日本の趣味にて作られ、天井・梁・柱は杉・樟・江尻材 Jeseriholz（○江尻の條、前文第三九一頁參照。）にて天然自然に花其他の奇巧なる紋樣あるものなり。それ故にや部屋部屋の用材多くは薄くニスを掛くるのみ。其他漆にて塗りたる室もあり。鳥・樹の葉など巧みに彫刻して、それに色彩を加へ、鍍金を施したるもあり。

遣戸・蔽障・隔壁なども美く畫がき、又色濃く鍍金したり。床は白く優れたる疊の黃金の細き布にて緣取りたるを、順よく敷詰めたり。是等はいづれも他の日本諸侯伯の邸第に於ても似通ひたるを見るべし。人は云ふ、城中（○原本には Residenzschloss とあり。）にはなほ一つの地下室（○衞藤本には『一種特別の秘密室卽ち地窖』に作る。）あり。其天井は平にして廣き水盤となり居りて、常に水を滿たし、雷光は水の中にては銷却するものと信じて、雷（カミナリ）する時は將軍が安全の爲めに之に赴かるゝといふ。（□然れども余は信ず、そは恐らくは一の巷說に過ぎざるべし。）又二ツの御寶藏あり、火災と盜難とに對し、確かに保護するためにて、將軍の寶物はそこに充滿す。その屋根は重き銅にして戸は厚き鐵なりといふ。

從來此城に居住せる將軍（○原文には皇帝とあり。）は盡く此家系の始祖たる將軍家康（○原文には皇帝家康。）の子孫（□にして、下の如き順序にて日本帝國を統治せる）なり。卽ち（一）家康（イエヤス） Ijejas・死後に

權現 Gongin と稱せらる。(二)其子台德院 Teitokwin・(三)大猷院 Daijojin 台德院の子なり。(四)嚴有院 Genjojin・大猷院の子なり。(五)其弟なる綱吉 Tjinajos 嚴有院の兄の子にして、今統御する將軍○原文には皇帝。なり。

以上、將軍○原文には皇帝。の居城につき十分に述べたり、余はこれより(○余が江戸滯在中毎日ありたる事柄及び事務の記載に移るべし。

我等旅亭に到着するや、大通詞は病氣なりしかば、小通詞を直に外交事務の取扱ひに關して、最上の權勢ある兩人の接待長官 Reichscommissarien(宗門奉行)と、此地在勤の長崎奉行とへ遣はして、我到着を報ぜしめたり。○江戸行一件書留に云ふ、『江戸着御屆、宗門御奉行樣、長崎御奉行樣に大通詞參上、獻上目錄・阿蘭陀人名歲書付差上。長崎御奉行樣えは御進物橫折帳相添差上ろ』とあり。(接待長官は宗門奉行なること知るべし)。又江戸着當日は『大通詞所々御屆に致二廻勤一候故、代り御檢使かぴたんえ御對面等之節者小通詞相勤。翌日は小通詞者、長崎御奉行二ケ所、宗門御奉行二ケ所、御勘定御奉行長崎掛り御方え罷出、御玄關え上り候得者、御取次衆案内にて使者之間に通り候樣被二申聞一候に付、罷通り、口上』とあり、又紅毛人江戸參禮記事には『殿樣益御機嫌被レ爲レ遊二御座一恐悦奉レ存候。今般阿蘭陀人道中無レ滯、昨日到着仕候に付、御屆として罷出候段申述る。取次被レ承、暫相控可レ申、御用人方え可レ被レ仰旨御申。與え入候て「用人者追付懸二御目一候」段被二仰聞一。其後御用人方御出之節、口上前文同樣御申上候節「其段可レ被二仰上一旨」御挨拶有レ之候上、退出致。或者取次衆直に被二聞置一候節も有レ之候。右廻勤之節者、初にて候はば、源右衛門同道か、又者源右衛門手代之内事馴候もの召連相廻候事。『長崎御奉行御留守宅に罷出候而者「若殿樣益御機嫌能、大殿樣於二長崎表一御機嫌能被レ成二御座一恐悅奉レ存候」旨申述る』。この長崎奉行は(○川口)源左衞門 Ginseimon と云ひ(千六百八十五年○貞享二年。に利發なる制度を創めて、日本の貿易をその國內の利益を加ふる樣に改革し(口又將軍の遺憾なき滿足を贏ち得)たるため名譽の稱號攝津守 Sino Cami を得たる人なり。○川口は延寶八年三月より元祿六年十二月まで長崎奉行の職にありしが、貞享二年二月市法賣買の法を廢止したるとき、從前之に關係して給料を受けたる者數千人、其他之が爲に生計を遂げたるもの多人數が何れも右廢止に伴ひて一時糊口の道を失するを以て、歎訴するもの少なからず。川口は奉行として、之を幕府に上申して、割符商法を復舊せり。之がため貞享三年七月長崎諸勢宜ろしきにかへると、封祿を加へられ、元祿三年十月長崎に歸任せり。此間元祿三年十二月從五位下攝津守に叙任せられたり。シノカミとは津の守の誤聞なり。此晩既に我檢使に命令して、我等(○一行)を室内に置きて(口室外に一步も出でしめず)、すぐ眠りに就かせ、我等自身の傭人の他は、何人も我室內に來らしめざる樣になしたり。此の如き用意は元來全く故なきことにて、我等の部屋は(口街道を距ること遠き)後屋の二階にありて、これに入るべき口は(口一條の狹き)四方塞がりたる長廊下のほかに之なく、それにて自ら何人とも隔離したるに、(口更に之を嚴重にせんが爲め)階子段の上にも下にも戶ありて之を鎖さし、此階上は三方とも壁を繞らしたり。余の室だけには高き小窓あれど骨折りてヤツト午頃の大陽を窺ひ得る位なり。人は云ふ『我到着の四日前に、四十個町許は、其處の四千の家屋とともに、火災の爲めに灰燼に歸したり』と。此夜も我旅亭より東へ一里半乃至二里許の所に、火災起りたるが數軒を燒きたるのみにて鎭火したり。

三月十四日○我二月十六日。水曜日。接待長官兩人は(口我等が幸福なる到着を祝し)丁寧なる挨拶を傳へ、又到着を參議官に報告したることを告げたり。○江戸行一件書留に云ふ、『宗門御奉行樣より御使者カピタンえ被レ下物有レ之、請取書相認差出す。鮮鯛一折、鷄卵一箱、カピタンえ。實卷鮭二尺、大通詞え。同一尺、小通詞え。鰹節一連宿え。我等は今日我檢使と奉行攝津守の部下一人との目前にて、將軍(口と其宮廷に於ける重臣等)に捧ぐべき獻品を開き、其中にありし沈香 Calambak ○沈香木の樹脂にて、高香し。及び渤泥・樟腦を納るゝ小箱を注文せり。

三月十五日○我二月十六日。木曜日。四人○英譯本には二人とあり。の裁縫師來りて、將軍に獻ずる歐羅巴

の絨布を慣例に従ひ疊み縫ひにし in Falten nähen また獻上布を載せて差出すために松薄板の臺○目錄。臺。及チントー○南西班牙の葡萄酒にて、其當時珍酡酒とも稱へ、俳句までにもよく讀み込まれたり。など西班牙の酒を容るゝため瓶子(□と他の容器と)を注文せり。○江戸行一件書留に云、『桐長持借候儀手代呼寄申付る。○江戸行一件書留に云、『珍酡酒葡萄酒入德利籠頭呼出申付る。尤前以水桝入漏り不ㇾ用哉之儀試、肝要也。一、反物すれ紙相改御檢使ㇾ並下役ㇾ勘定方、部屋え下役・町使被ㇾ參元締立合、仕立屋たち呼、縫させる。御檢使ㇾ大小通詞より御屆申上る。一、獻上羅紗縮る、大通詞御檢使ㇾ並下役ㇾ相改御檢使大小通詞より御屆申上る。一、獻上羅紗縮る、大通詞御檢使ㇾ並下役ㇾ相改御檢使大小通詞より御屆申上る。一、獻上西御丸を分、紙結封付る。一、獻上端物揃立て、大小通詞より御檢使ㇾ申上、御内見、カピタンも罷出る、下役・町使も罷出る、但數木綿長持え入付る。御本丸桐長持六棹、西御丸同四棹長持之横に、御本丸獻上と書付一枚右に張る、小口『我檢使は攝津守方より歸り來り、命令を傳へ前後に『本』『西』と云目印付る。西御丸も右同斷也』我檢使は攝津守方より歸り來り、命令を傳へて、將軍に謁見する迄は奉行に特別命令なき以上、一行外の人々の我等の室に入ることを禁じたり。此夜我旅亭より二里許に火事起りたるが、損害は少なかりき。

三月十六日。○我二月十七日。金曜日。攝津守は彼の秘書役をして我等を禮問して、我等の健康如何を尋ぬ。

三月十七日。○我二月十八日。土曜日。我等は西班牙の葡萄酒チントー酒を細長き瓶子に移し、沈香、樟腦を小箱に入れ、○御檢使・大小通詞前以取調。○御老中樣、若年寄樣、若御年寄樣え差上候酒は大通詞封印致す。德利の口を美濃紙にて下包致、御封印は通詞前以取調。○御老中樣、若年寄樣え差上候酒は大通詞封印致す。其上を越前奉書を角切にいたし、上包みを水引にて結び、獻上物赤白長水引御進物同斷、水引、口の上に細字にて酒の名を書き記す。不ㇾ紛樣目印なり。○青藥認置、一袋に廿五切入、御本丸え三袋、西御丸え二袋』とあり。將軍謁見の際に、獻呈するために、皆の物を整備して、此日を送りたり。晩に北風強く、一里ばかり、直徑(サシワタシ)ならば一里程、西の方に大火事發(オコ)り、廣き町廿五町家六百軒は燒け落ち、歐羅巴の四時間にて鎭火したり。人は云ふ、『放火せるものあり、その一人は捕へたり』と。○德川實記によれば『二月十五日京所司代松平因幡守正武所司代引渡命ぜられいとまたまひ、十九日同人上洛するにつけて云々』とあり。本文に高官の一人と云ふは阿部豐後守正武を指せるならん。是日攝津守は從臣の一人をして、此月の二十八日に將軍謁見の儀あるべきにつき、又その儀に障りなき樣、我健康に留意する樣心付くべきを傳へさせたり。

三月二十日。○我二月廿一日。是日新任の京都の所司代松平因幡守はその任地に就くにつき、之を京都の人民に紹介するため、且つは獻上物を內裏に奉るため、他の高官の人之に伴ひてともにこの地を出發したり。○德川實記によれば『二月十五日京所司代松平因幡守正武所り失火あり數街を延燒す。○掃原式部大輔政邦はじめ俄に消防の事命ぜらる』。

三月二十一日。○我二月廿二日。水曜日。我大通詞は兩接待長官を訪ひ、近く拜謁の日に駕籠にて宮廷に赴くことの許可を求め、その請を容れられたるが、血判せる誓文を以て、(○病氣にて)歩行出來兼ぬるにて、其の他には何の理由もなきを誓はねばならざりき。長崎の市長後藤庄左衞門(ゴトウショウジロウモンゴトウショウジロウモン Goto Tsjosimon ○名は茂貞(慶安三年―元祿七年)。)は今日出發したり。彼は日本の二月十五日に老中諸氏に謁見し、同二十一日に賜暇の謁見を濟ませたるなり。

三月二十三日。○我二月廿四日。金曜日。我等は小通詞本木太郎右衞門 Trojemon を使とし、若

き平戸侯 Herr von Firando ○松浦壹岐守棟(正保三年―正德三年)は、父鎭信が元祿二年七月に致仕したるより封を襲ぎて平戸侯となれり。心ばかりの記念品として一瓶のアクアウィト Aquavit ○生活の水と云ふ意味にて、一種醇清なる酒なり。を獻じたり。是れ我國民が前年彼の父○前の註なる松浦鎭信(元和八年―元祿十六年)にして、彼が平戸とゝもに海外に親しみありたること世に名高し。の保護を受けたることありたればなり。正午の一時間前天候快晴平穩なりしに、忽然として恐怖すべき地震あり。我家は大音響を立てて震動したれど、永くは續かず、凡そ一より五十を數ふる迄なりき。余は此機會に於て日本の國法が家屋の低き建築を命ずるは、物理的必然の理論に出でたること、又家屋を輕き木材・壁・板・薄板にて作り、又屋根下に一個の重き梁棟を横たうるは、その重量にて家屋全體を締め合せ押し付けて、地震しても動き墮ちぬ樣するも、同樣必要の事なるを確認したり。

三月二十四日○我二月二十五日。土曜日。雪に雨を混ぜたる冷き日なりき。前の夜には蒸して暑かりしに、參議官にして、將軍の寵臣なる牧野備後守は人を遣はし、我甲比丹に(□挨拶の辭を傳へ)和蘭の乾酪を請ひたり。我等は彼に我自身の所藏するアイダム製乾酪全部 ganzen Eidamer ○アイダムと云は和蘭の市なり。と泊夫藍乾酪 Safrankäse 半斤を贈れり。○牧野備後守(寛永十一年―正德二年)は名を成貞といひ、此時五十八歳。時の將軍德川綱吉が襲職の二十年前より之に近侍し、元祿四年は綱吉襲職より十年なり。寵臣と云ふは當然なり。後文第四五九頁參照。

三月二十五日○我二月二十六日。日曜日。將軍並びに諸侯への獻上物を振分けて、一定の順序を立てたり。拜謁を期待する二十八日は近づき、加之是日は○日本の二月末日にて。祭り日、樂しみ日なるが故、なほ我等は接待委員と攝津守とに對し、謁見の事をば取り運ぶ樣請ひ求めたり。將軍の外に我等が贈物を呈し又然らずとも我敬禮を致すべき○訪問すべきの意なり。諸公は左の如し。

(一)五人の將軍○本書には皇帝とあり。の第一級參議官は、御老中(ゴロージ) Go Rodzi と云ひ、五人の老ひたる人の義なり。

(い)牧野備後守(マキノビンゴノカミ) Makino Bingo no Cami ○名は成貞(寛永十一年―正德二年)。寛文十年より正德二年まで老中たり。後文第四五九頁參照。

(ろ)大久保加賀守(オークボカンガノカミ) Okubo Kanga no Comi ○名は忠朝(寛永九年より正德二年)。延寶五年より死亡まで老中なり。

(は)阿部豐後守(アビブンゴノカミ) Abi Bungo no Cami ○名は正武(慶安二年―寶永元年)。天和元年より死亡まで老中なり。

(に)戸田山城守(トダヤマシロカミ) Toda yamasjiro Cami ○名は忠昌(寛永九年―元祿十二年)。天和元年より死亡まで老中なり。

(ほ)土屋相摸守(ツチヤサガミカミ) Tsutsia Sagami Cami ○名は政直(寛永十年―享保七年)。貞享四年より死亡まで老中たり。

(二)四人の將軍の第二級參議官、若御老中(ワカゴロージ) Waka Gorodzi ○若年寄なり。

(い)秋元但馬守(アキモトタヂマカミ) Akimotto Tadsjma Cami ○名は喬知(慶安二年―正德四年)。天和二年より死亡まで若年寄たり。

(ろ)加藤佐渡守(カトウサツドノカミ) Katto Saddono Cami ○名は明英(承應元年―正德二年)。正德三年より死亡まで若年寄たり。前文第三四七頁參照。

(は)內藤丹波守(ナイトウタンバロカミ) Naito Tambaro Cami ○名は正親(正保二年―元祿九年)。元祿三年より死亡まで若年寄なり。

(に)柳澤出羽守(イナギザワデワノカミ) Inagi Sawa Dewano Cami ○名は吉保(萬治三年―正德四年)。元祿三年より同七年迄若年寄の上席に席を定められたり。

(三)所謂寺社奉行(ジシヤ) Dsisja 卽ち神社佛閣の司(ツカサ)は、

(い)戸田能登守(トダノトドカミ) Toda no Todo Cami ○名は忠眞(慶安四年―享保十四年)。貞享四年より元祿十二年まで寺社奉行たり。

(ろ)本多紀伊守(フオンダキノカミ) Fonda Kino Cami ○名は正永(正保二年―正德三年)。元祿元年より同九年まで寺社奉行たり。

(は)小笠原佐渡守(ヲンガサワラサドノカミ) Onga Sawara Sodono Cami ○名は長重(慶安三年―享保十七年)。元祿三年より同四年閏八月まで寺社奉行たり。

(四)年若き松浦壹岐守(マツウアロイコノカミ) Matzaro Icono Cami 肥前の家系にて平戸侯なり ○名は棟(正保三年―正德三年)。元祿二年七月父鎭信が致仕せるにより封を襲ぐ。元祿四年より同七年まで寺社奉行たり。前文第四五三頁參照。

(五)外人接待長官委員 Reichscommissarien とは我等の名づくる所にて、實は江戸の政務官なり Jedasche Fiskals ○柳營日記によれば、宗門奉行にて、大目付一人・作事奉行一人之に補す。寛永十七年宗門改役(アラタメヤク)の出來たる時に初めて之になりたるは、大目付の井上筑後守政重にして、明暦四年まで勤續しそれが例となりて北條安房守氏長も大目付にて宗門改役となり、尋きて保田若狹守宗雪は作事奉行にて宗門奉行を兼ぬることとなれり。是より大目付・作事奉行は宗門奉行に補せらるゝことゝなりしか。

(い)藤堂伊豫守(タドーイヨノカミ) Tado Ijono Cami ○名は良直(寛永九年―寶永三年)。元祿元年より同五年まで大目付たり。

(ろ)小幡三郎左衛門樣(ヲバツタサツボローサイエモンサマ) Obatta Sabboro Saijemon Sama ○名は重厚(承應二年―享保二年)。元祿三年より同十二年まで御作事奉行たり。

(六)二人の江戸知事 Gouverneurs der Stadt Jedo ○江戸町奉行。

(い)北條安房守(フオヅウアワノカミ) Fodso Awano Cami ○名は氏平(慶安元年―寶永元年)。延寶九年より元祿六年まで江戸町奉行たり。

(ろ)能勢出雲守(ノシイツモノカミ) Nosji Ismono Cami ○名は頼相(寛永十七年―元祿十年)。元祿三年より同十年まで江戸奉行たり。

(七)三人の長崎知事 Die drei Nagasackische Gouverneurs ○長崎奉行。

(い)川口源左衛門(カワガツゲンザイエモン) Kawagatz Gensaiemon 今の川口攝津守(カワゴチチノカミ) Kawagotzi Tsino Cami。今は丁度江戸在番。○名は宗恒(寛永七年―寶永三年)。延寶八年より元祿六年まで長崎奉行たり。下卷長崎の記事第二章參照。

(ろ)山岡十兵衛(ヤマオツカジウビヨーエ) Jamma Okka Sju bjoje ○名は景助(寛永三年―寶永二年)。貞享四年より元祿七年まで長崎奉行たり。下卷長崎の記事第二章參照。

(は)宮城主殿(ミヤツキトノモ) Mijacki Tonomo ○名は和澄(寛永十四年―元祿九年)。貞享四年より元祿九年まで長崎奉行たり。下卷長崎の記事第二章參照。右兩人は(□目下任地にありて職に當り)(○江戸に)不在。

三月二十六日 ○我二月二十七日。月曜日。攝津守より老中牧野備後守が彼の兄の死亡して喪に服し、(□老中筆頭にして將軍の寵臣たる人が)二十九日より前には公けの席に出づること叶はざれば、我等が拜謁は其後となり、一日延引することゝなれりと聞く。○牧野備後守の兄は寛政重修系圖によれば重成・成次・成長の三人あれど其頃死せしは誰なりや詳ならず。

三月二十七日 ○我二月二十八日。火曜日。午食後將軍の侍醫平野宗察(フイランノソウサツ) Firanno Sosats ○此人の名前人物とも不明なり。來訪す。年老いて肥たる男にて、數個の病氣に付きて、余の醫學上の意見を求めたるなり。

二月二十八日 ○我二月二十九日。水曜日。接待委員二人と攝津守とはその書記役を以て『明日彌拜謁の爲め將軍の前に參候するを許さる、それ故早朝宮中に赴き、將軍の大番所にて面會してその後のことを告ぐべし』と申來れり。

本來明日は日本の二月末日にて拜謁には常例ならぬ日なれど ○英譯本には『却つて常例の日なり』とあり。獨逸本の出版者は之を前後の關係より本文通りの方を正として訂正したり。(□かくの如く仕合よく迅速に事の運びしは)牧野備後守は之に次ぐ三月の五日に將軍を招待する心組なりしかば、○德川實記によれば『三月六日牧野備後守成貞の邸にわたらせ給ひ、成貞に鮮鯛・妻に檜重をたまふ。鶴姫君並に御生母もわたらせらる』と記せり。されば實際は六日の事なりしなり。その日まではおのれか緊切なる準備をなすに妨あらんことを恐れて、我等を避けんとして、是日を擇ひたるなり。

備後守（ビンゴ） Bingo oder Rengo は現將軍が猶ほ世子（○原書皇子。）たりし時に、その監督及び後見の位置にあり。今は將軍の寵臣にして又信任を受け、他に挺いて敬重さるゝ執政にて、我拜謁の際に將軍（○原書陛下。）の仰言を承りて、我等に傳ふる人なり、（○牧野成貞（一六三四―一七一二）は寛永十一年生れにして、將軍綱吉（一六四六―一七〇九）は正保三年生れなり。牧野成貞が綱吉の侍臣たりし父儀成の死亡によりて近侍となりしは萬治三年にして、此時成貞二十七歳、綱吉十五歳、綱吉は其翌年（寛文元年）館林侯となり。それより二十年後（天和元年）將軍職を襲ぐ。其間成貞は寛文八年に家老職となり、備後守に補し、其時に家祿二千五百石となりしが。延寶八年綱吉將軍世子となりしとき、御側衆人となり加封一萬石。その翌年御側用人となり加封二萬石。天和三年又二萬石加增、元祿元年には又々二萬石加增となり。綱吉の恩寵殊に著しく。元祿三年には八回牧野邸に臨み、綱吉の生母・正室・側室・息女なども之に伴へり。ケンプエルが參府當時成貞は五十八歳なり。）七十歳近き人にて、軀幹（ミタケ）は少しく長く、瘦せぎすなり。面は細長く、尋常（ヨノツネ）にて、殆んど獨逸人に同じく。所作は緩やかにして、人に對して懇切なり。人は皆彼を方正にして、公平の人物と賞め、彼は名利を求めず、又人を怨み報ひんとする心更になければ、將軍に近侍して高尙の儀觀を添ふるに任（タ）へたり。三年前に將軍を饗應すべき寵光を荷ひしとき、恩寵の記念として、將軍が一萬五千兩の價ありと云ふ一劍の他、小判三十枚・銀三百朱 Shuyt・高價なる ダマスクス 紋形・緞子・地 Dammastene Seide 及び高價なる支那の絹布を賜ひ。猶ほ其前四十萬俵の收入なりしを新に三十萬俵を加させられて年收合せて七十萬俵となれり。（○寛政重修系圖によれば『元祿元年四月二十一日將軍德川綱吉は備後守成貞の邸に成らせ給ふときに、手づから御料貞宗の御脇指及び時服三十領・白銀二百枚・鞍置きたる馬一匹をたまひ、同時に和泉・下總・下野の内に於て加恩の地二萬石をたまひ、その前領は五萬三千石なり』とあり。本文はこの事を云ふなるべし。）將軍を饗宴に請ずるは測られぬほどの榮譽なれども、主人には又莫大の損耗となることあり。（○衞藤本には『この稀有の恩寵に接したるが爲めにやゝもすれは其身の破産を招ぐことあり』に作る。）稀なる中の稀なるもの（□とし云へば悉く之）を取寄せて、（□一切の事物に對し）價高きを最も高く拂はねばならぬなり。數日前に將軍が殿中にて舞踏會（○舞踏會とは能の催を云ふ。）を催せしとき、備後守が將軍に捧げたる一つの殺（サカノ） Saccano（卽ち一個の小さき不完全なる下物にて、これを松の薄板 Tannenspähnen にて作りたる机形の臺（○臺は原書には機械 Maschne とあり。）に載せて、友愛の情より彼人に贈るものは二尾の鯛（テー） Tach と一對の大口魚（タラ） Schelfisch（○衞藤本には一雙の介魚に作る。大口魚が此の如く高價なりとは思はれず。而も他に又かくも高價なる魚を知らず。大概如電君云、『越後の榊原家などより幕府に獻上の鱈は、盛大なる儀仗もて江戸に齎らしたれば、かゝるものは勿論高價なりしなるべし』。）となりしが、鯛は小判百六十枚、大口魚は同九十枚にて買入れたりと云へり。小判一枚は五「スペチース・ドゥカーテン」Species Dukaten（○獨逸の古貨にて其の一個は我五圓弱に當る。）相當なれば、總計千二百五十ドゥカーテン又は五千グルデン（○一グルデンは我が一圓二十錢程なり。）に相當するなり。右兩種の魚は此國にては最も價高く最も稀有にして、殊に鯛（通詞の云ふ名にて Steinbrassen）は（□その季節に於ても）決して小判二枚以下のことなく、冬季と時候外（ハヅ）れ、殊に大饗宴の催さるゝ時とには、更に高價となり、將軍がかゝる稀なる下物（サカナ）の上膳を嘉納さるゝ時には、なほも價を問はぬまでになるなり。（□此場合福德に浴するものは獨り魚商のみならず、買手の側に於ても、世にも有り難き珍客に向つてかゝる珍重なる馳走を供し得るは稀有の幸福なることなりと思惟せらるゝものなり）。且又此魚の名に繫がれたる特別の迷信あり。卽ち鯛（テー）は芽出度（メヂテー） Meditäh と云ふ語の語尾にして、芽出度（メヂテー）は他人の幸福を祈念する語なり。（○ケンプエルの日本誌第一卷に云、『鯛 Tai は日本の魚族の最も貴きものにして、魚中の王と云はれ、又幸福の表徵

とせらる。是れ一つには恵比須神の聖物たり、又水中にありて光彩を放つ故なり。類少なく、形は鯉に類し、色紅くして白味を帯びたり。雌には腮に紅色あり。宮廷の饗宴には、時節外に買ふとき、一尾時として小判千枚に値す。此魚の黒きがあり、その色より黒鯛 Karo dai, Stockfisch と云ひ、紅鯛よりも鄙しく西國に多く産す。『本文に鯛と並べたる魚は原語にては Schelfish とあり。日本字引には大口魚とあるより餘はかく記したれども、ケンプエルの日本誌には鰈たばの Stockfish としたり。

三月二十九日○我二月三十日。木曜日。□我等が謁見の日と定められたれば将軍に奉るべき獻上物○元祿鏡には『元祿四年二月晦日阿蘭陀人御目見へ、金銀御根付五ツ・内二金三銀、御伽羅一木、脳一斤、猩々緋一反、白羅紗一反、黒羅紗一反紅ごろふくりん一反、白繻子五反、紅繻子五反、白小幅巻十反、紅りんず二十反云々』とあり。は外人接待長官と攝津守との代理の案内にて城中へ運ばれ将軍のそれを見そなはさるゝ大謁見所に於て前例通り各別々に薄木の小き臺机に載せて並べて取出し置くなり。我等は小人數の行列にて、各々絹の黒き外袍と、歌羅巴の正式禮裝とにて之に従へり。長崎奉行の家來三人、我同心○即ち使下役。一人、長崎の町使二人、通詞の息子は我等の前に徒歩し、我等三人の和蘭人及び小通詞は前後騎馬にて之に次ぎ、馬の右側には各一人の従僕附添ひて轡を執る。これ此國の習はしにて馬に乗るとき右脇より登るが故なり。前々は馬丁の外に二人の僕をして両側に先だゝしめたるが、かゝる虚飾は□我等に無用の費用をかくるものなればとて今は廢めたり。その次ぎに進むは我代表即ち(日本人が云)甲比丹にて、乗物なり。次なる老大通詞は駕籠にて打たせたり。我等の奴僕どもは適當の距離を保ちつゝ徒歩にて許さるゝところまで随ひ來れり。四分一時間○十五分。又は半時間の後、土手を雉堞に□て竪めたる第一堡○外廓なり。に來り、眞鍮の飾釘(○擬寶珠)にて飾られたる大橋を越え

たるが、橋の下には大江ありて數多の船に賑はひ、(見たる所にては)北の方へ外廓を廻りて流るゝが如し(□水上には大小多數の船を浮べるを見る)。城の入口(○大手)に二重の堅固なる門ありて、其間に小き番所あり。第二の門を入れば、第一の廣場ありて、そこの右側には大なる番所ありて、余の見たる處にてはこれ防衛のためと云ふよりは、威嚴のために置かれたるものの如し。外には美しき幕を引き、(□入口に近き床上には)毛鎗を置き、内には鍍金せる蔽障(ヘイシヤウ)鉄(テツ)・楯(タテ)弓矢を入れたる漆塗の箱(ハコ)鞘を懸け飾りたり。兵卒は黒衣を着け両刀をその上に佩(ハ)きて、秩序正しく踞きて並びたり。諸大名の宮殿邸宅の築かれたる廣場を(□馬上にて)過ぐれば、(なほ左手に廣くして船を行るべき河は遠くより見ゆ。)第二堡となる。第一堡と同様の防禦あり。而も(□橋も)門も門内の大番所も(○諸侯の邸第○數。複も、かれよりは頗る壯大なり。我が乗物・駕籠・馬僕は此處(ココ)に殘り、○衛藤本には『奴僕は返し』に作る。我等は我案内に連れて廣場を横に貫ぬきて、本丸(フオンマル) Fon mar 即ち将軍の居城に向ふ。最初長き石の橋を越え、二重に鎖ざしたる稜堡(□と二重の門と)を通り、次に曲(マガリ)たる路(ミチ)を二十歩も登りたるが、地形に従ひて両側には思ひ得ぬ程の高き石壁を繞らしたり。此路の終端の左手に御所(□に至る最後の内門の下に百人番 Fijak nin ban あり。即ち一百人のする番所又は大なる城番所なり。我等は此處にて高貴なる參議官が出揃ひて、我等を猶ほ進む様迎ふるまで待ち居(□る様命ぜられ)たり。此番所の長(○百人組頭)二人は、その間我等を鄭寧に迎へ、茶

と煙草とを供し、間もなく兩接待官川口攝津守も、我等に挨拶するために來り、數多の我等の知らざる物數寄(モノズキ)なる廷臣等 Hofkavaliers も之に加はれり。かゝる間は凡そ一時間にて老ひたる參議官、年若き參議官等(○老中・若年寄を云ふなり。)徒歩にて、又乘物にて、我前を過ぎて、城に入りし後、我等は呼び出され、二ツの壯麗なる門に鎖されたる方形の廣場を過ぎて、數階の石段を上り終れば、本城内の廣場となり、(口第二の門より將軍の宮闕の前面(フロント)(○玄關先まで縱に數歩にて、警衛の武士は宮中の人々侍從 Pagen (○小性等これに滿ちたり。又も二個の階段を上れば宮殿となり、入口の右手なる第一の部屋に入る。こは將軍又は參議官に面謁するものゝ控所なり。其部屋は(口すべて此國の風習に從ひて)金鍍の柱壁遺戸(○襖障子。)に飾りて、美麗にして又かなりに高し、されど遺戸を締むれば甚だ暗くなり、欄間の格子を經て右手の隣なる(口將軍の居室にて使ふ種々なる)家具を置きたる室より纖の光線が差し込むのみなり。こゝにて一時間たっぷり着座し居たり。其間に將軍は常例の座所に臨みたれば、兩接待官と攝津守と出で來りて我代表卽ち甲比丹を呼び立て、之を謁見の間に導きたるが、我等は此處に殘されたり。甲比丹が彼方に入たるかと思ふ頃、和蘭甲比丹 Hollanda Capitain と云ふ大聲を聞けり。是れ彼が御座に近づきて恭敬の禮を致すべき合圖なりかゝる聲に次ぎて甲比丹は獻上の順に並べられた場所と將軍閣下(○原文には皇帝陛下。)の高き座所との間に於て、(役人の指圖に從ひて、兩腕兩脚にて匍匐(ハヒ)進み、膝の上に身

を支えて、頭を地につくまで傾け、そして一語を發することなく、宛然(サナガラ)一疋の蟹の如くに這ひ退(サガ)り、此の如くして、かくも念入りに準備したる(口此權威ある君主に對する)拜謁の儀式は早くも濟むなり。(口國内の最も大なる最も强力なる諸大名が年毎にする祝儀も亦此の如くするに他ならずして、名前を呼ばれ、戰々競々として(口沈默の中に其手と足とを動かして將軍の座に近づき、前額を床に屆ぐまで低(サ)げて、以て恭順なる敬禮を捧げ、そこより(口同樣の恭敬なる態度にて再び這ひ出づるなり。謁見の間は(口有名なる)モンタータヌス Montanus が彼自身の想像にて記せし(○衛藤本には「日本皇帝に對する和蘭使節に於て圖解說明する所」に作る。)とは(口事實は)大に相違して設備せられたり。こゝには一段高しと云ふ玉座なく、それに昇り行くと云ふ階段なく、それにかゝれりといふ絨氈なく玉座廣間その建物を載くと云ふ莊麗なる圓柱等もなし。(口國内の諸侯が將軍(○原文「皇帝」。)の前に平伏する座席の左右に建てられたる圓柱など云ふは、總て何等の根據なきことなり。)されどその極めて美麗にして又貴重なるは事實にして、そは此紀行に載せたる殿中見取圖に見る所とさして違ひたるものにあらず。余は此次の年に長崎奉行が余を謁見の後に少しく案内し引廻し呉れたるとき、機會を得て取急ぎ略圖を作り得たるが、そは壁遺戸(○襖。)柱(口窓)などを數え盡せば、それにて容易く出來しなり。此謁見室は(口同形同大の)百枚の疊を敷列べ(口之を以てセン、ジオジキ Sen sio siki. ○前文第四四六頁參照。と呼ばる。百枚の疊の廣間との義なり)其一方が小き内庭に向ひ開

きて、これより明(アカリ)を迎へ、之に對する側には、これもその同庭に向ひて開く二つの間ありて接着(ツヾキ)たり。(□謁見の時には之を開き。)其一はカナリ大きく、參議官の着座する所にして、參議官より小(チサ)き(○身分低き。)大名・使節・使者等を引見するに用ひ、他の一室は狹く奥深くして、廣間よりも一段高くなり、此室の奥は、將軍が(□謁を賜ふ時に坐する所にして、彼(○將軍。)は其處に)僅の疊を敷ける高牀の上に體の下に足を組みて坐するなれども、將軍の形貌は殆んど見分くべからず。是一ッには光線が十分にそこまで達せざるため、又一ッには謁見は餘りに疾(ハヤ)く濟み、拜謁する人は頭を俯(サ)げて出で、出でれば忽ち退(マカ)らねばならず、面を擧げて將軍を仰ぎ見ることならぬためなり。參議官(□の全員・國内多數の)諸大名・侍從・其他宮廷の高官が(□すべて式禮の服を纏ひ)謁見の間の兩側及び廊下に秩序正しく齊肅に列な(□り、一同沈默して一語をも發するものもなき)は、謁見の儀に少なからぬ威嚴を添ふるなり。(○以上記す所是を第一の謁見とす)。

昔時は(□我等が宮廷の内にてなすべきことは以上說けるが如く)甲比丹獨りにて謁見に罷り出で、數日の後に、(□我等の商業取引に關する)命令を讀み聞かされて、和蘭國民の名に於て、守るべきことを誓はゞ、參議官より長崎に歸へることを許されたるなり。然るにこの二十年來は使節のみならず、これに伴ひ(○江戸に)來れる和蘭の人々も、初度(○即ち右に記せるが如き。)謁見の後に更に奥深く宮中に呼び入れられて、將軍夫人(□宮女)及び此ため招待されたる血緣の貴姫・重嬪達(タチ)に娛樂と觀覽との爲めに供呈せられて、その際・將軍も婦人達とゝもに御簾の後に隱れて居、參議官及びその他謁見に陪せし高官のものどもは明(アカ)ら樣(サマ)に(□例によりて威儀を正して)そこに列座するなり。(○之を第二の謁見とす)。

(○初度の謁見式に於て)我甲比丹が恭敬の式禮を了り、將軍がその座所に退きたる後、(□程なく)我等三人の蘭人も亦呼び入れられ、我甲比丹と共に多數の部屋を通りて、美術的の彫刻を施し、且ッすぐれて金鍍したる歩廊(ガレリー)に導かれ、そこにて四分一時(○十五分。)待ち居りて、それより他の廊下を通りて一ッの部屋に入り、そこに座を占むるを命ぜられ、着座すると間もなく數多の顱(ツムリ)圓き廷臣(寺社の役人 Tempelherren・醫師・膳部・炊事の役人)は我等の傍に來りて、我姓名・年齡其他の事を問ひたるが、暫くして鍍金せる右の遣戸が引立てられたるによりて、我等は此人々及びすべて一時の宮中の煩擾より免かるるを得たり。こゝに居ること半時間の後に至り、宮廷の我等を見物せんとする部屋々々に人々の入り揃ひたるを待ちて、我等は數間の暗き廊下を經て、其方に通されたり。此の廊下には將軍の侍衞の武士その他順位に踞(カヾ)みて列び(□將軍(○原文皇帝。)の座所に近き所に列べるは身分貴き大官なり)、何れも禮裝して(□踵の上に坐し頭を下げ)我等が供覽さるゝ部屋まで連(ツヾ)きたり。此(○第二謁見の)部屋は別に(○卷頭に。)掲げたる圖面にて見るべき通り、その中央に一間(マ)ありて、それを圍みて開放(アケハナシ)

の室又は簾を掛けたる室あり。各室十五疊敷（○衞藤本には『十八疊敷』に作る。）にして、そこに坐る人々の位階によりて、或室は他の室よりも疊一枚の厚さ丈け高く、（□いづれもみな中央の間に向ひたり。）中央の間はニス塗の板敷にて、疊（□なく之を取拂ひたる跡）なきゆゑ、（○傍の諸室に比すれば）最も低し。我等は此に坐る様指圖されたり。我等より遠からず御簾（Jalousiematte の後に、右手に將軍（○原文には『皇帝』とあり。）は將軍夫人（○原文には『皇后』とあり。）もに（□御簾の蔭に）座を占めたり。夫人の顏面は余が將軍の命令にて少しく踊りたるとき、簾が後に少しの隙（スキ）を作りて傾きたるより、數回見上げたるが、褐色にして丸く美しき容貌（ミメカタチ）して、歐羅巴様なる黒き眼は威光と活氣とを備へたる様認めたり。其頭（ヅリ）の割合より考ふれば、身丈け高く、且つ三十六歳位と思はれたり（○夫人は鷹司左大臣教平の姫君にて、名は信子（慶安四年―實永六年、此時四十一歳に當る。）。余が御簾（Jalousiematte 巻簾の義。）上より釣れる隔て（○の壁）にして、（□甚美しく薄く、凡そ指尋（ヒロ）だけ隔てゝ（此指尋の隔てをば『其背後』と記せり。）は絹の筋を通して編みたるにて（○衞藤本には此指尋の隔てをば『其背後』と記せり。）粧飾ともなるなり。外より透見（スキミ）するを稍々防がんためには花形を描きてあり、殊に中（ウチ）に光線なき時には外よりはその背後（ウシロ）は見えぬなり。されば將軍のそこに在（イ）せしは、我等たゞ彼（カレ）の言葉にて知りたるのみなるが、その言葉は人の覺り得ぬ程に低かりしなり、（□これによりて彼は非公式的に其處にあることを裝へるものゝ如し）我等の前、疊縱に四枚の所には、なほ又同じ一張の御簾ありて、その後には招かれたる將軍血緣の高姫其他の妃嬪あ

り。簾の接際（アハヒ）や綻際（スキマ）は時々隙見の爲めにそれに紙片を挿み（□簾の目を廣くして）、それが開くを見る。余は其紙片を三十個までも數へたれば（□その背後に）同數の人々ありたりと推したり。此簾の此方（コナタ）將軍の璧の間ゆる方に近く特別の部屋ありて、その中に我等の前に當り（□少し右側によりて）將軍の簾に近く開放したる室にて一段高くなれる）高床の上には備後守着座し、左側の特別なる部屋の床上には第一級の參議官第二級の參議官は其位階順に二列に着座し、我背後に當りて步廊には前述べたる通り侍從諸氏其他の宮中の高官列なり。將軍の部屋の入口（□廊下）には、襖（スマ）の前後に諸侯伯の公子侍童侍從の僧（○御坊主？）等折り重なり居りて、此方を見守りたり。以上是れ我等を目的（メアテ）とする衆觀場の外景内容の概略なり。これよりは今我等が演じたる優戲（ヤクシバヰ）の記載に移らん。

我等が接待官の案内にて（□謁見室の前なる）步廊の前まで至りたるとき、一人の第二級參議官（○年若。）來り迎へて、我等を前述べたる中央の場に導きければ、我等は直ちに指圖せらるゝ儘に（□其處に坐し）將軍の在す方を知り、これに向ひて、日本の習はし通り敬禮をなし、床まで頭を屆めて踞き寄り、備後守は將軍の命令にて通詞を經て來聘の喜びを述べ大通詞は其近（ソバ）に談辭（カタリ）のよく聞ゆるために、我等（□の右側）によりり添ひ（□我等は其左側に一列をなして）列なり、（□通詞は將軍の言葉を備後守の口より受けて、繰返へせり）。於是我甲比丹は彼長官（○蘭領東印度商社の長。）の名を以て恭順なる式禮

をなし、從來日本が自由なる貿易を認容せし恩惠につきて感謝の辭を述べたれば通詞は顏面を床に低く就けて、日本語にて將軍に聞ゆる樣に(□高聲に其言葉を反覆(クリカヘ)し。備後守は將軍の答詞と談話とを將軍の口より聞き、通詞は又それを備後守の口より聞きて、初めて我等に傳へたり。通詞は元來備後守の勞を俟たず、將軍自身より之を我等に移すべきなるに、我等は將軍(○原文皇帝。)の口より溫(アタヽカ)に放たるゝ其言葉を直(ヂカ)に聞き直(ヂカ)に對ふるには地位餘りに低くして高崇なるを辱かしむる故に、かくするなるべし。然るに(□此儀式濟みたる後は嚴肅は忽ち變じて優戲となり、其第一齣は全く一個の喜劇(Possenspiel)となり了れり。最初に承けたるは幾多滑稽なる質問なり。先づ各人に對して各別に『年齡は若干』、『姓名は如何』と問ひたれば、何(ナン)れも(□かゝる目的の爲に)歐羅巴の筆墨を携へたれば、之を認めて備後守に渡し、備後守は其書付と文具とを簾の下より將軍に手渡したり。甲比丹は『和蘭はバタビヤ(バタカ)より如何程距離(ヘダタリ)りたるか』、『バタビヤより長崎は』、『バタビヤの商社長と和蘭の王と孰れが威權高きか』などゝ問はれ、余は又『內科的外科的癈疾の內ドレを最も重く危險なりと考ふるか』、『癌腫や體內の潰瘍をば如何に處置するか』、『支那の醫師が數百年來なせるが如く、不老長生の藥方を搜ねたるか』、『歐羅巴の醫師にてかゝるを發見したる人あるか』などと問はれたれば、余は『我等醫師は日每に人間が健康を高齡まで保つの秘法を發見せんとして怠らず』と答へたるに、なほ次

の如き問答ありて『何を其方法中最良とするか』には答『何時なりとも、其時に最良とするものが、經驗によりてそれよりもよきを發見する迄は最モ良きなり』と答へ、問『現今最もよき藥は何なるか』には答『一種の酒精にて、節して用ふれば、(○體內の)濕氣を流動性に保ち、生活の原氣を活潑にし、強健にするものなり』と答へけるに、(□彼等は、かゝる一般的の返答にて滿足すること能はず)。問『其名は何んと云ふか』には『Sal volatile oleosum Sylvii』(サル ヴオラチーレ オレオールム シルウイイ)(○ジルウイウスといふ人の油製の揮發鹽といふことにて、S. V. narcoticum とは硝酸安母紐のことなり。)と答へたるが、余は日本人間に崇(タフト)まるるは長き名と稱號 Titel となるを知りたれば、かゝる名稱を擇びたるに、人々のそれを簾の後にて書付けるため、余は數回繰返さねばならざりき。然るになほ『何處にて手に入れ得べきか』、『何人が發明したるか』と問はれて、余は『和蘭にてジルウィウス教授』なる由を答へけるに、更に又『汝も亦之を製する路を知るか』と問はれたるとき、甲比丹は余に目もて『知らず』と答へよと禁(イマヽ)しめたるも、余は『そは知り居れども、此地にては出來ず』と答へたるに、『バタビヤにて手に入るべきか』と問ひ『然り』と答へければ、將軍は更に次の便船にて日本に送りよこす樣望みたり。それは實際次の年に同藥名にて輸來(ハコビキタ)りたるが、それは好ましからぬアンモニア精 Spiritus salis ammoniaci にて丁子を浸出せしものなりき。(○英譯本には次の年以下の記事なし。)初めの內將軍は婦人の傍にて、我等に對して(□かなりの距離を置きて)着座せしが、ここに其位置を更めて(□我等の右側方に來り、簾の後ながら、

我等に(口右手に近づき得べき限りまで)近づき、我等の袍衣(マンテル)即はち禮裝を脫ぎて正座することを命じて、我等の顏をよく見んとしたり。將軍の我等になさしめんと欲せしは、此(コレ)のみならず、我等は眞個(ホンタウ)の猿藝をなすことを肯ぜねばならぬことゝなれり。曰く何、曰く何と、そは最早一々想ひ出し得ぬ程種々の事なりき。我等は或は立ち上り、或は彼方(アチ)此方(コチ)と步み、又は(口立留り)相互に挨拶を交はし、踊り、飛び、醉へる人の眞似をなし、日本語を片言に言ひ、畫を描き、和蘭語・獨逸語にて讀み歌ひ、袍衣(マンテル)を纏ひ又脫ぎ棄てたり。(口我等は能ふ限り巧に將軍の命のまゝに)樣々の事をなしたるが、余自身は(口踊りながら)獨逸の戀愛の一曲を歌ひたり。○徳川實記に『三十日。蘭人入貢す。蘭人四人とも御簾前にめして御覽あり、音曲を聞しめ給ふ』とあり。獨逸本にケンプエルのこの時歌ひたりとて彼の原稿より寫して載せたるは、譯すれば凡そ左の如き歌なり。『わが守るべき務めはなに。この大塊の極みまで、またなき迄にいと美き、心亂るばかり戀しさに、契を結び誓ひを立てゝ、いつはることなく怯づることあらじ、生れたる此月日あ る限り、吾眞心はゆめ渝らじ。(二)われ何をか須たん、務も、責も、誓の約も、賞讃の辭も、汝の美きは御空なる神の惠みなり、汝の性は地上何處にも類なし。是われを結ぶの連鎖、我を止むるの囹圄なり。(三)汝天つ少女を忘れんとは、わが心の堪え得ぬこと、如何かでかこれ忍びなん。遠き荒みし境を越え、タウルの山、カウカスの峯、トルコ、エジプト何あらん、インド・ガンジスを隔つとも、吾をは汝と引き分けば、何もて胸の燄を鎭めなん。(四)天の子たる我御門、遠き國々のつかさたち、黃金に富み、權勢强くとも、汝が玉座の前に簪はなん。汝の光、汝のその榮、汝の富貴、美く粧ふ姫子たちも、吾少女に比べては、なんのものかは。(五)虛榮の臺を打毀てよ、萬の寶あるその國を棄てよ。我を慰めんはたゞ、この潔き愛き、吾が尊とき花の姫のみ、唯一の切なる望なるを。我等は深く心から相慕ふ。彼女は我を、我は又彼女を』。此頃幕廷にて蘭使謁見の模樣につきては、日本特に西洋の文書に傳ふること詳かなり。それをこゝに記さんに、日本側の記錄によれば、天和二年(一六八二)(即ちケンプエル當時の將軍綱吉、就職の翌年)二月二十八日阿蘭陀甲比丹ヘンドリック・カンシウス例參の時御白書院近く被召て、阿蘭陀人の名・歲並びに阿蘭陀國の寒暖、衣服の次第等御尋遊ばされ、其後阿蘭陀人謠舞、若君樣(德松君四歲)御覽遊ばさるべく仰出されたるに、阿蘭陀人ども恐入、御斷申上たるに、差添たる大通詞本木庄太夫(寬永五年|元祿十年。)先づ立ちて舞たれば、阿蘭陀人も引き繼き立ちて舞たり。舞終りて後、將軍の命令にて其國の歌を譯させたるに「我君は千世に八千代に」の和歌なりとお答へましたり。之を其初めとして爾來年々異國の風俗を擬らへて踊り舞ひ歌ふこと例となり、其後享保十一年

で小歌・踊り・音曲被仰付』といふ記錄あり。外國人側の記載はピーテル・フアン・ダームのもの中々に詳く、それによれば(P. V. Dam, Beschrijvingh van de Constitutie, Regeeringh en Handel van de Compagnie 1701)、此前後殊に此事の恒例の如くなり初まりし天和二年の幕廷に於て、和蘭使節を迎ふる樣やゝ詳細に記述されたり。これによれば、一六八二年(天和二年)カンシウスが江戶參府の時、一等醫員某及び助役一人を從へて毎年の慣例にて、江戶到着後、五日に城中に招かれ、謁見濟みて後に、六個の大室を通過して内廷に進み、將軍の御前を去る六疊ばかりにて、前年と異り、麗はしき敷物を被ひたる吳蓙の上に坐り、尋きて待合室に反へりしが、又内廷の方に招かれ、寶玉を敷詰めたる大室を過ぎ、それより數名の日本官人、應接委員(宗門奉行)・長崎奉行の案内にて四個の大室に至り、そこにてカンシウスは御前より二疊、醫員助役は二疊半、奉行等は三疊隔てゝ日本流に跪き、將軍は簾の後に少しく高く坐したり。蘭人等は暫く日本流に屈みてありし後、將軍は通詞に命じて我等をして立ち上りて彼の方を見させ、其國の慣例に反して、聲高く話する樣命じて後、左の問を發せり。『天氣は如何と思ふか』、『雨は直に止むべきか』、『何故御前達の髮は違ふか』、『和蘭にても此の地の樣に冷いか』、『和蘭にても樂器をかなづるか』、『和蘭人も樂器につれて歌ふか』、『和蘭の醫師も水藥を與へるか』。我等之につきて答へたる後、將軍の希望によりて、相互に(○和蘭流に)會話を交へて見、一ツの小き歌を短く唸じ、それより三人とも日本流に立ち上り、カンシウスは少し起立したる後に外套(マンテル)を脫ぎて向き反へりしが、つぎに舞踊する樣命ぜられたりといふ。其より六年の後元祿元年にヘンデレキ・フアン・ウイドノム館長が一等醫員(ホフマン)・書記・硝子製造人と參府旅行に上り(陽曆)三月十三日江戶に到着したるとき、その十六日に將軍の御前に出でたるが、此時は此國の慣例によりて鄭重に迎へられ、暫くして後歌ひ舞ひ、そののち商館長は將軍の前に疊二枚隔てて坐り、又三尺の距離にまで進みて、自分の名を初めインキを以て又紅き土を以て書き、次に命令にて坐りて、兩手を延ばせしに、參議官の一人はその爪と指とを點檢し、又口内を打ち見、次に一等醫官は命令に從ひて長崎奉行の脈を觸れて、其性狀を說明せり。かくて商館長に暇を賜ふとき仁惠の證として皇帝(將軍)に猶ほ近づかしめたり。是れいづれもケンプエルに以前のことなるが、ケンプエルよりは十年許後、一七〇二年(元祿十五年)に蘭館長アフラム・ドガラスが江戶に參府して、醫員ケステロート・書記ボーンと共に幕廷に現はれたるときに、彼は三度一ツの歌をうたひ、次に『舞踊を習ひたることありや』と問はれ、館長が靜に『いな』と答へ、且つ『吾兩親は吾が若き時舞ひ踊るを禁じたり、それを習ふは、たゞ綱渡師及び舞踊を業とするもののみなり』と云ひたるに、次に『親き友等が相逢ひたるとき、どんな風に挨拶するか』、『友人が旅に立つるとき、どんな風に別を告げるか』、『高貴な人にはどんな風にして話掛けるか』、『歐羅巴にては王樣・天子の前に出たときの擧止は如何』、『恭敬の禮は如何か』と一々問ひて、蘭人は一人宛別々にそれには答へさせられ、次に大聲に交話させられ、再び短き歌を半ば叫ぶ如くに謠ひ、『なほもそと聲を大きく、判然とは云へぬか』と云はれたれば、『否とよ。海の歌・海の人ならば叫ばねばならず、叫びもす』と答へたれば、さては『海上の船は如何にして呼掛くるか』と問はれしかば、烈き聲にて呼ぶ眞似せしに、皆はいたく笑ひたるが、これにて我等に强ふることも早過ぎたるに、なほ甚數多を我等に求めて、遂には『大聲に泣き號べ』と云はれしかば、我等『こは婦女のすることにて男子のすべきにあらず』と云ひたるにて罷りたる由なり。(以上ともにフアン・ダムの記事なり)。(口かゝる有樣にて、我等は無數の痴呆

にも等して戯を演じて、將軍と其宮廷との娯樂に供せざるべからざりしが、(我甲比丹はかゝる舞踊をするを脫れたり。是れ(□其主人の權威を代表するものにして)、我が長官たるの威儀と彼の人格とを傷け(□彼の感情を害ひ僻見を釀し)てはならぬ故、遠慮せられたるなり。加之彼の形容の眞面目にして感傷のするどきは、これに就き着くに(□此種の笑ふべき滑稽なる命令を受くるに)適せざりしなり。此の如くにして(□表面上大に鄭重に取扱れたりと言ひながら)我等は、一時間もかゝる觀戲となりて後、數名の圓顱の役人 (Geschorene Diener ○卿坊主。は我等三人に日本食の小卓を供へ、小刀と肉叉との代りに一對の小さき(△□象牙)箸を添へたり。我等は少しくそれを食して、殘れるは老ひたる通詞に兩手にて胸に抱きて持ち去るやう命ぜられたりしが、彼は(○病のため)之を運ぶにさえ賴りなき程なりき。我等は外袍(ソトガワ)を着け、暇を告げよと云はれ、早くもその通りにして立ち出で、こゝに第二の謁見は濟み、案內者(□二人の委員)は又我等を控所に導きて立ち去れり。

時既に午後三時なりしが、我等は今日猶ほ前三月廿五日の條に擧げたる通り、此の日に一級及び二級の參議官に獻上物を携へて伺候する豫定なりしかば、こゝに宮闕を辭去り、大番部屋前を過ぐるとき、そこに坐居る主立たる人々に挨拶して、我が步行を續けたるが、獻上物は我等に先だちて書記役より先づ以て、その各邸に荷ひ去られたるか、少しも我等の目に入らざりしは、或る別の室に置かれたるならんか。

それは數片の支那ベンガレン其他の絹布、木綿地、黑きシャルセ地數エルレンの黑布、ギンガン (Gingutans ○赤地の紋形のある木綿地。ベランダ Pelangs・一瓶の珍陀酒等なりき。何處にても家老職書記役によく(□非常に鄭重なる態度にて)迎へられ、時の(○餘裕あらざりしため、挽茶烟草菓子などを饗して、(□少の間は其處に留り居るも不可ならざる程度なりき)、尋いで面謁の室に延かれたるが、其室には垂簾 Haengematten・幔幕などの後に婦人の觀覽者滿々たり。我等若し滑稽な儀式をなし試たらば、彼等は喜びて見たるならん。たゞ備後守(彼は此間に宮邸の後方より此方へ乘物にて急ぎたるなり)の邸に於て短かき舞踊をなし、北寄の城堡 (○城內北部。にありし最も若き議政官の第宅 (○物澤吉保の邸なり。吉保は老中若年寄格中の最年少者にて、此時三十四歲。に於て我等各自一つ宛歌を謠ひたる他は、彼等が望みに添ふことなかりき。此儀終りて我等は駕籠又は馬にのりて城門を北へ出で、知らぬ路を經て、堅固なる堤防と池壕とを左に見て、夕暮(□六時)に旅亭に歸りたり。

三月三十日 ○我三月一日。金曜日。早朝騎馬にて出で立ち、他の高臣卽ち四人の江戶町奉行・三人の寺社奉行・兩人の外人接待官 (○宗門奉行。とて外國人をば監督する役人に、我贈物を齎らすなり。贈物は日本の人たる書記役が、目錄臺に載せて、我等に先だちて、指定の謁見室に持ち行き取り出して順に置きたるが、それは直ぐ前に述べたると同じ物なり。何れの邸宅にても一人か二人の家老職は、我等を數々の室を通して、何處も何側も陪覽者にて塞がり滿ちたる謁見の間に導きて、我等が座に就くや、烟草と挽

茶とを供へ。次に家老職又は祕書役は單獨又は一人の同役と共に、君侯に代りて訪禮を受けたるが、何處迄も我等は(○此方よりは)見得ぬ婦人達に絶えず見らるゝ樣に仕掛けてあり。婦人に愛想の爲め、我等に幾種の菓子・砂糖入燒物・樣々のを供して引留めんとするなり。

兩名の外人接待官の住居は相去る遠く、一人は城より西南に、一人は城より東北に住みて、兩方の距離は一里なり。兩家は我等が近しく其恩惠に浴すると思ひ做してにや盛儀もていと慇懃に迎たり。十九乃至二十人の護衛の武士は(○來り迎へ、(太き傍へ延びたる棒を執りて嚴めしき觀をなし、往來に滿ちて推し來る人民を遮ぎり、(□其の煩はしさを拂ひ)止めたり、邸第に入るときの迎接(□謁見の間に導かれし樣)は、他家に於けると異なることなかりしが、(□その宮殿に於て)奥深く最も內なる部屋に通され、その爲め我等にも、我等を見物に來りし婦人達にも、故障少なく、又他の人々が後より差加はることもなかりき。此部屋にて我等に對し遣戸(○襖)の代りに二枚・數枚の格子蓆 Gittermatte (○簾)かゝり、そこに化粧したる家內の婦人並びに招かれたる女性の友人知人は、所狹きまでに坐るも立つもあり。我等座に着くや、七人の美々しき服裝の立派な家來は來りて、烟草其附屬品など(□一揃の喫烟用具)を供へ、次に薄漆したる敷板の上に、燒菓子を載せたる、燒魚を一片一片に別の皿に盛りたる、鷄卵の燒きたる・又茹で(□て殼を剝き)たるを持出でて据え、其間々には溫めたる強き古酒を勸め、かくて一時間か一時間半も經ちし後、我等に一曲の歌・一段の踊りを望みたるが、踊は之を斷りたり。初の外人接待官の邸にては、ブランデーの代りに甘き梅汁を供せられ、第二の邸にては初に冷き褐色の羹汁(○小豆汁)に浸せし一片の赤飯(○原本にはマンゲブロート Margebrod とあり。マンゲとは饅頭にてブロートとは麵包なり。前の褐色の汁と合せて汁粉にてもあるべきか。)に芥子粉・大根數片を添へて出だし、次に特別の珍味(□にして幸運と好意との印)として砂糖を振りかけたる橙片を出だして、食後には挽茶を呼ばれて暇を告げて、晩五時に我旅亭に歸りたり。

三月三十一日(○我三月二日。)土曜日。午前十時馬にて出で、三人の長崎奉行を訪問す。其中家にありしは一人(○川口攝津守)のみ。他の二人は自身は長崎に在りて、そこにて既に我が贈物を受けたれど、我等は各邸に一瓶の珍酡酒を齎したり。在府の攝津守はかなりの從者を率ゐて彼の家の前にて我等を迎へ、そこに立ち留りて通詞等を招き寄せ、我等に對して『自分は大いに諸君の來訪して、吾邸に入りて暫らく時を遣りたまふを喜ぶ』と云はしめたり。彼の弟(○寛政系圖によれば、攝津守は長男にして弟二人あり。末弟宗正は貞享三年に死亡して此年にはなし。長弟助十郎宗長(寛永九年―元祿四年)は此年の二月十日に死亡せり。攝津守の兄弟と云ふは何人なるや明らかならず。)は我等を甚だ厚く待遇し、他の貴き役人又友人(□親戚)を相客として鄭重懇切なる會話もて我等を欵待し、我等を庭に請して引き廻し、又何かと歡樂を盡さんことをすゝめて、我等はさながら江戸にて呢懇の友垣にあひたる如く、長崎の御奉行の許にありと思はれもせず。煖き食・強き茶を